

40401

教科書文庫

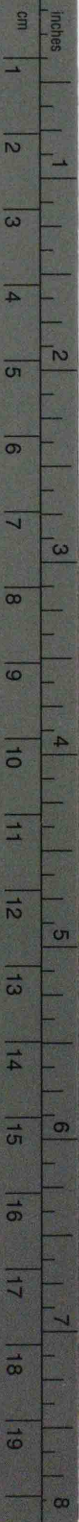
4
302 307
44-1938
2000.0 74165

Kodak Gray Scale



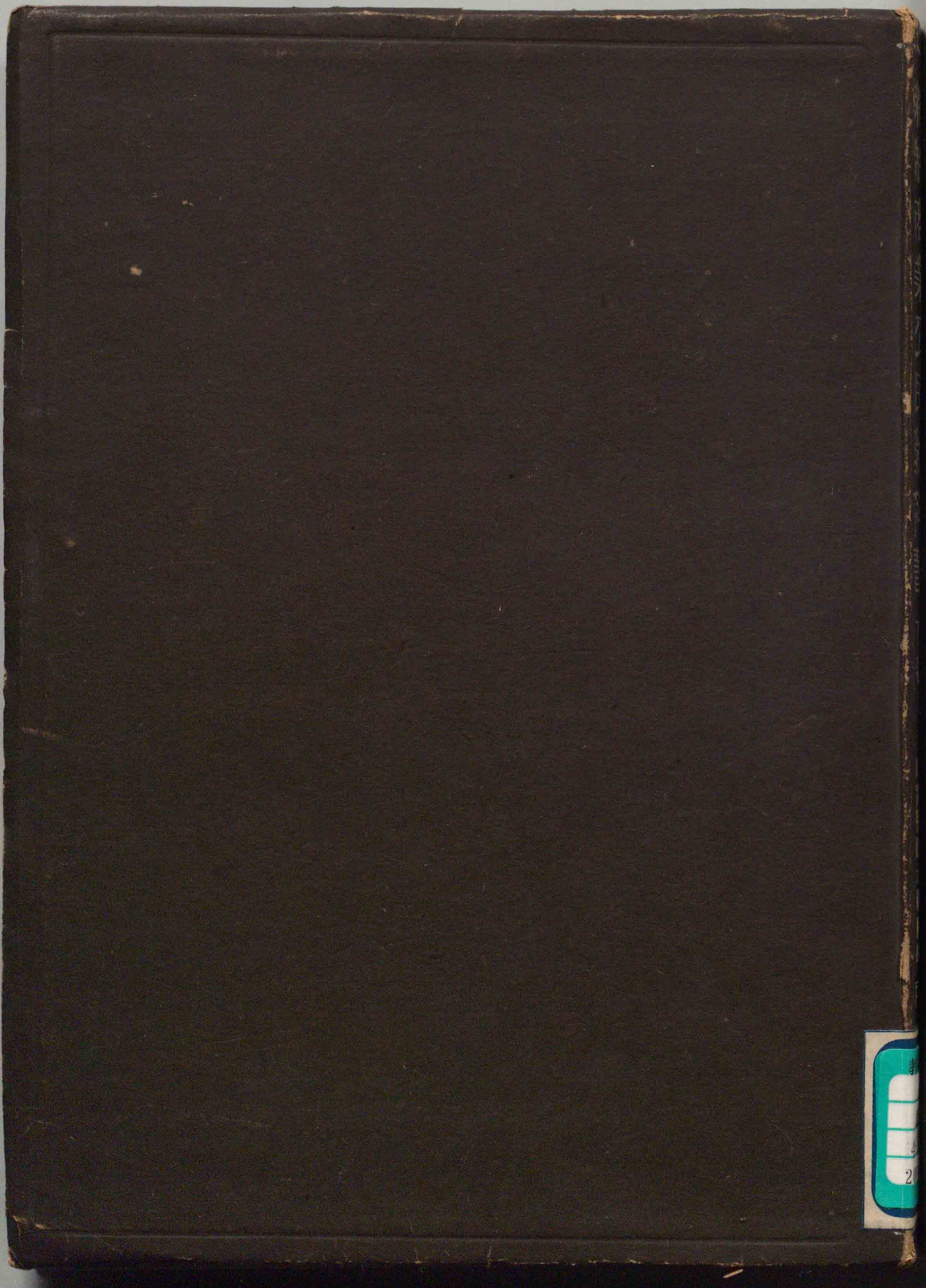
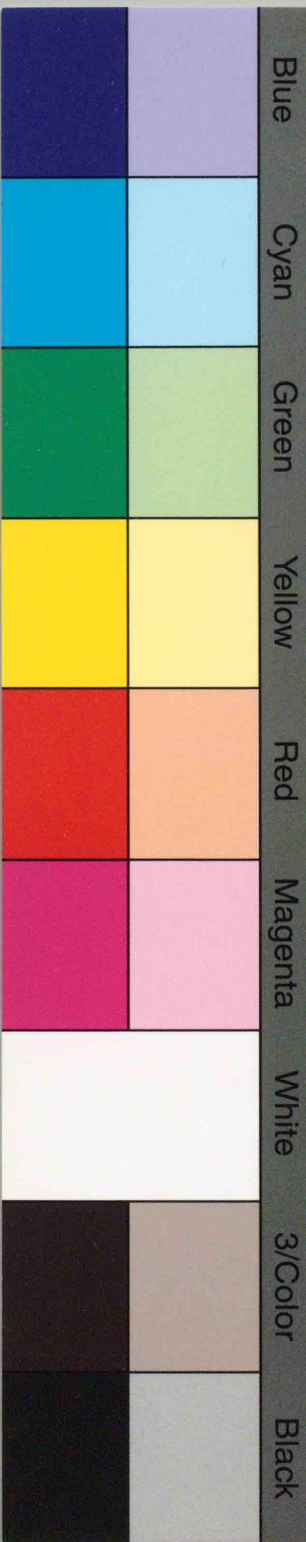
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室

教科書文庫
4
302
44-1938
2000074165

4c
301
BB13

市商
戸田
健

文部省檢定濟

昭和三十三年二月二十八日實業學校公民科用

東京帝國大學教授

戶田貞三著

新制商業公民教科書

東京
中文館藏版

広島大学図書

2000074165



卷頭

- 一、今上天皇陛下踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語
- 二、今上天皇陛下御即位禮當日紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語
- 三、國際聯盟離脫ニ關スル詔書



勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラントトヲ庶幾フ惟フニ皇祖考獻聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懐キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコト

ヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺
ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ
而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其
ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘ
キ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以
テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シ
ク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ
誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯
ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述
スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ
皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事
ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易
ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕力躬ニ逮ヘリ朕祖宗
ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮
ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト予
ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率斗テ敬忠ノ俗上
ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當
ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闡キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷

ヲ數キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ
宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄
ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天
職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ
進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保
チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘカヲ
戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ
遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ
皇考之ヲ悼ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承
シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナ
ル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ
ノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳ス
ルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱ス
ルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是
ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯
盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏

シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

內閣總理大臣

子爵

齋藤

實

以下各大臣副署

序

本書が商業學校に於ける公民科教科書として、改正教授要目の趣旨を尊重し、その目的達成のために、全幅の努力を拂つたことは、特筆するまでもない。即ち本書は商業學校の特質については十二分の考慮を拂ひ、特に今日の商業教育上の重大問題たる、商業活動の道德的理解を與へるためには、相當の苦心を重ねた。また他の教科に於て學習した教材の取扱に關しても、常に適切な配慮を加へることを怠らなかつた。かくして、不十分ながらも、商業教育の實情に即した公民教科書の出現に歩を進め得たことは、斯界のために幾分の貢獻となつたかと思ふ。

更に著者は、今日の中高等教育に於て最も望ましいことは、生徒に對し

て自ら考へ、自ら究め、自ら行ふ自律の訓練を與へることだと信じてゐる。従つて、本書もかうした學習訓練に對して、十分に貢獻し得るだけの獨特の最新形式を備へたものと、念願の下に、これが編成に當つた。この見地から、本書は左の二つの特色をもつに至つた。

○ 本書は、自學中心主義に基づいて、自力自奮、どこまでも研究的の態度を以て、學習に精進する氣風を作興することを眼目とした。このために、できるだけ行文を平明にし、章の要旨を示し、豊富な事例を掲げ、參考資料を與へて、強い學習的興味の下に、生氣潑刺たる研究に從事し得るやうに努めた。

○ 本書は、演習中心の研究法を採つて、實生活に於ける實際問題の批判解決に當る力を涵養することを重視した。このために、毎章節の

學習を終る毎に、必ず適切な演習問題を課して、以て實生活に即した研究を遂げ得るやうにした。

○ 以上の學習訓練の効果については、既に本書に依る數ヶ年に亘る實際教育の經驗によつて、明かに確認せられた。希くは、著者の新しい着眼と、用意との在るところを諒とせられて、ますます「生きた指導」と、研究とを積まれるやうに、切望して止まぬ。

昭和十二年十月

著 者 識

學習者のために

一 先づ、人に頼らないで、この書を読み破つて、自力で本文の大綱を捉えることに努める。そのため行文は平明にしてある。

二 各章の初に於ては、本章の要旨を通讀して、その章の目的とするところをはつきりと理解する。

三 本文中①②③などの引用符に當つた時は、下段の同じ番號のついた「事例」や「参考」を精讀し、また他の學科で學んだことは必ずその箇所を復習する。これによつて本文の意味が一層正確に理解せられる。

四 かくして、自分の力で到底理解し難い部分について、先生の補導を受け、いよいよ理解を深めるとともに、またこれを整然と統一する。

五 法令に關係のある材料の場合は、附録の「關係法規拔萃」を精讀して、理解を正しくし、且つ條文に親しむやうに努める。

六 演習問題を熟讀して、これが意味を確かめ、自分の力でできるだけの批判解決研究を試み、以て自分の一見識を立てる。

七 更に先生から演習上の指導を受け、以て明快なる解決を告げる。こゝに至つて諸子の知識は完全に血となり、肉となる。

八 更にこの科に於て養はれた公民的徳操はたゞ學校内だけに止まらずあらゆる場合に於て、臨機應變にこれが活用に心掛ける。

目次

第一章	國民生活	一
第一節	我が國民生活と國民性	二
第二節	國民保健	八
第三節	社會改善	一八
第二章	職業	二九
第一節	國民生活と職業	二七
第二節	分業と職分	三〇
第三節	職業の選擇	三四
第四節	勤勞と創造	三六
第三章	國民經濟	四一
第一節	我が國民經濟	四一

第二節	生産と消費	四三
第三節	企業	五二
第四節	所得	五六
第五節	經濟と道德	六一
第四章	産業	六四
第一節	我が國の産業	六四
第二節	資源の開發	八一
第三節	技術の進歩	八四
第五章	流通	八九
第一節	貨幣と物價	八九
第二節	商業	一〇一
第三節	金融	一〇四

第六章	財政	一一六
第一節	我が國の財政	一一六
第二節	豫算と決算	一一七
第三節	租税	一一九
第四節	官業	一二二
第五節	公債	一三〇
第七章	海外發展	一三三
第一節	我が國の貿易	一三三
第二節	移植民と拓殖	一四一
第八章	國民文化	一四三
第一節	我が國民文化	一四三
第二節	學藝・宗教・教育	一五〇

第三節	國民文化の發展	一六八
第九章	國防と國交	一七二
第一節	國防と兵役	一七三
第二節	國防と國力	一八三
第三節	國際協力	一八六
第四節	國交と國民	一九五
第十章	我が國の使命	一九九
第一節	世界に於ける我が國の地位	一九九
第二節	我が國の使命	二〇六
第三節	我等の覺悟	二一〇
附錄	關係法規拔萃	
.....目次終.....		

新制商業公民教科書 下卷

戸田貞三 著

第一章 國民生活

本章の要旨 我が國民生活は、經濟も、産業も、文化も、すべて建國の理想の實現を目指して營まれてゐる。この理想を實現するためには、先づ國家興隆の大本たる國民精神が、振興されなくてはならず、また國力充實の基礎たる國民の健康が、増進されなくてはならず、なほまた國民的協同の實を擧げるために、社會的不安が除かれ、住み良い社會が建設されなくてはならぬ。

参考 我が國民生活の生命 我等は、日頃どういふ信念を以て、その業務に従事をすればよいものか。元來、我等の生活を表面だけから見ると、外國人のそれと同

第一節 我が國民生活と國民性

■我が國民生活 我等は、本書の上巻に於て、我が國民生活が如何なる組織の下に營まれてゐるかを學んだ。下巻では、更に我が國民生活の内容をなす國民經濟國民保健國民教育國民文化國防國交などの諸方面に亘つて、これらを如何にして充實し、改善し、發達せしめ、以て我が國運の隆昌を圖るべきかを説かう。

今や我が國は、思想方面に於ても、經濟方面に於ても、すべて光輝ある國民精神の上に立つて、大發展を遂げつゝある。既に學んだ如く、我が國の政治に於ては、世界に冠絶せる國體と、欽定憲法とに基づいて、独自の立憲政治が行はれてゐる。更に、國民の經濟生活について觀ても、ただに各自の日常生活を保つためのみならず、皇國發展の

じく、たゞ日常の生業にいそしんでゐるだけである。しかし、それに從事する人々の心の底には、日本人だけにある尊い國民的信念が漲つてゐる。即ち、我々は如何なる國民も持ち得ない、日本人特有の國民精神をしつかと抱いて、すべての業務に當つてゐる。軍人や、外交家は、いふまでもなく、田畑を耕す者も、店頭に座る者も、ハンマーを振ふ者も、皆この

重要な基礎として、國民の經濟力が培養せられてゐる。また、我が國民の思想文化の方面に於ても、一に肇國以來の大精神を顯現し、これを發展せしめることを主眼とし、そのために、外來文化も攝取せられ、よく醇化せられた。この外、我が國防國交に於ても、ひとすぢに大御心のまゝ、によく皇國を保全し、國威を發揚するとともに、大いに世界の平和に貢獻し、廣く人類の福祉を増進するために、大きな努力が捧げられてゐる。

■我が國民性 我が國民が、古來秀麗な國土に於て、君民和合の家族的國家生活をつゞける間に、自然と一種獨特の國民的性格が作られた。これを我が國民性といふ。この國民性の如何は、國民生活の消長に大關係あるもので、平時の國際競争に於ても、また祖國の危急存亡の秋に

氣魄を通してそれを營んでゐる。學者や教師にも、醫者や宗教家にも、その血管内にはこの美しい血が流れてゐる。これあるために、日本帝國は今日の大飛躍を遂げたのである。然らば、我が國民的信念とは何か。これがこの節に於ける研究問題である。

②参考 國民性の由來 個人にそれ／＼の個性があるやうに、國民にも

際しても、結局の勝敗は、主として國民性の如何にかゝる。我が大和民族は、古來優れた國民性を提げて、東洋諸國に卓越し、今や世界列強の間に伍して、堂々指導的地位を占めてゐる。然らば、何が我が國民性の特色であるか。これについては、さまざまの見方もあるが、要するに左の二項に歸せしめることができる。

(一) 明淨正直 これは、明るき、淨き、正しき、誠の心である。古來の敬神の念、禊祓の精神も、この心のあらはれであり、それが義勇奉公の精神に發現しては、大和魂として自覺せられ、本源に生きては、身を捨て、私心を離れて、君國に報ずる心となる。また、我が國民が、由來快活性に富み、淡泊を喜び、義のためには死を鴻毛の輕きに比するものも、名を惜み、面目を重んじ、節義を尚び、恥を知るものも、皆この性情

また独自の特質がある。これが即ち國民性である。即ち國民が一定の風土環境に於て、一定の制度の下に、歴史的に協同生活をつゞける間に、おのづと一種特有の國民的性格即ち國民性が形造られる。個人の性格が成長するやうに、國民性も時代により、國民の生活體驗によつて徐徐に發達する。されば、國民性をよく研究し、長所はこれを助成し、短所

の自然のあらはれである。

(二) 沒我同化 これは、沒我無私の心と、包容同化の精神とである。古來、我が國民が、外來の文化を輸入しながら、よく短を棄て長を生かして、獨特の文化を生み得たのも、小なる自己を沒して、大なる國家に奉仕したのも、つまりこの心のあらはれである。更に、また國民が一體となつて、運命を共にし、和合協同の美風を發揮したのも、よく祖先を崇拜して、父祖と一つ心にならうと努めたのも、皆この心のあらはれに外ならない。

以上、我が國民性の長所を列舉したが、元來一長一短は事物の自然であるから、この長所の反面には、また若干の短所がある。しかし、我が國が事實に於て、旭日昇天の勢を以て進展し來つたのは、一に我が國民性に斷然優秀な

はこれが矯正に努むべきである。

③ 参考 國民性の種別
我が國民性の特色について、學者はさまざまの別け方をしてゐる。即ち、忠君愛國、潔白性、快活性、淡泊性、樂天性、現實性、單純性、禮讓性、同化性、尚武性、節度性、優美性などを擧げてゐる。これらは、皆我が國民性の一面を指摘したものであるが、いづれも(一)明淨正直

長所があるからである。我等は、一方では、ますます御國の寶としてのこの長所の發展を圖り、他方では、できるだけ、それに伴ふ短所の改善に力を注ぎ、以て時代の進運におくれをとらず、國家の大計に悖ることのないやうにし、國民生活の充實に努めねばならぬ。

國民精神の作興 我等は、我が優秀なる國民性の長所を保つとともに、更に我が國民精神の振作に努めることが肝要である。我が國民精神とは、我等國民が萬世一系の皇室を戴き、一つ心になつて、國家を尊重愛護する氣魄である。これは、日本民族の傳統的の信念で、連綿として無窮に存續し、日本文化を發展せしめ、しかも全國民を結束して、團結の固い一體となし、國家のために奮起活躍せしめる原動力である。我が國民性は、實にこの精神の

(二) 没我同化の二項目の中に含まれる。

参考 國民性と國民の運命 個人の性格が個人の運命を決定するやうに、また國民性の優劣は國民の運命を決定する。これは平時に於ても然りであるが、戦時に於て、その國民性は赤裸々に發現する。日清日露の戦役に於て、我が優秀なる國民性はよく大勝利を贏ち得た。ま

上に現はれたものである。古來、大和心・大和魂と名づけられ、更に今日、日本精神と呼ばれるものも、この國民精神に外ならない。まことに、我が國民精神は、君民一體の國體より發生し、眞心を以て國家のために努力すべく、國民をその内心より鼓舞する魂であるから、この精神が剛健であるか否かは、直ちに國家の盛衰・民族の興亡に重大な關係をもつ。建國以來、國運隆々として今日を見るに至つたのは、一つには我が國民に、この剛健な氣魄が漲つてゐたからである。今や、我が國は、非常時に遭遇し、前途いよいよ多事を思はしめる。我等は、ますます國民たるの信念を固くし、私を去つてよく分を全うし、父祖傳來の國民精神の振作に努め、國家興隆の本を固くし、民族の繁榮を圖り、忠誠以て皇運を扶翼し奉らねばならぬ。

た歐洲大戰は、各國の國民性の試金石となつて、その長短を如實に世界に示す機會となつた。

参考 國民性と國民精神 自國民と他國の民とを比べて、主としてその精神上の性質の差異を考へる場合に、これを國民性といひ、それが自國民に共通で、全國民を引きまとめ、その行動を鼓舞する原動力であると考へる場合に、こ

【練習問題】 我が國民性の長所と短所とを明かにし、その短所はどうして矯正して行くべきかを研究せよ。

第二節 國民保健

■我が國の人口 我が國の人口は、明治維新まではその増加率極めて微々たるものであつたが、維新以後頓にその勢を増した。即ち、維新の直前に三千萬人内外であつたものが、昭和十年には、内地人口六千九百二十五萬人となり、實に七十年間に二倍以上の増加を示してゐる。更に、同年に於ける朝鮮、臺灣、樺太の人口合計二千八百四十四萬人で、帝國全版圖の總人口は、實に九千七百六十九萬人の多きに達した。従つて、その人口密度は、全版圖一方料につき百四十五人内地百八十一人となつてゐる。

我が國內地の面積は、列國中第二十九位であるが、人口

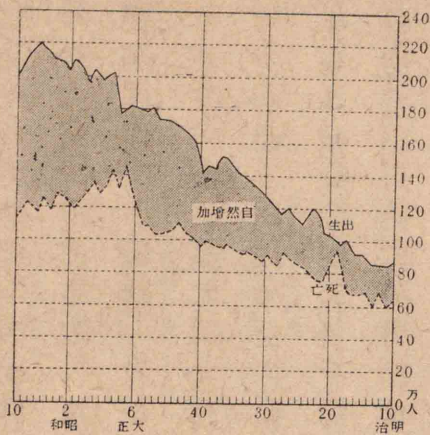
れを國民精神といふ。

【事例】 帝國總人口

上記人口の外なほ關東州に百十三萬人、滿鐵附屬地に五十二萬人、南洋諸島に十萬人、合計百七十五萬人が住んでゐる。これらの人口を全版圖の總人口に加へると、實に九千九百四十四萬人となる。

【參考】 人口食糧問題

本邦人口増加趨勢



は本國だけについて観ると、支那、蘇聯、邦米國に次ぐ第四位に當り、獨英、伊佛の諸國は、皆帝國の下位にある。また人口密度は、本國に於て、白耳義、和蘭、英國に次ぐ第四位にあり、屬領を加へた全版圖の密度は、實に世界第一位に位してゐる。

我が國內地の出生數は、十年この方、毎年約二百二十萬内外、出生率は人口千につき三十臺に位し、死亡數は年々百二十萬内外、死亡率は人口千につき十七八臺を告げてゐる。従つて、兩者の差増、即ち年々の人口自然増加は、最近九十萬臺の聲を聞く年が多い。昭和十年の如

人口の増加は、國運發展の原動力の増加でもとより喜ぶべき現象ではあるが、しかし、これには一方に於て生活資料の産出が相伴はねばならぬ。然るに、我が國は耕地が狭く、且つ各種の天然資源に乏しいために、年々百萬を數へる人口の自然増加に對して、物資の生産高が果してこれに並行し得るかは、實に大きな問題である。この生活資料の問題と、

きは、百萬臺にも上り、近年の自然増加率は、人口千につき十三四臺を示してゐる。この自然増加率を、諸外國に比べると、斷然我が國が高く、伊太利の比較的高率なるを除けば、英米獨佛の如き、我が國の半ばにも達しない状態であらう。いづれも民族の將來のために憂慮してゐる。

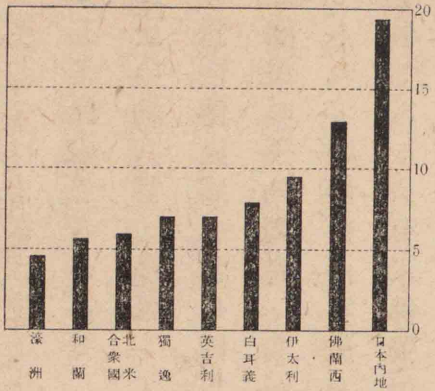
■國民保健の現状 我が國の如き、土地狹小にして、天然資源少く、加ふるに人口増加の著しい國に於ては、國運興隆の基礎を、國民知能の向上と、國民體力の増進とに置き、所謂人的資源の充實を圖ることが最も肝要である。このうち、國民體力の増進は國民活動の源泉で、國民保健の如何は、實に我が國の運命を左右する。然るに、國民の一般保健状態を見るに、近年幾分向上の跡も窺はれるけれども、これを歐米の主要諸國に比べると、なほ相當の隔

これに關聯して起る幾多の社會問題とを、どうして解決すべきかは、實に我が國今後の大きな國策でなくてはならぬ。

3 事例 死亡率 我が國では、昭和十年に於て、人口千につき一六・八に低下したが、英の一・二〇、佛の一五・一、獨の一〇・九、伊の一三・八、米の一〇・七に比して相當の距離がある。近來、我が乳兒死亡率も低下し、昭和九年

には出生千につき一二五となつたが、英の五七、佛の六九、獨の六八、伊の九九、米の五八に比べて、なほ著しく高率である。

表者亡死核結の國列 (付に萬一口人)



りのあるのは、邦家のために深憂に堪へない。
(一)死亡率 國民保健の尺度ともいふべき死亡率の趨勢は、近年官民の努力によつて、幾分低下の傾向をとつてゐるが、しかし、歐米に比して、なほかなりの遜色がある。殊に、乳兒・幼兒の死亡率の高

いことは遺憾である。

(二)國民の疾病状態 我が國では、結核・花柳病・癩・トラホームの如き、慢性傳染病の蔓

延甚だしく、就中結核の如きは、本邦死亡原因中の首位を占め、昭和九年に於ては、内地の死亡者數十三萬餘人に達し、その割合は、人口一萬につき一九・三の高率を示してゐる。

4 事例 外國結核死亡率 英は七・六、米は六・〇、獨は七・三、伊は九・二、佛は一三・九を示してゐる。

5 事例 急性傳染病

我が國は地理的的關係から、コレラ・ペストなどは、常に支那・印度の病源

る。これを英米獨などの諸國に比べると、實に二倍乃至三倍の高率となる。

トラホームの患者数は、全國に亘り七百四十萬に上り、癩に至つては、支那印度とともに、世界で最も多く、全國に一萬五千餘の患者がある。また、人體寄生蟲病の如き、全國農民の約八割に蔓延してゐる有様である。この外、各種の急性傳染病も、常に國民に大きな脅威を與へてゐる。

(三)國民の平均壽命 我が國民は、おしなべて比較的短命で、その平均壽命は、零歳を基準として、男四四・八年、女四六・五年であるが、英米佛獨伊の諸國人は、いづれも、本邦人よりも約十年長命である。

(四)國民の體力體格 今、本邦生徒の身體検査統計によると、その體力體格は、次第に良好に向ひつゝあるが、たゞ

地から直接の影響を受ける。腸チブス・赤痢の如きは、四時これが發生を見、昭和十年に於ける腸チブス及びバラチブスによる死亡者は、人口一萬につき一〇三に上り、英獨に比すれば、實に十倍餘の高率に當る。

6 参考 平均壽命 日本
本の男子は、生れ落ちたところで、平均四十五年の餘命を保つ計算になつてゐるが、それなら二

一般に身長體重の増加するに對し、胸圍は必ずしもこれに伴はない。次ぎに、徴兵検査の成績によると、壯丁の體格は、近時累年低下し、合格者甲乙種が減少し、不合格者丙丁種が激増して來た。即ち、不合格者は、大正の末期には、壯丁千人につき二百五十人であつたが、昭和六・七年頃には、三百五十人となり、同十年には實に四百人に達した。

而して、筋骨薄弱者が累年増加し、壯丁の體力は漸次劣弱の傾向を辿りつゝあるものと認められてゐる。

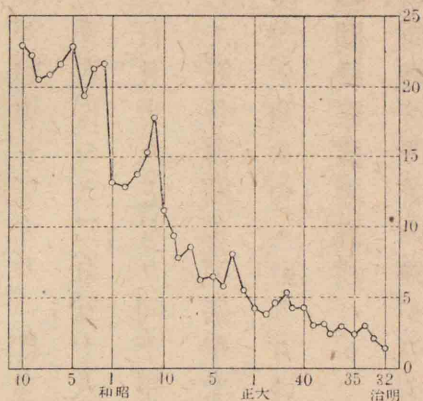
7 國民保健の施設 かくの如く、我が國民の保健状態は、近時幾分改善の跡がみられるけれども、これを歐米の主要國に比べると、なほ一段の遜色があるばかりでなく、特に體格等位に於て、明かに低下の徴が認められる。されば、一般國民の健康を増進し、國民體位の向上を圖るこ

十歳になつたら、後二十五年の壽命だと早合點をしてはならぬ。死亡率は各歳でちがふから、年齢によつて、餘命がちがつて來る。

7 事例 筋骨薄弱者
陸軍の調査によると、不合格の主なる原因は、筋骨薄弱者の増加で、最近は年々壯丁千につき、この種のもの十人宛増加してゐるといふ。

とは、實に國力充實の基礎を固くする所以で、躍進途上に在る我が國に於て、實に焦眉の大問題である。而して、これがためには、先づ國民に保健思想を普及徹底せしめる

胸部慢性疾患 (壯丁に付)



加し、その體力は低下し、従つて慢性胸部疾患が逐年増加して、今日の國家的憂患を産むに至つたのである。また、農村の人々は、労働によつて相當身體を鍛錬するけれど

とともに、特にその生活方法を衛生的に改善せしめなくてはならぬ。現代の我が知識階級は、榮養については注意をするが、とかく大切な身體の鍛錬を缺くために、筋骨薄弱者が増

8 参考 保健所 これは一定地域内に於ける住民の健康を増進し、體位の向上を圖るために、必要な豫防的の指導事業を行ふ機關として設立された。事業の主なものは、衛生思想の普及及榮養の改善、妊産婦や幼児の衛生、住宅の改善、結核の豫防、トラホーム、寄生蟲病、花柳病の豫防などについての指導や、相談である。

も、一般に衛生思想が乏しいために、意外に不健康者が多い。されば政府は、全國的に保健衛生上の指導機關として、保健所を設けるに至つた。我等は、國家の大局を察し、理解を以てこれら機關の活動に協力し、官民一致、國民の健康を増進し、體格の向上を圖ることに努めねばならぬ。殊に、結核が今日我が國民間に蔓延し、特に青少年層を襲つて、國家の中堅層を脅かし、これに基づく公私の損害は、殆ど測り知れないものがある。これ、結核豫防が、衛生問題中最も重要視される所以で、これが對策としては、先づ結核療養所を擴張し、結核豫防相談所を普及せしめるとともに、結核豫防に關する國民教育の徹底を圖り、根本的にこの悲しむべき状態を改善すべきである。我が國民は、個人衛生については、相當の訓練を積んで來たが、公

9 事例 無醫村 我が

國の醫師は、年々二千人以上の増加を見てゐるが、實際は都會に多く集中して、僻陬地の農山漁村には、今日一人の醫師も常住しない村が少なくない。無醫村は、昭和十一年五月現在で、全國に三千二百餘町村、その總人口八百萬人を越えてゐる。されば、政府は特に必要と認める村に、診療所を設置せしめる方針を採るに至つた。

衆衛生に至つては、今なほ頗る幼稚の域にある。我等は、公衆衛生が國民保健の上にもつ重大な意義を自覺し、自他ともにます／＼その勵行に當ることが肝要である。

四 農村と都市 近時、徴兵検査に於ける不合格者數を見るに、おしなべて農村に生れ、農村に育つた者には比較的少く、都市に生れ、都市に育つた者には比較的多いが、農村に生れ、義務教育を卒へて都市に出た者にも、比較的に多い。年少期に於ける都市生活がいかに體格不良の大きな原因をなしてゐるかは、これによつても明かである。農村には、一般に衛生思想も乏しく、衛生設備も不備であるのに、なほこの傾向を見るのは、農村の生活が一に自然の美に接し、大地に親しみ、十分日光に浴し、新鮮な空氣を呼吸して、身體を鍛鍊するなど、重要な健康上の好條件に

事例 都鄙と健康
昭和十一年度、受檢壯丁六十餘萬人中、不合格者數は、都會に生れ、都會で育つた者では、壯丁千人につき四百八人であるに對し、田舎に生れ、田舎に育つた者では、三百十五人、田舎で義務教育を卒へて都會に移つた者では、三百八十五人となつてゐる。

参考 農村と都市
農村の美點については、

惠まれてゐる結果で、こゝに農村の大きな美點が見出される。

然るに、近時農村の興廢を双肩に擔つて立つべき青年が、淳朴平和な農村生活を厭ひ、續々と鋤鍬を捨て、都市へと趨り、農村は次第に寂れて行く。かくして、世人も、農村と都市とを對立的に眺めるに至つたが、しかし兩者は決してそんな別箇のものでなく、持ちつ持たれつの關係に立つてゐる。殊に、これを經濟的に見るときは、その利害は全く共通で、どこまでも相依存してゐる。即ち、我等の日常生活に見るも、米麥や、蔬菜を始め、工業原料など、農村の生産品は、多くは消費地たる都市に送られ、織物、雜貨を始め、さまざまの都市の加工品は、農村に向つて供給せられる。従つて、農村が繁榮すれば、當然その購買力も大

上巻「我が郷土」の章で説いた。農村と都市とはこれを局部的・一時的に考へると、利害の衝突があるやうに見えることもあるが、全體的・永續的に眺めると、兩者は決して利害相反したものでなく、却つて有無相通じ、唇齒輔車の關係にあることがわかる。特に經濟上、物資の相互交換の關係に於ては、どこまでも相依存して圓滿な發達を遂ぐべきもので、

きくなつて、都市も活況を呈し、また都市が潤ふて來ると、農村の生産品の需要が多くなつて、農村の景氣を引き立てる。かくして、國家の隆昌は、實に双方の共存共榮によつて實現せられる。我等は、農村の民たると、都市の住民たるとを問はず、よくその特質を理解し、相倚り相扶けて、國民生活の充實進歩に盡くさねばならぬ。

重要問題 近時我が國に於ける結核蔓延の實狀を統計的に調べ、國力發展の立場から、これが對策を研究せよ。

第三節 社會改善

社會問題 我等の住む社會は、その生活の全般に亘つて、本當に住みよいものであつて欲しい。然るに、文化の發達した現代に於ても、社會の状態は決してさういふ理想的なものではなく、文化の恵みをよそに貧苦に悩む

農村の繁榮は都市の殷盛を促すと同様に、都市が衰微すれば農村もまた疲弊するを免れない。されば兩者が絶えず協力し合ふてこそ、國民生活は安定する。

1 參考 **社會問題の發生**
(一) 社會制度の缺陷
一度成立つた制度組織は固定してゆく性質が

者や、病のために働き得ない者もあれば、扶養者のない人の子や、罪を犯す者もある。また、労働者と資本家、小作人と地主との争ひも續出する。そこで、かくの如き、人々の間に於ける利害の衝突を除き、また種々の缺陷を矯めて、恵まれぬ人々を救ひ、以てこの世を住みよい社會にするがために、従來の制度や、組織の改善を圖らうとする種々の要求や、運動が起つて來る。これが所謂**社會問題**である。今日の社會問題には、いろいろのものがあつるが、いづれも**經濟問題**が、その中心をなしてゐる。

(一) 労働問題 今日**の經濟組織**の下に於ては、労働者は自分の労働を、資本家や企業家に提供し、それに對して約束の賃銀を得て、生活を營んでゐる。然るに、兩者は形の上では、對等の立場にあるが、實質的には、労働者は資本家

あるのに、思想は常に伸びてゆき、初め適切であつたものが、次第に社會の必要と離れて來る。
(二) **産業上の變革** 産業が大仕掛となるにつれ、資本家と労働者との階級が明かに別れ、利害は全く相反し、労働者は貧窮に陥るに至つた。
(三) **思想の變遷** 右の事情は昔からあつたが、近時教育が普及し、人智が進み、人格の尊重が自覺され、法律上對等の權利

に對して、自ら從屬的地位に立つ。従つて、資本家は労働者に對して、なるべく安い賃銀を支拂ひ、長時間の就業をさせて、自分の利潤を多からしめようとする。そこで、労働者は強い團結の力を以て、労働條件の改善を資本家に迫り、要求が容れられなければ、同盟罷業を以て威嚇し、こゝに兩者は相對立して、労働問題が勃發する。

(二) 小作問題 農村に於ては、時々小作人と地主との間に、小作問題が起る。近時、小作人は一般に農作物の値下りと、生活費の向上に苦しみ、小作組合を通じて小作料の輕減を始め、種々の要求を地主に提出し、こゝに兩者の間に爭議を惹き起すやうになる。

社會問題としては、以上の外、なほ中小商工業者や、俸給生活者の問題や、失業問題、婦人問題などがある。

義務が與へられた。以上の三つの事情から社會問題が起るに至つた。

② 参考 労働爭議

労働者は、賃銀の値上、労働時間の短縮、工場設備の改善、解雇手當の増額など、さまざまの要求を以て企業家に迫り、廣くこれを國民に訴へる。しかも容れられなければ、怠業や、同盟罷業を武器として進み、企業家もこれに對し、逆に工場閉鎖

③ 社會政策

これらの社會問題は、どうして解決せられるか。共產主義を奉ずる者は今日の社會は、資本主義の機構に立ち、貧富の差ますゝ甚だしく、あらゆる社會の害悪は、源をこゝに發すると主張し、先づ、この機構の根柢をなす私有財産制度を撤廢し、統制的に生産消費の行はれる社會を、出現せしめようとする。しかし、これらの主張は、元來人の性情を無視し、努力によつて向上しようとする人間の道德心を度外に置き、社會の秩序を根柢的に蹂躪して顧みない單純な偏見であり、また亂暴な斷案である。人間生活上貴いのは、鬭争でなくて協調であり、物質よりも精神である。しかも、その根柢に於て、無產者には祖國なしとする思想に立ち、我が光輝ある歴史と、國體とを無視し、破壊を知つて建設を顧みざる者の如きは、

を行ふたりする。これを總稱して労働爭議といふ。すべて爭議は、勞資双方を苦しめるのみならず、更にその期間國民生活に必要な生産を中止する。従つて、これは實に國民的の不祥事といはねばならぬ。

③ 参考 私有財産制度

の撤廢 人類に所有の本能があり、それが根強く人々の生活を動かしてゐる限り、財産の私有

断じて帝國內に存立を許すことができない。

然るに今日の社會生活には事實制度の缺陷から來る害悪や弊害も尠くない。されば現在の社會組織の根本はそのまゝに維持しながら、専ら立法行政の手段によつて、その缺陷を次第に除き去り、以て社會全般の福祉を増進することに努め、これを明るく住みよい社會に改善しようとする種々の施設が行はれるやうになつた。これを社會政策といふ。而して、この施設の範圍は頗る多岐に亘つてゐるが、我が國では先づ(一)労働問題の解決に對しては、工場法、鑛業法、健康保險法などを定めて、労働者の健康や利益を保護し、労働爭議調停法を設けて、勞資間の爭議の平和的解決を圖り、職業紹介法を立て、失業者の就職を斡旋せしめ、(二)小作人及び農民保護のためには、小作調

を根柢より撤廢せんとするが如き企は、到底長きに亘つて行はれ得るものではない。たとひ一時無理にこれを強行しても、やがてまた別の形をとつて現はれて來るに違ひがない。

4 事例 改善と破壊

病者の治療は、それによつて病者を殺すことではなく、適當な方法を施して徐々に病氣を治すことである。それと同

停法、米穀統制法、産業組合法などを實施し、(三)一般の生活安定に對しては、租税制度に於て、負擔能力に應じた課税をなし、米穀統制法を設けて、米價の高低を調節し、借地法、借地借家調停法によつて、弱者の立場を擁護し、また國民の保健や、救貧や、犯罪の豫防を始め、政治の全部門に亘つて、弱者の保護と、強者の自覺反省を促すことに力を致してゐる。かくして、社會政策の施設は現代政治の重要な部門となつた。

5 社會事業

社會政策が、國家の力を以て、制度の上に改善を加へて、社會の改良に當つても、なほ貧困、疾病、犯罪などのために苦しむ者は、刻々にあらはれて來る。もともと制度は、一般多數の人々の生活に關する規定であるから、如何に制度を改正しても、なほ個々の人々について

じく、社會問題の解決も、決して社會を破壊することではなく、改善さるべき社會の基本を害ふことなく、徐々に缺陷を除き、またはこれを防止することである。

5 事例 皇室と社會事業

業 光明皇后が、社會事業に御心を注がれ給ふたことは、我等は既に國史で學んだ。また、天災地變に際し、御大典、御大葬などの場合に、皇室が

見れば、かやうな文明の恵みに浴し得ない不幸な人々は跡を絶たない。これらの薄幸な人々にまで、救護の手を伸ばして、社會改善のためにする施設を、**社會事業**といふ。元來この事業は、その始め慈善家や、宗教家などの手によつて行はれる博愛事業として起つたが、今日では、その重要性が一般に認識せられ、政府の外、公共團體や、民間篤志家の手によつて營まれるに至つた。

この事業には、(一)防貧救貧事業としては、授産所、公設市場、簡易宿泊所、公益質屋、職業紹介所、方面委員などがあり、(二)保護事業としては、産院、托兒所、孤兒院、養老院、養育院、少年教護院、釋放者保護などがある。また、(三)保健衛生事業としては、慈善病院、無料實費診療所、結核療養所、癩療養所、學校給食などの施設がある。こゝで特に銘記すべきは、

窮民の上に御慈恵を垂れ給うたことは、枚擧に遑がない。明治以降に於ては、殊の外この事業の助成に御心が注がせられた。即ち、恩賜財團濟生會は、明治四十四年、明治天皇が施藥救療の資として百五十萬圓を賜うたため設立され、恩賜財團慶福會は大正十三年、皇太子殿下御成婚の盛儀に際し、社會事業助成の思召から、御内帑金百萬圓を賜はつて設

古來皇室の御賑恤によつて、社會事業が營まれたことである。殊に、明治以來、畏き邊りの思召によつて、幾度も社會事業團體に金品を下賜せられ、團體の事業を御獎勵遊ばされ、またしばしば親しく事業の状況を御視察遊ばされた。我等は、恵まれぬ民草の上に御心を注がせ給ふ皇恩の忝さに、たゞく感泣するの外はない。

四 住みよき社會の建設 我が國では、一方で種々の社會政策を實施し、他方でさまざまの社會事業を興して、住みよき社會の建設に進んでゐる。我等國民は、心からこれらの活動に協力し、分に應じて、恵まれざる人々に温かな同情の手を伸ばすべきである。更に、我が和の大精神に立ち、國民互に分を守つて私を離れ、心から一體に融け合ふべく、特に勞資の間では、權利を主張する前に、先づ義

立を見た。更にこの時、兒童就學獎勵の思召から、百萬圓を御下賜遊ばされて、これを各府縣に分配せられた。また、恩賜財團愛育會は、昭和九年、皇太子殿下御降誕祝賀記念として、御内帑金七十五萬圓を賜ひ、設立されたものである。

【参考】 **社會改善の礎** 社會は一個の網であり、各人はその節である。その中、いづれの節が綻

務を盡くし、互譲共存の精神を發揮することが肝要である。それとともに、我等は彼の詭激な外來思潮に動かされることなく、剛健なる國民精神を涵養して、ともく手にをつないで、國家の興隆と、情味の豊かな社會の建設とに、全幅の努力を拂ふべきである。

演習問題 我等は、國民の一人として、住みよき社會の建設のために、どういふ方面に協力をするかができるかを研究せよ。

びても網はその用を成さなくなる。されば、各人が和の道に従ひ、定まつた職分を忠實につとめたならば、網の各節はますます強さを増して、網はいよ／＼その働きを全うするに到る。

第二章 職業

本章の要旨 我等が職業に就くは、たゞ一身一家のためのみならず、更に國民の一人として、國家生活に役立つ仕事の一部を擔當する責務があるからである。我等は、我等が擔當する業務について、常に研究工夫を重ね、勤勞を樂しみ、以て國家に貢獻するところがなければならぬ。

第一節 國民生活と職業

■人と職業 我等が、おの／＼の特性や、境遇に應じて、一定の職業に従事することは、全く人生の常道である。今、職業を個人的の方面から見ると、先づ我等はこれによつて、一身一家の生計を支へて、經濟的の獨立を圖つてゐる。しかも、我等は職業によつて、よくその人格を磨き上

■事例 國家社會と職業 我等の生活には、種種の物が要る。米麥や野菜もあれば、味噌醬油も要る。またこれらの物が、家々の臺所に運ばれるために、多くの人の働きが要る。我等は、この外、書物でも、新聞紙でも、醫藥でも、交通機關でも、數々切れぬほど多くの人々の助けを受けて

げ、十分に個性を發揮することができ。即ち我等は、専心自分の職業に勵精するために、その智徳は高められ、人格の光はかゞやき、所謂「藝」によつて自己を磨き、藝によつて悟るのである。更に我等は、職業を通じて、自分の才能を十分に發揮し、それによつて、いひがたい満足を感じる。彼の農家にとつて、秋の實りは、たゞ收穫の喜びであるばかりでなく、また勤勞の實りとしての喜びである。

■國民生活と職業 職業を更に、國民的協同生活の立場から見ると、我等は公共の生活に必要な仕事の一部を分擔して、國家生活の發展に貢獻してゐる。人の職業は、全く千差萬別であるが、いづれも國民生活にとつて缺くべからざるもので、我等が、その部分々々の職分を盡くしてこそ、始めて、國民生活は圓滑に營まれる。かく、我等が

暮してゐる。されば、かうして他の人々の助けを受ける代りに、自分もまたその得意とする仕事を勵んで、互に助け合つて行くのが、今日我等の社會生活の姿である。

■事例 國民活動と職業 これを人の身體に譬へてみると、我等の身體の各部の器官は、皆一身の生存のために活動してゐる。若しも、一部の器官の活動に故障が

職業を通じて、國民の活動の中に織り込まれ、公共のために、分に應じた努力を拂ふことは、國家の一員としての重大な責任である。かくして、我等臣民は、またおのゝの職業に従事して、以て臣節を全うしてゐる。

職業は、かくの如く、單に生活の手段や、衣食の方便としてのみでなく、更に自分の性能を發揮すると同時に、公共の繁榮に寄與し、その福利を増進し、國家に奉公するの道である點に於て、いよゝゝ重要な意義がある。我等は、如何なる職業に従事する者でも、結局は國家を愛し、社會公共のために捧げる覺悟を以て、奮勵すべきである。

諸子の家業は何であるか。またそれが國家公共の生活に、どういふ風に貢獻してゐるものかを研究せよ。

起ると、たゞにその器官だけでなく、身體全體にその害を及ぼすであらう。これと同じく、めいめいがその職業を怠ることになると、きつと國家、社會の全體の働きが衰へて來る。されば、職業を勵むのは、よく個人としての本務を盡くすとともに、更に國家、社會の一員としての本務を全うするためである。

第二節 分業と職分

■分業と職分 未だ人智が低く、人々の欲望も單純な時代には、その生活の手段も極めて簡單で、多くは一家一族の努力によつて、大體それらの生活を營むことができた。然るに、人口の増加と、文化の發達とにつれて、人々のもつ欲望も多種多様となり、一家一族が皆同じ生活手段を追ふのみでは、到底萬人が満足な生活を營むことはできなくなつた。そこで、自然と、人々、家々の間に、職業の分化を生じ、専ら農耕に従ふ者、魚をすなごる者、家を建て、る者といふ風に、各自が分擔する仕事の範圍、即ち職分が異なるやうになつた。かくして、分業が起り、交換の方法も進み、人々は各自の長所を發揮し、長短相補ひ、有無相通じ、持ちつ持たれつ、の協同生活を營むに至つた。こゝに於

■参考 分業 分業は、仕事の能率を高めるために、或る仕事または各種の仕事をも、人数が分擔して、めいめい異つた仕事をする經濟組織をいふ。分業にも大體二つの別け方がある。一は職業的分業といつて、農業や、工業や、商業がそれごとく、別々の人によつて行はれ、また同じ織物業の中でも、綿布、絹布、毛織など、製品の種類に

て、我等の協同生活は、各人の職務分擔によつて、縦横に織り成され、その内容も次第に豊富になつた。かくの如き、國民生活の分業に於て、各自が與へられた職業を重んじ、これに勵しむことは、これ身を修め、家を齊へる道であるとともに、また國民生活への大きな貢獻となる。

■職業の尊重 人は、絶えざる活動をつゞけるのが本質で、活動のない人生は、到底考へることができない。まことに、人生の最高の幸福や、終局の目的は、職業生活によつて達成せられる。されば、我等は、必ず何等かの職業に従事し、職業を通して、その理想を實現し、また國運の進展に寄與すべく、たとひ如何に父祖の遺産があらうとも、斷じて無爲徒食の生活をなすべきでない。

世間では、時に職業の貴賤を唱へる者があるが、これも

よつて、業を異にしてゐるやうなもの、をいひ、他は技術的分業といつて、或る生産の工程を、各人の特長に應じて、多人数に分擔せしめるものをいふ。但し、この節で分業といつてゐるのは、主として職業的分業の場合を指してゐる。

■参考 品性と忠實

どんなに重要な仕事を處理する職にある人でも、またどんなに利益の

甚だしい心得違ひである。即ち、職業は正道に基づいたものである限り、すべて公共の生活の上に、重要且つ神聖なもので、決してその間に上下貴賤の別はない。人が、世間の尊敬を受けるか否かは、一にその人の品性の如何と、その職業を通して社會に貢献する所があるか否かによつて決まることで、決してその職業の種類の如何に基づくものではない。我等は、この意味をよく自覺して、たとひ如何なる職業であらうとも、自分が分擔して居る業務については、忠實にその職責を完うせねばならぬ。これこそ、我等の人生を意義あらしめる所以である。

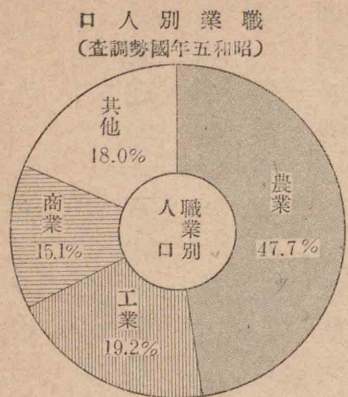
遺産問題 世には(一)父祖の遺した資産があるから、別に職業に就く要がないとて坐食する者と、(二)別に遺産もないが、とかく生活戦線に立つて働くことを嫌ひ、職業に對する熱意のない者と、(三)全く他人の恩恵にすがつて、その日を送つて行かうとする乞食の類とがある。これら三

多い職業に就いてゐる人でも、その人の品性が卑しく、またはその仕事に忠實を缺くやうでは、その人は價値のない人といはれる。これに反して、どんなにさゝやかな店を出してゐる商人でも、またどんなに細い煙をたてゝゐる農夫でも、その人の品性が立派であり、且つその職業に忠實であれば、これらの人はたしかに尊敬すべき人たるに違ひがない。

様の人間につき、國民生活の立場から批評してみよ。

第三節 職業の選擇

職業の種類 職業は、社會の進歩に伴ひ、ますます分化發展して、遂に今日のやうな複雑なものとなつた。元來職業は、さまざまに分類せられるが、我が國では、國勢調査に際して、技術的に、頗る完備した分類が立てられた。これによると、先づ全職業を、農業、水産業、鑛業、工業、商業、交通業、公務自由業、その他の有業者、家事使用人の九種に大別し、更にこれを三百七十六種に細別して、すべてを網羅してゐる。しかし、これも一人々々の職業について、精密に數へ上げるこ



通業、公務自由業、その他の有業者、家事使用人の九種に大別し、更にこれを三百七十六種に細別して、すべてを網羅してゐる。しかし、これも一人々々の職業について、精密に數へ上げるこ

事例 上圖の補説

上圖の、其他の内譯は、水産業一九%、鑛業〇%、交通業三七%、公務自由業六九%、家事使用人二六%、其の他有業者一九%である。

参考 家業を繼ぐ

家を繼ぐ者は、なるべく父祖傳來の家業を受け繼ぐがよい。家業は幼

とになると、恐らく何千何萬を以て數へられることにならう。

■職業の選擇

職業の種類は、まことに多種多様である。我等青年は、先づ出發點に於て、その境遇に應ずる適切な職業を選擇しなければならぬ。若しも、最初にこの選擇を誤るときは、折角有爲の材をもちながら、あたら一生を不遇の裡に終らしめることとなる。かくては、當人の不幸であるのみならず、また國家公共のためにも、大きな損失である。我々が職業を通じて、眞に社會的分業の効果を上げ、協同生活の向上を致すためには、一方自分の性能に適した業務に就くやうに心がけるとともに、他方自分らの家に於ける任務を考へ、これらの兩面に於て、無理の起らないやうに身を處せねばならぬ。

時から見馴れて無意識のうち、その訓練を受けてゐる上に、資本設備、顧客信用など、職業上大切な要件が備はつてゐるなど、頗る好條件に恵まれてゐる。たゞ現代の如き複雑な社會に處し、自分の能力を發揮するためには、他に職業を選ぶ必要も起つて來る。

3 参考 社會の需要

需要の盛んな職業に従事すると、自然と生活の

職業の選擇については、さまざまの條件が考へられやうが、何といつても、自分の性能、特長、體力に應じ、また自分の境遇や社會の需要を考へて、最もよく自分の能力を發揮して、家のため、國のために資し得るやうなものを選ぶ必要がある。若しも、自分の天分を見誤つたり、自分の境遇と相容れない方面に身を投じたり、或は社會の要求しない職業に入つたりしたならば、その人は生涯不滿の念に驅られ、いづれの事業に於ても、到底大をなすには到らないであらう。然るに、青少年の時代には、誰でも周圍の事情に暗く、徒らに空想を懷きやすく、或は世の流行に心を動かしたり、或は華々しい生活に憧れたりして、つい漠然と、さうした方面に身を投じて、後悔を招く例が少なくない。されば我等は、輕々しい獨斷を避け、父母、師長を始め

安定も得易いが、需要が乏しい方面に進むと、生活の上になりに多くの困難を伴ふことを覺悟しなくてはならぬ。

4 参考 職業指導 今

日の時勢では、職業選擇は最早個人の問題として放任すべきでなく、國家社會の立場からこれを指導すべき重要な問題となつた。そこで、男女青少年のために、職業選擇に必要な豫備知識

よく自分を知つてゐる先輩の意見を聞き、また自分の就かんとする職業について、経験のある人々の指導や忠言を尊重して、後の憂ひのないやうに心がけねばならぬ。

演習問題 諸子が將來従事しようとする職業は何であるか。諸子の能力や體力や、家に於ける地位や、社會の需要などは、果してこれに適合してゐるか否かを研究せよ。

第四節 勤勞と創造

職業と勤勞 職業の選擇は、成業の第一歩ではあるが、さればとて、それが直ちに成業を意味するものではない。事を成すためには、更にまた業務に對する態度が眞面目で、どこまでも、堅實な志操の下に勤勞を厭はず、額に汗して、勵精することが肝要である。由來、我が國民の間には、とかく手足を勞する勤務を賤しみ、安逸、暖衣の生活を尙ぶ風習があつた。されど、こんな考へ方は、最早過去の夢で、今や、勤勞は神聖なりといふことが、生活の鐵則となつた。我等は、たとひどんな職業に従ふにせよ、常に勤勞精神を發揮して、誠實、熱心に働く習慣を作り、あらゆる困難を突破して、以て他日の大成を期すべきである。勤勞なしに、人生の樂みを味ふことは不可能である。

職業と創造 我等が、誠實、熱心に、職業に勵精して居ると、たゞ盲目的に従事して居る時とは異り、進んで、その業務を如何に改良し、發展せしめるかを研究し、工夫して、ますます、業務上の能率を高め、そこに新しい天地を開拓しようとする積極的な考へ方が、生れて來る。かくして、尊い發明、創造が大成される。今日、各種の職業に於ける改善や、發明の如き、必ずしも、そのすべてが、専門の學者や、

を受け、求人の狀況、家庭、性能、興味、身體の適不適をよく調査、研究して、選擇に誤りのないやうに、小學校在學中から適確な職業指導を行ふやうになつた。

事例 勤勞の樂み

「果報は寢て待て」などと運を當てて、苦勞せずに成功しようとするは卑怯である。また餘りに安逸に日を送つてゐる

と、當然心身の働きも退化し、且つ、無事の苦しみを感じずるやうになる。世には爲す仕事もなく、終日所在なきに身の置き所に困つてゐる人があるが、かくの如きは實に氣の毒な人といはねばならぬ。これに反して、自ら働く人は、身も心も發達し、仕事も自ら發展するし、いふにいはれぬ愉快な心持ちをもつて、日々の生を樂しんで居る。

高級の修業を経た者の力ばかりで、なつたものではない。即ち、比較的學問の教養は淺くとも、本當に職業に對する熱愛と、盛んな研究心とをもつた現業従事者の努力に成つた場合が多いことは、特に注意すべきである。

彼の、現在の自分の職業に満足せず、轉職や、廢業を試みるやうな者は、多くは職業上の研究心が乏しく、現狀を改善しようとする熱意と、創造力とを缺く者である。若しも、自分の職業を熱愛し、それに對する趣味と、研究心が盛んであれば、必ずや自分の職業の短所を改善し、舊來のやり方の足らざるを補ひ、自ら一新生面を開いて、そこに新しい活路を見出すことができる筈である。

■職業報國 我等の職業が、一度び定まつた以上、その業務に全力を注ぎ、この職業を發展せしめることこそ、自

●事例 創造力の涵養 創造力に乏しい人は、とかく先人の後塵を拜しその糟粕を嘗めるばかりで、職業に新し味を出し得ない。これでは今日の事業界に進出することは望みがたい。これに反し、創造力の豊かな人は、他人の模倣を忌み、常に建設的で、すべて自分の創意を以て事業の改良に猛進する。されば、その事業の成功は、文化の向上進展に寄與す

分の人格の完成であり、また國家に對する御奉公だといふ信念をもたねばならぬ。かうなると、その職業は最早單なる生活の手段ではなく、その職業の上に、自分の人格の光があらはれ、延いてその職業も神聖化するであらう。されど、若しも職業を以て、衣食の資を得るための苦行であるかのやうに考へたなら、自然とその精神までも俗化して、その職業の社會的價値を、著しく引き下げる結果とならう。我等は、どんな職業でも、これに自分の全生命を投じ、こゝに自分の創造の力を加へ、自分こそ、他の何人よりも、この業務を最もよく行ふのだといふほどの強い信念をもつて、業に従事することが肝要である。

しかも、すべての職業は、悉くこれ家と國との繁榮を致すの道である。古語に、「一夫耕さざれば天下その飢を受

ることも大きい。もともと創造力は、誰でも自分の自覺と努力次第で、相當の程度にまで養成することができる。

●參考 事業の魂 何の事業でも、人と事業とが一つになれば、發展するに決つてゐる。これに反して、事業が未だ何かの手段である間は、到底大きな發展は覺束ない。若し一旦、事業が人生の目的となるに至れ

け、一婦織らざれば、天下その寒さを受く」とあるやうに、我等は、自分の職業をもつて、協同生活に於ける重要な部分を分擔してゐる。例へば、農業の改良、進歩を圖るは、國民全體の衣食住を豊かにすることであり、工業に於て、工夫創作に努めて、これを盛大にすれば、ために國富は増進する。また、商業の發達を圖り、信用を高めると、やがて我が國が世界の市場に雄飛することになる。これ、我等が職業を通じて國家に報ゆるの道であり、また國運の發展に貢獻する國民的任務である。

職業問題 近時頻々として起る各種の勞働爭議の精神や方法などについて、職業報國の立場からこれを批評してみよ。

ば、自らこれに全力を注ぎ、始めて人と事業とが完全に一致し、従つて根強い繁榮を見るやうになる。されど、實際の世間では、事業に最も大切なものは資本や、物質であるといふ考へに支配せられ、成業の根本要素である人力や、精神力を輕んずる傾向のあるのは、まことに遺憾である。

第三章 國民經濟

本章の要旨 我等は、日常自己の職業にいそしみながら、大きな國民經濟の組織の中で、國法の保護、統制を受けて生活をしてゐる。かくして、自然の恵みや、人々の力を集め、すぐれた企業組織を立て、さまざまの生産に従事し、そこから分に應じた所得の分配を受け、これを以て日々の生活を營んでゐる。而して、かうした國民經濟の營みは、結局道徳と合致し、國民の誠實勤儉協力によつて、完全にその目的を達し、以て國力發展の基礎を培ふやうになる。

第一節 我が國民經濟

國民經濟 生をこの世に享けた者は、先づ生きて行くことに強い執着をもつ。生きるがためには、當然食物

参考 經濟生活 生きようとする欲求は、萬人共通の自然の性情で、こゝに我等の生活の基礎がある。しかし、その生活の内容は、單純なもので、はななく、人によつて、知識を廣くしたいといふ望みもあり、また神佛の加護を得たいといふ願ひもある。然るに、人の生活内容が、かやう

を攝つて健康を保ち、衣服を纏ふて寒さを防ぎ、または家を建て、雨露を凌ぐが如き、種々の經濟生活を營む必要がある。然るに、これらの生活に必要な物質は、いづれも座ながらでは獲られないし、また大抵は、自然のまゝでは我等の生活に役立つものでない。必ずや、これに人力を加へ、さまざまの經濟活動を施すことによつて、始めて我等の欲望を充たすに足るものとなる。

未開時代に於ては、人々は多くは、家を單位とする自給自足の生活を營み、その經濟生活は極めて單純であつたが、國家の組織が確立するに至るや、國民はそれらの職業に就きながら、分業と交換とによつて互に相結び、國家の基礎の上に立つて、こゝに組織立つた一大經濟生活を營むやうになつた。これを國民經濟といふ。

な精神方面の要求とは別に、外界の物資を獲得するための活動を惹き起すやうになつて、こゝに我等の生活は經濟生活に入るのである。

② 参考 自由競争制度

昔はおしなべて、經濟活動についての自由が著しく制限せられてゐた。即ち職業の選擇にも、物資の交換にも、移轉旅行にも、さまざまの束縛があつた。然るに文明の

かくして、各國の國民經濟が進み、交通が開けてくると、自ら國情を異にし、天然資源を異にする諸國民の間に經濟的交渉を生じ、國々有無相通じて、こゝに世界經濟を形造るやうになつた。しかし、今日の實際に於て、世界經濟を統制するものなく、各國が相對立して居る限り、一朝有事の際には、國際的經濟の連鎖は、容易に斷たれる。これを思ふと、我等に取つて最も重要なものは、國民經濟である。我等は自國を單位として、國家の富強と、國民生活の充實とを圖らねばならぬ。

■國民經濟と國家 國民經濟は、國民生活の一方面で、常に國家的秩序の下に、國家の法制に護られて、活動をつづける。従つて、國家の政治と、法制とは、國民經濟の針路を左右する。この兩者が、國民經濟の發展の上に如何に

進むとともに、次第にこれらの制限は除かれ、今日では法律道德に反しない限り、各人に自由活動の機會が與へられてゐる。このために、人々は自分に適する事業を擇び、互にその成績を競うやうになり、その結果として、生産高も増し、また種々の改良や發明も促され、且つまた市場の範圍も擴張せられ、遂に今日の如き進歩、充實した經濟生活が現はれる

影響し、また、國家が國民經濟上、如何に重要な地位に在るかは、各國の歴史がこれを明かに示してゐる。

而して、今日の國民經濟の組織は、(一)法律上個人の所有權を認め、これに一定の保護を與へる私有財産制度と、(二)國法の範圍内に於て、各人に經濟活動に關する自由を與へて、その全力を竭くさしめようとする自由競争制度とによつて支へられ、かくして經濟生活は發展し、國民經濟は圓滿に發達をした。然るに、近年各國は、經濟上の平和戰に打つて出で、自國の産業保護を重んじ、或は關稅の障壁を高くし、或は企業の集中産業の國家的統制を行ひ、以て國內産業の向上に努めるやうになつた。これによつて、經濟上の自由はそれだけ制限せられる觀があるが、しかし、これらの政策は、元來大局に立つて、國家の經濟力を

やうになつた。

【参考】 産業の統制

我が國では、從來國內産業保護の立場から、經濟上の自由放任政策を採つてゐなかつた。然るに、近年列國の狀勢に鑑み、我が國も物資をなるべく自國の勢力範圍から自給するの必要を生じ、こゝに一入經濟上の活動に對して、全體的統制を必要とするやうになつた。最近では、特に

培養し、國力發展の基礎を固くするため、決して國民の經濟活動を阻害する精神ではない。我等は、かうした産業の保護・統制の下に在つて、單に自分のみの利害觀念に囚はれることなく、おのゝその業にいそしみ、その分を守り、以て國力の増進に邁進しなければならぬ。

【譯語問題】 近時政府はどういふ理由に基づいて、どういふ經濟上の統制に乗り出してゐるかを研究せよ。

第二節 生産と消費

■經濟生活と生産 前に述べた通り、自然界に在る多くの物を獲得し、利用して、我等の經濟生活を營むがためには、先づ求めるところの物が、我等の生活に最も役立つ易い状態に在るやうに、工夫されなくてはならぬ。即ち、衣食の要求に對しては、米、麥が收穫され、織物が織られね

日滿經濟ブロックさへ成立して、外國からの經濟的脅威を排する政策が次第に進められるやうになつたのは、心強いことである。

【参考】 生産と營利

昔の生産は、直接自分の消費に充てるために行はれたが、今日の交換經濟時代に於ける生産は、必ずしもさうではない。

ばならず、燃料の要求に對しては、石炭が掘り出され、薪が伐り出されねばならず、しかも、それが何時でも、心のまゝに求め得べき場所に在らねばならぬ。このやうに、人力によつて、百般の物資が採られ、造られ、運ばれ、賣られて、そこに始めて、我等の豊富な物質生活が營まれる。かく、自然物に人力を加へて、或は種を播き、これを耕作し、或は原料や、材料に加工し、或はそれを運搬し、配給して、以て人間の生活に效用ある物とし、または、物の效用を一層増加して、以て我等の欲望を充たすところの一切の働きを稱して生産といひ、その組織を産業といふ。

かくの如く、我等の經濟生活には、生産が大切な役目をもち、自國の生産業が振興すれば、當然國民生活は裕かになり、國富も増加し、國力も充實する。されば今日、各國は

即ち、今日ではその生産物を市場に賣出して、利益を収めるために行はれる。されば、商品を安く買入れて、高く賣らうとする商業は勿論のこと、農工漁獵牧畜業などのやうな自然を相手の産業でも、今や全く營利から離れては行はれ得ない實情となつた。

2 参考 消費の性質

農夫が日々耕作に従事してゐるのは、それによ

いづれも、國民全體の經濟の振興を目標として、生産の發達に大きな努力をつゞけてゐる。

■生産と消費 我等の經濟生活には、物の生産が重要な役目をもつ。しかし、我等は單に物を生産するために生産するのではなく、實は生活をするために生産するのである。しかも、その生活は、物を消費することによつて始めて遂げられる。いひかへると、我等が知識を働かせ、身體を勞して、さまざまの經濟活動をすることは、結局物を消費して生活するための手段に過ぎず、消費によつて、我等の經濟活動は完了する。

消費とは、我等が生活上の欲望を充たさうとして、物の效用を消滅し、またはこれを減少せしめる働きである。すべての生産物は、消費せられるによつて、始めてその目

つて米麥の收穫を得、それを生計に役立てるためである。勿論、今日の時代では、その收穫物は自家用の食料になるばかりではなく、賣買によつて金錢に換へられ、衣服費、子女の教育費、衛生費、税金など、あらゆる家計費に役立てられる。かくして農夫の收穫した米麥は、轉々と賣買せられて、最後の需要者の手に渡り、そこで消費されるに至つて、始めて生

的を達する。而して、今日貨幣經濟の時代に於ては、消費の源泉は所得であつて、消費はなるべく所得の範圍内で營まれねばならぬ。若しも、所得を全部消費するやうでは、將來の生産の資本を積むことも、また不時の必要に備へることもできない。されば我等は必ず身分相應の生活を營み以て所得の一部を貯蓄して、將來のために備へるやうに心掛けるべきである。而して、消費をこの趣旨に従つて行ふためには、日常生活に於て、なるべく所得と消費との合理化を圖ることが大切である。家庭生活に於ける家計合理化の實際については、既に上巻に於て説いたところである。

生産と消費との關係を、我が國民經濟の立場から見ると、二つのものが、よく適合調和する状態にあることが理

産物としての效用を發揮することになる。

③参考 消費の實際

現代では、各人の所得となる収入は、多くは貨幣の形で入つて来る。されば、これが消費に當つては、先づ支出の合理化を研究して、最も有効にこれを活用すべきである。その運用については、上巻第二章、我が家の中で説いてある。

想である。しかし、今日の如き、廣大な市場を相手として、

大規模な機械生産が行はれる時代では、常に兩者の調和を保つことは困難である。即ち、やゝもすれば、兩者の釣合は破られて、過剰生産を惹き起し、その餘波は全産業組織に及び、ために經濟界は混亂に陥り、販路の閉塞、貨物の停滯、物價の暴落、信用の破壊など相次いであらはれ、世を舉げて恐慌の一大不安に襲はれることにもなる。

■生産の要素 すべては産業に於て、生産が行はれるためには、自然資本及び勞力が必要である。これを生産の三要素といふ。

(一)自然 自然とは、土地、動植物、水、空氣などの自然物と、水力、風力、日光などの自然力との總稱である。而して、すべての物は地中に埋藏し、または地上に發生若くは存

■参考 恐慌 例へば、

好景氣に乗じて紡績業も、製絲業も、自動車製造も、罐詰工業も、相競ふて資本を増し、工場を増設して、大々的の増産を圖つたとする。かゝる旨目的の増産遂行は、當然生産品の洪水を來たし、國民の消費はこれに伴はず、ために商品は停滯し、物價は暴落し、こゝに産業界の一大頓挫が起る。然るに信用の發達した今日では、どの企業

在する。それ故に、土地は實に萬物の母と稱せらるべく、これに資本・勞力を加へることによつて、あらゆる生産が行はれる。土地の性質として、その面積の大小も、その地質・地勢・氣候などの條件も、そこに含有される資材も、すべてが固定してゐて、人力ではこれを如何ともすることができない。たゞ、農耕に於ける土地の生産力は、これに資本・勞力を加へる程度に比例して増加するが、これにも一定の限度があつて、その限度に達すると、その土地に於ける生産力増加の割合は、次第に減少する。これを收穫漸減の法則といふ。

(二)資本 資本とは、土地以外、生産の材料に用ひるものの總稱である。これには、資金・工場・機械器具・原料など種々のものがある。資本は、元來生産物を消費し盡くさず

家も、資本は信用によつて他に仰いでゐるから、一部の破綻は忽ち事業界全部の大破綻となつて、遂に恐慌を起すに至るのである。

【事例】 收穫漸減の法則

例へば一段歩の耕地に百圓の投資をすれば、投資一圓に對する收穫の割合が一となり、二百圓を投すれば二となり、三百圓を投すれば三といふ風に、收穫率は漸

に、これを貯蓄することによつて成立つ。今日のやうな經濟組織に於ては、資本の多いほど、その生産は豊かであり、利益もまた多くなるのが常であるから、生産に當る者は、平生からこれが蓄積に努めるとともに、無駄のないやうに活用し、以て國家の富強を圖ることが肝要である。

(三)勞力 勞力または労働とは、人が生産に用ひる精神的並に肉體的の働きをいふ。生産を盛んにするには、労働者が多くて、勞力の供給が豊かであることと、よく分業の方法を研究して無駄を省き、仕事の能率を増進することとが必要である。されど、その根本に於て、労働者その人の教養を高め、健康の増進に注意し、以て素質の向上に努め、また一般社會も、労働を尊重する風習があつてこそ、始めて我が國勞働力の増進を見ることが出来る。

増する。然るに、この三百圓の投資の場合が限度となつて、これ以上は如何に投資を増加しても、收穫率を増すことはできず、四百圓を投じて收穫率は二・五となり、五百圓を投じて二といふ風に、それからはずつと漸減するやうになる。

【事例】 分業 第二章

「職業のところでは、主として職業的分業について説明した。こゝでい

以上の三要素中、労働と資本とは、常に密接な関係がある。即ち、資本家と労働者とは、互に相倚り相補ふて、始めてその力を發揮する。されば、資本家は労働者の働き方については同情を以て考慮を拂ひ、その素質の向上に協力し、労働者もまた自己の利益ばかりを主張することなく、事業全體を大觀し、勞資協調の精神に立ち、相携へて我が國産業の振興に努めねばならぬ。

演習問題 今日我が國に於ける資本と労働との關係は、どういふ實状にあるかを研究せよ。

第三節 企業

■企業 今日の産業は、一面に於て、概ね營利を目的として組織せられ、經營者は、土地資本・勞力を使用し、それらにそれ〴〵報酬を支拂ひ、事業から生ずる損得ともに、一

ふ分業は、主に技術的分業の場合である。例へば、扇子を造るに、竹を割る者、骨を造る者、紙を貼る者といふ風に、多人數が仕事を分擔して製造に當ることになると、自ら仕事の能率も擧がり、その出來榮えもよくなる。

■参考 企業家 今日
の企業生産は、大規模の市場生産で、その市場の

切これを自分の一身に引き受けて、生産に従事する。このやうに、自己の計算と危険とを以て、生産の各要素を適當に結び合はして、事業を目論むことを企業といひ、その任に當る者を企業家といふ。

■企業の種類 企業は、一個人で經營することもできるが、しかし企業の成敗が、主として資本の大小に存する現代では、自然と多數の人が結合し、資本を併せて共同企業を營むことになる。共同企業は、普通左の三つに別けられる。

(一) 會社 會社は、商法の規定に準據して作られたもので、今日の企業組織中、頗る重要な地位を占めてゐる。會社には四種ある。(一)合名會社は、無限責任社員ばかりで組織せられ、(二)合資會社は、無限責任社員と、有限責任社員

狀況は常に變轉し、商品に關する需要供給は常に變動するから、企業家は自分の識見を以て、時刻々の推移を察し、これに對する方策を決せねばならぬ。かうして事業の成否は、一に企業家の雙肩にかゝつてゐる。されば、企業者は自分の知識と、決斷と、勇氣と、忍耐力とを兼備し、周到な用意を以て事業に臨まねばならぬ。

とで組織せられる。いづれも、大抵親族や、知人同士の組織で、大資本は集められないが、手堅い事業を営むには都合がよい。(三)株式會社は、資本を株式に分け、これに出資した株主を以て組織せられる。株主の責任は有限で、所有株の金額以上には及ばない。これは、多額の資本を集めることができ易いために、大事業の經營に適してゐる。

(四)株式合資會社は、株式會社と合資會社とを併せたやうな組織で、我が國には極めて少い。

(二)カルテルとトラスト 近時、企業界の大勢は次第に大規模となり、同業者間の競争はますます激しく、時に共倒れの悲運に陥ることさへある。そこで、各企業者が相互の競争を避け、大企業の利益を一層確保するために、企業の結合を行ふやうになつた。これに二種ある。(一)カ

【参考】 企業の研究
企業については、諸子は既に商事要項科で詳細に學んでゐるから、こゝでは深入りをしないことにした。

【参考】 企業結合の利害
トラストやカルテルは、その勢力を濫用さへしなければ、同業者の競争を避け、商品の価格を引き下げる利益がある。されど、やゝもすれば、その市場独占の大き

ルテル(企業聯合)は、同種類の企業家が、おの／＼獨立を保ちながら、價格協定販賣條件の協定生産制限共同販賣などを行ふ組織で、現に我が國でも紡績製糖事業などに行はれてゐる。(二)トラスト(企業合同)は、各企業者が獨立の地位を棄て、全く合同し、その市場を獨占して、大利益を収めようとする組織である。

(三)産業組合 以上の大きな企業は、もと資本の豊かな者の利用し得べき組織で、小資本の者に在つては、到底企て得られない。そこで、農業者、手工業者、小商人などは、互に自動的精神に基づき、一致團結して、大企業に對抗し、以て自己の地位を安全にし、利益を得る目的から、産業組合を組織するに至つた。これに四種ある。(一)信用組合は、組合員に資金を貸付け、または貯金の便を與へ、(二)販賣組

な力を以て、労働者を壓迫し、また不當の値上げをして、消費者を苦しめる虞れがないとはいへぬ。

【参考】 産業組合の組織
産業組合の財産を以て、その債務を完済することのできない場合に、(一)組合員の全員が連帶無限の責任を負ふもの、(二)出資額の外に一定の金額を限度として責任を負ふもの、この二つ

合は組合員の生産した物をなるべく有利に販賣するを目的とする。(三)購買組合は、組合員の産業上、または生活上必要なものを、大口に有利に買入れ、これを組合員に販賣し、(四)利用組合は、組合員の産業または経済に必要な建物、機械などを設備して、互に利用せしめるを目的とする。産業組合は、組合員が共存共榮、相互扶助の美風を發揚するため、の共同事業で、決して他の共同企業のやうに、一部の者の營利を眼目としたものではない。されば、組合員も、役員も、よくこれが精神を理解し、常に組合全體の利益を中心として、組合の維持發達に努めねばならぬ。

演習問題 諸子の地方に於ける各種の會社や産業組合について、その種類や、事業運用の特質などを研究せよ。

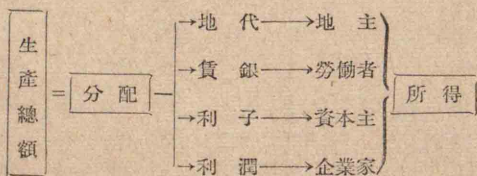
第四節 所得

■所得 今日の經濟界に於て、生産の中心となるものは企業家である。企業家は、先づ生産の方針を立て、それに必要な生産の要素を吸合して、これが經營管理に當り、その結果をば、それに參加した者に分配する。即ち、企業家は、地主には地代を、資本家には利子を、労働者には賃銀を支拂ひ、最後の殘額をば企業利潤として、自己の手に收める。この場合、分配にあづかる者の受ける分け前を所得といふ。我等は、必ず所得の源泉たる何等かの生産に參加し、所得を得て生計を立て、更にその一部を貯へて、將來のために備へねばならぬ。こゝに於て、所得の如何は、實に今日國民の經濟生活の中心問題となつた。

■所得の種類 かくの如く、地主、労働者、資本家並に企業家が、生産に參與したために分配を受ける以上、これら

の組織が組合のやり方の原則となつてゐる。此の外(三)出資額を限度として、それだけの責任を負ふ組織が特例として認められてゐる。産業組合は、聯合して府縣の聯合會を作り、またその發達と聯絡のために、産業組合中央會を設け、更に組合の活動に必要な資金を供給するために、産業組合中央金庫を設けてゐる。

1 事例 分配と所得の關係



企業家の會計……生産總額-地代-賃銀-利子=利潤

2 参考 分配の方法

企業家は、必ずしも他人の土地や資本を用ひ、ま

の者は、皆等しく生産に貢献した程度に應じて、公平な分配を受けるべき筈である。然るに、實際その程度の如何は、企業家に於て、自由に決定せられるから、こゝに、近時のやかましい社會問題が、端を發することになる。左に各種の所得についての概要を説かう。

(一)地代 すべて生産は、土地によつて行はれる。即ち、農業者は土地を利用して耕作をなし、工業家は土地の上に工場を建て、商業家は地の利を得て店舗を設ける。されば企業者が、土地利用の報酬を地主に支拂ふのは當然なこと、これを地代といふ。今日、小作料・借地料といはれるものがこれに當る。人口の増加時勢の進運とともに、地代は自然に騰貴する傾向がある。

(二)賃銀 賃銀は、労働に對して支拂はれる報酬である。

今日の經濟組織に於ては、賃銀は恰も企業家に勞力を提供して受ける一種の代價のやうに見られ、従つてこの額の決定は、勞力の需要と供給との關係に基づいてゐる。即ち、好景氣に乗じて企業が盛んになれば、賃銀は高くなり、世が不景氣に陥つて勞力の需要が減れば、賃銀も自ら低くなる。しかし、それにも一定の限度があつて、大體労働者の生活費を最低限度とし、企業家の支拂能力を最高限度とし、その間で一高一低するのが常である。然るに、文化の進歩に伴ひ、労働者の生活標準は一般に高くなる一方で、とかく賃銀額と釣合を保ち難く、自然と労働者が待遇の改善・地位の向上を要求するやうになる。

(三)利子 利子は、資本の使用に對する報酬である。企業家は、資本の利用によつて、始めて生産を營むことがで

た労働者を雇つて生産するものとは限らない。中には自作農のやうに、自分の土地・資本の上に、自分の労働を加へて生産を行ふ者もある。これららの者の所得が、地代・利子・賃銀・利潤のすべてを含むことになるのは當然のことである。

【参考】 地代の決定

地代の大小は、大體二つの事情に基づいて決まる。(一)農業用地では土

地の肥沃の程度によつて定まり、(二)農工商すべての産業に於て使用する土地や、一般住宅地では、土地の位置の良否によつて定まる。

【参考】 賃銀の決定

賃銀は原則として労働の需要供給の關係で決まる。しかし、労働者は多く無産者で、賃銀が低下しても、直ちに仕事をやめる譯に行かず、また自由に賃銀の高い地方

きるから、これに利子を支拂ふのは當然である。利子の歩合は、主として資本に對する需要供給の關係と、借主の信用状態とによつて高低を生ずるが、しかし、社會が進歩し、種々の制度も整ひ、經濟が発達するにつれて、利子は自然と低くなる傾向をもつ。

(四) 利潤 利潤は、企業者が、生産要素を結合し、危険を冒して企業を営む勞苦に對する報酬として、受ける所得である。利潤の額の決定は、一般に企業の成績を擧げる企業家自身の才能と、競争者の多少と、更に時運の流れに投じてゐるか否かに基づくを原則とする。従つて、その割合は、各企業毎に差異があるが、たゞ長い期間に亘つて觀察すると、大體相平均する傾向をもつものである。

演習問題

今日の企業界に於て、常に社會問題となり易いものは、どう

へ移動することもできない。そのために、とかく不利の地位に陥つて、生活は困難となる。

事例 利潤の決定

例へば、或る海運業者が、すばらしい手腕才能を具へてゐる上に、大資本を擁して、或る航路を獨占し、且つ時恰も開戦となつて、海運界は頓に活氣を帯びたとする。かやうな場合には、彼は短期間に巨額の利潤を得

いふことであるか。

第五節 經濟と道德

■經濟と道德 從來、經濟と道德とは、全く別箇のものだといふ見方が、一部で行はれてゐた。そのために、道德を論ずる者は、多く經濟を度外に置き、また經濟を行ふ者は、時に道德を無視するやうな傾向が見られてゐた。しかし、これは甚だしい誤りで、兩者は本來密接不離な關係に立つてゐなければならぬ。元來經濟は、人間の物質的生活を支配し、物質文明の向上、即ちよく富み、よく榮えんことを目的とする。道德は、人の精神的生活を律し、人間最高の理想たる人格の完成を目標とする。然るに人間は、本來物質的に生きながら、精神的に人生の理想に進むべきものである。先哲も、衣食足つて禮節を知る」といつ

るに至るであらう。

参考 往時の見方

明治維新以前に於ては、大體の傾向として、道德はこれを武士に求むべく、經濟活動は百姓町人の仕事とせられてゐた。従つて金銭や、經濟のことを口にするは、武士の恥辱だとまで考へられてゐた。この時代に於て、商人は一般に道義心が薄く、たゞ金銭を溜めることを専らとするに

た通り、精神の修養も、人格の完成も、物質的生活を度外にして得らるべきものでなく、つまり物質と精神との両面が一つになつて進むところに、眞の文明がある。されば、經濟と道徳とは、本來人間の左右兩側の如きもので、終始一體となつて行かねばならぬものである。

■國民經濟の進歩 我が國現下の狀勢は、何といつても舉國一致、國力を充實して、國勢の伸張に當るべく、それがためには、先づ國民經濟の一段の進歩を圖らねばならぬ。而して、その第一義は、我等の經濟生活が常に道徳と一致することに意を致し、どこまでも、誠實勤儉を旨とし、しかも自己の富貴のみを希はず、國民的共存共榮の實を擧げること、に努むべきである。かくして、生産には眞心をこめ、商業には信用を重んじ、分配には我利を慎み、消費

至つたのも、また自然の勢ひであつた。

【2 参考】 現時の見方

明治維新後、産業の國家的重要性が理解されるに至り、世人の實業家に對する考へ方も一變し、實業家もまた自重して道義心を養ひ、品性の修養に志して來た。こゝに於て、經濟と道徳とは一致すべきものだといふ信念が高まるやうになつた。されば、今後の

には奢侈を戒しめることになる、我が國民の經濟生活は、完全に道徳と一致して來る。國民が、この境地に入るならば、我等日々の經濟生活も、營利のみの生活にあらずして、道に基づく生活となり、一身榮え、一國富み、こゝに始めて眞の道徳的經濟生活が完成し、國體の精華を、經濟に於て發揚し得るに至るであらう。これこそ、我が國經濟生活の理想である。

演習問題 今日、我が國民經濟に於て、道徳に合致した行き方をしないために、結局經濟の發達を阻害してゐる事實を列挙してみよ。

實業家は、昔の武士が、刀の手前といふ一語によつて、自尊心を起し、道義心を高めたやうに、自分は實業家だといふ自覺によつて、直ちに國家社會に對する職責を考へるやうにならねばならぬ。

第四章 産業

本章の要旨

國家の富強は、その國産業の興隆に俟つところが多い。我が國は、古來農業を以て立國の大本としたが、明治維新後、工業、水産業、鑛業など諸産業が翕然として起り、政府もまた、これが助成發達に當つてゐる。然るに、我が國では、天然資源は餘り豊富でなく、重要物資の自給に苦しんでゐることは、返へすべくも遺憾である。我等は、できるだけ資源の開發に努めるとともに、大いに科學的研究を進め、工業技術を練り、更に滿洲國と提携して、我が産業の振興を圖るべきである。

第一節 我が國の産業

■我が國産業の發達。 國運の發展、國力の充實を圖るがためには、先づその源泉たる産業の發達を期すること

1 参考 産業の區分

産業を廣い意味に考へると、農業、工業、水産業、鑛業などとともに、商業もこの中に含まれる。しかし、商業はその性質が他の諸産業とはちがつて、専ら財貨の流通を任務とするものであるから、本書では商業を特に「次章の流通」の中で説く

が極めて重要である。畏くも、肇國の當初に於て、皇祖は親しく生業を授け給ひ、産業が國の大業に屬することを示し給ふた。かくて、歴代の天皇は、常に臣民の生業について御軫念遊ばされたが、久しきに亘る封建時代に於て、職業が固定し、經濟が硬化した關係上、産業の發達には見るべきものが少なかつた。然るに、明治維新以來、我が國が列強に伍するに至つて、國力の發展を圖るためには、從來の農業のみならず、更に全産業の振興を圖らねばならぬことが明かになつた。されば、皇室に於かせられては、勤儉の尊ぶべきことを諭されるとともに、日進月歩の技術を用ひて、忠實に業に服するやう民を勵まし給ひ、あらゆる産業の獎勵に御心を注がせ給ふた。昭憲皇太后は、ひのものとのかよひにとまさんとあき人のきそ、う心ぞた

ことにした。また農業は、これを狭い意味に考へると、單に農耕業ばかりを指すのであるが、本書ではこれを極く廣い意味に考へて、農耕業の外、林業、牧畜業、養蠶業、養鶏業、養魚業なども、この中に包括せしめることにした。

2 参考 平和の經濟戰

往時には、強大な武力を備へることによつて、國運の發展を圖らうとす

からなりける

と詠ませられて、産業の重んずべきを示し給ふた。かくして、海外との交通が繁くなり、外國貿易が開かれるに至つて、從來の農業生産のみの我が産業界は、一大變化を生ずるやうになつた。特に、日清戦争前後からは、全産業が飛躍的に發展し、更に日露戦争以後に於て、世界の經濟界に確實なる地歩を築き、次いで世界大戰に入るや、商工業は異常の大躍進を遂げるに至つた。爾來國民もよく聖旨を奉じ、官民協力してその職分に勵み、創意を奨め、遂に世界市場に於て外國品を壓倒して、完全に先進國に對抗するに至り、今や世界列強より驚きの目を以て注視されるやうになつた。

■各種産業の關係　かくして、今や農業・牧畜業・林業・水

産業・鑛業・工業・商業など各部門に亘る産業が盛んに營まれるに至つた。しかし、これら各種の産業は、決してその一つを以て立ち得るのではなく、皆これ社會的分業の一部分として、共に國民經濟上の任務を負ひ、その任務によつて相關聯し、相依存して、以て共存共榮の機能を全うしてゐる。例へば、農業・林業・牧畜業・水産業・鑛業などがあつてこそ、工業は原料を得てこれに加工をすることができ、またその加工した物の供給を受けてこそ、すべての者が、日々充實した生活を營むことができる。殊に、この社會的分業は、今日に於て、最早國內だけではなく、廣く全世界に亘つて行はれ、世界を相手に廣汎な需給の關係が結ばれてゐる。されば、その廣い範圍に亘つて、互に原料品や、製品の需要供給を適當に調節し、その間の配給を圓滑に

る國々が多かつた。然るに今日では、いづれの國家も、經濟戰即ち産業的競争によつて、世界の市場に、優位を占めようと努力するに至つた。かくして、今や、國勢の伸張は、主として國民經濟力の充實に俟たねばならぬやうになつた。實に現代に於ては、富國は強兵の基であり、國民生活安定の源であり、文化向上の要件である。これを思ふと、我等は平和

の經濟戰が、如何に重大なものであるかを知ることが出来る。

3 事例　我が耕地面積

總面積に對する耕地面積の割合は、我が内地では、僅に一割六分、拓殖地を加へても一割七分に過ぎない。これを丁抹の六割二分、ハンガリーの六割、ポーランドの四割八分、獨逸の四割四分、伊太利の四割一分、自耳義の四割に較べると、我

して、有無相通じ、以て國民の福利を進めることが必要である。而して、この配給を圓滑にする作用を營むものは商業であり、種々の生産業は商業と相結んで資料の供給を受け、また製品の販路を見出してゐる。即ち、現代に於ては、すべての産業的活動は、その本質に於て、連鎖の一環をなし、互に持ちつ持たれつ、の有機的の關係に立つてゐる。従つて、我が國に於ては、今後農業・工業・水産業・鑛業など各種の生産業と、商業との振興に努め、天然資源の不足は、人工資源を以て補ひ、一面滿洲國と協力して、共存共榮の實を擧げねばならぬ。更にまた、今日の如き時局に於ては、一朝有事の日の備へのためにも、すべての産業の調和的發達に努力して、できる限りの自給を圖り、以て國家存立の基礎を固くすることが、特に緊要である。

が國は實に情けない程狭い。されば耕地面積に對する人口密度は米國の九十二人に對し、我が國は千百二十人で、飛びはなれて世界一である。また我が農業者一人當り耕地を外國と較べると、獨逸の五分の一、佛國の六分の一、米國の三十分の一にしか當らぬ。なほ我が内地一戸當り耕作段別は平均百五アールにしか當らぬ。かくも狭い耕地に、かく

■農業 農業は、土地の自然力を利用して、國民生活の必需品たる食料品や、原料品を生産する産業で、これを廣義に解して、一般に耕種農業の外、林業・牧畜・養蠶・養鶏・養魚・養蜂などの業務をも、包括せしめるを常とする。

農業は、一國産業の基礎をなすもので、國民の食糧も、工業の原料も、商業の取扱ふ貨物も、その多くは、農産物である。されば、農作物の豊凶は、直ちに國民の食料や、工業の原料に重大な影響を及ぼし、延いては、一般經濟界の景氣不景氣の原因となる。實に、農業の盛衰如何は、國民經濟の消長と、重大な關係をもつてゐる。

我が國は、古來農業國として、國民生活を維持し、その繁榮をつぎ、今日に於ても、全人口の約半數は、農業に従事してゐる。而して、我が國は氣候は概ね溫和に、地味もま

も多くの農家が生活せねばならぬといふ事情は、たしかに我が農村疲弊の一大原因である。

■参考 農業經營の諸方法

(一) 集約農業と粗笨農業とがある。前者は土地の面積の割合に、多くの勞力や資本を投ずる方法、後者は勞力や資本を投ずる度合の少ない方法である。(二) 自作農と小作農とがある。前者は農地の所有者が

た肥沃であるが、たゞ耕地面積は甚だ狭く、僅に、總面積の一割七分にしか當らず、耕地面積に對する人口の密度は、

實に世界第一である。この狭い耕地に於て、多數の農業者が

農耕によつて、生活を營まんと

するところに、農業國策上の大

きな悩みがある。即ち、これが

經營は極めて小規模で、農耕は

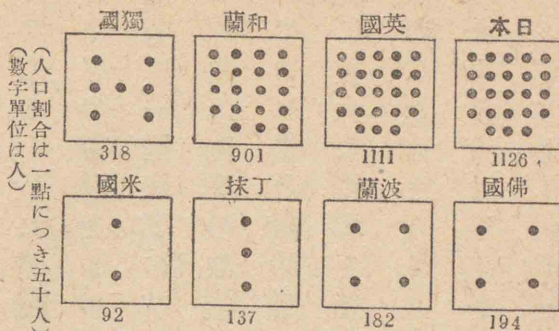
極度に資本と、勞力とを使用し

て、集約的に行はれるために、經

費が嵩んで、その収益は、諸外國

に比して薄い。そこで、この經濟を緩和するために、農家は養蠶にいそしみ、またさまざまの副業を營みつゝある。

耕地面積に對する人口密度 (耕地一畝につき人口)



(人口割合は一點につき五十八人) (數字單位は人)

自ら耕作する場合、後者は他人の土地を借り、小作料を拂つて耕作する場合である。

5 事例 米の産額

我が國は、明治の半ば頃までは米の輸出國であつた。明治三十年頃から人口増加のため産米の不足を訴へ、海外の輸入で補つて來たが、大正に入つて朝鮮臺灣の産米増殖の實施により、これらの地方からの供給が

今後は、なるべく、一年を通じて、絶えず仕事の見出され得る多角式農法により、經營の合理化を圖つて、所得の安定

を期せねばならぬ。

我が國民の主食物たる米の内地産額

は、近時の平年作約六千萬石内外である。

これでは、年々の人口の増加と、生活程度

の向上のために、とかく國內の需要に不

足し、年々朝鮮米、臺灣米、外國米の移輸入

を仰いでゐる。麥は、米につぐ主要食料

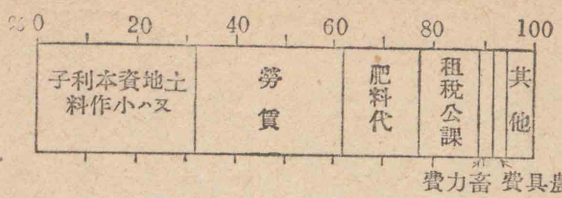
で、内地産額は約二千五百萬石であるが、

大體國內の需要を満たすことができる。

生絲は、世界産額の八割を占め、世界一であるが、近年人絹

の脅威と、價格の低落のために、我が蠶業界の前途は多難

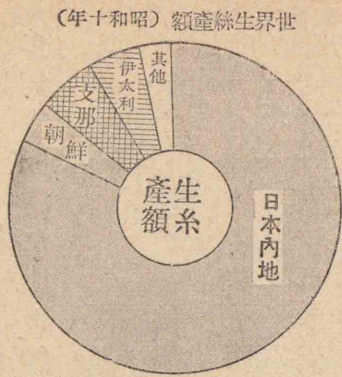
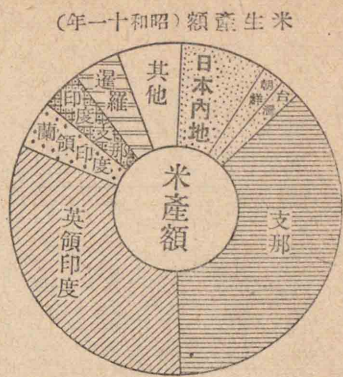
本邦米生産費(昭和九年)



急増した。最近、内地に於ける米産額の不足、年額約一千万石餘は、これら兩地からの移入に仰ぎ、そのため外國米の輸入は極度に押へられてゐる。

6 事例 生絲の産額

生絲は明治以來、我が輸出品の大宗であつたが、近年價格暴落のため轉落して綿織物に次ぐ第二位になつた。生絲の世界産額約五萬噸に對



であり、その発展のためには、更に一段の工夫を必要とする。綿花の産出は殆どなく、畜産も甚だ振はない。茶の産額は、内地約四萬噸で、海外の販路も、外國産に壓されてゐる。林業は、我が國が山岳國で、森林が多いに拘らず、伐採植付に不便である關係から振はず、年々多くの用材を輸入に仰いでゐる。かくの如く、近時の我が農業は、彼の急進的に發展しつつある商工業に比べて、不振の状態

し、我が國は約四萬噸を産出する。これが消費は大體六割を米國、一割五分を日本、二割が歐洲諸國、残り五分が殘餘の國といふ見當である。されば、米國經濟界の景氣不景氣は直ちに我が絲價に影響しかくて我が國養蠶業の死命を制することにもなる。

事例 棉花と羊毛

棉花は我が輸入品の大
宗で、近年我が國輸入總

をつゞけてゐると見るの外なく、農村行詰れりの聲をさへ聞くに至つたことは、我が國に於ける當面の大問題といはねばならぬ。

されば、我が國農業の振興策としては、先づ經營の近代化を圖り、産業組合を發達せしめることが肝要である。今や、農業が既に、商品生産を中心とする企業と化した以上は、その經營を合理化して、大なる収益を收めるやうに努めねばならぬ。即ち、昔ながらの單純な經營方法や、何等統制のない生産並に販賣の方法を改め、農業技術を改良して、科學的に研究された作業方法を應用し、更に農閑期の廉價な勞働力を利用して、有利な副業を起し、また他から購入してゐる物資を、できるだけ自ら作り出すことなどは、極めて緊要なことである。次ぎに、産業組合を利

額の三割を占めてゐる。我が國は明治初期頃までは棉花を自給してゐたが、棉紡績工業の興るとともに、これを輸入に仰ぐことになつた。羊毛の輸入も近年激増し、今や棉花に次ぐ重要輸入品となつた。緬羊の飼育は甚だ振はず、羊毛の自給など、現在のところ我が内地では、容易に想像もできないことである。

用して、資金の運用を圓滑にし、日用品や肥料類の購買や、生産物の販賣を有利にし、なほ、多額の資金を要する機械設備の利用の便を圖ることなどは、現下の急務である。

されば、政府に於ても、自治團體に於ても、特に農業の振興に力を注ぎ、或は農會各種組合各種試験場農業倉庫各種金融機關農業教育機關などを設け、指導技術員を置き、或は補助金獎勵金を交付するなど、銳意これが發達に努めてゐる。就中、農會は、農業の改良發達を圖るを目的とする自治團體で、農業の指導獎勵を行ひ、農民の福利増進に關する施設に努め、農業に關する研究調査を行ひ、または農民の利益を代表して、輿論に訴へるなど、各方面に活躍してゐる。全農家は、よくこれらの機關と一致協力して、我が國農業の振興のために邁進せねばならぬ。

8 事例 林業の概況

我が内地總面積の五割二分は森林で、こんなに森林の多い國は少いが、これらの森林は概ね伐採に不便な土地にある。それ故に、これを伐採するよりも、米國などから買ひ入れた方が、木材が安價に手に入られるし、なほその上に、我が國では巨材の産出が少いので、年々この方面に多額の輸入を見てゐる。

四 工業

工業は、農産物や、鑛産物などを原料として、これに人工を加へ、その形態や性状を變化せしめ、人々の生活に一層有效なものを生産する産業である。我等の生活が、ますます便利になつて來るのは、主として、工業の賜物といふべく、工業の使命は實に大なるものである。

農業鑛業水産業の如き原始産業は、皆自然物を採取したり、また土地の生産力を利用するなど、専ら自然の力に基づいての産業であるから、結局自然の制限を脱することができない。然るに、工業は、原料の存する限り、ますます労働や資本を投下して、その生産品を多く作り出すことのできる性質をもつ。されば、工業は一國の富を作り出すに最も適した事業で、これを各國の實際について見ても、富國は、殆ど皆工業國である。殊に、我が國の如き、土

9 事例 工業の概況

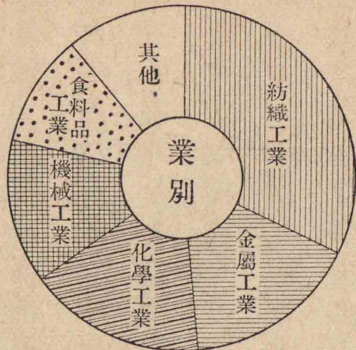
我が國工業従事者は總有業者の一分九分に過ぎないが、昭和九年の統計によれば、常時職工五人以上を使用する工場數八萬、これが従業員二百四十萬人總生産額は約百八億圓に上つてゐる。なほこれを業別にすると、紡績工業が三十三億圓、金屬工業化學工業がおのゝ十八億圓程度、機械器具工業が十四億圓、食料品工業が十

地狭小で、天然資源に乏しい國では、一層工業の發達を圖り、以て國富の増進に當らねばならぬ。

我が國の工業は、明治より大正にかけて、躍進的の發展を遂げ、今や工業國として、歐米諸國の壘を摩するに至つた。

これらの中、(一)纖維工業は、新工業中最も發達したもので、就中、紡績業・綿絲布工業・人絹工業は隆昌を極め、斷然世界に進出してゐる。近年、羊毛工業も盛んになつて來たのは喜ばしい。(二)機械工業も、近年非常な進歩を示し、今や特殊のものを除けば、殆ど國産品を以て、その用を辨ずるまでに發達

(額金) 額産工別業邦本 (年十和昭)



一億圓見當となつてゐる。尤も、この金額中には原料代などを含んでゐる。されど今日の我が國工業の躍進振りが、これで想像することができよう。

10 参考 工業の經營

工業の經營は、家内工業と工場工業とに分けられる。前者は極く小規模に營まれ、大きな機械も用ひず、たゞ僅かの徒弟を使用するか、或は全

した。就中、電氣用機械・紡績用機械の生産が秀でてゐる。(三)化学工業は、今日、各國がその力を集中してゐる工業で、相競うて人智の妙を盡くしてゐる。我が國に於ても、諸種の研究設備を整へ、發明を保護獎勵してゐるため、近年長足の進歩を遂げた。就中、製紙・セメント・人造肥料・製薬・ゴム工業などは、特に盛んである。(四)電氣事業は、紡績業とともに、我が國工業の雙壁で、特に水力電氣に於ては、實に米國に次いで、世界第二位にある。

工業經營に於ては、近時大規模の工場を建て、進歩した機械技術を利用し、多數の労働者を使用する工場工業が盛んになつた。されば、これが經營に當つては、先づ全體を合理化して無駄を省き、適材適所の分業をなさしめ、且つ、労働者の立場を理解して、安心して仕事に従事せしめ、

く家族のみの手で行はれる。今日でも、衣服の仕立・造花・刺繡指物など特別の技術を要する仕事は、主としてこれによつてゐる。後者は、大資本を擁し、大規模の工場を建て、進歩した機械技術を應用し、且つ多數の労働者を使つて、分業的に大量生産を營むものである。維新以來發達を遂げた大きな工業は皆工場工業である。

以て十分にその能率を發揮せしめるやうにすることが大切である。また、經營者は、常に該博なる見識を養ひ、市場の状態や、販路などを察し、生産物の種類や數量を定め、以てよく製品の需要供給を調節すべきである。

我が國は、いやが上にも工業の進歩發達を促さんとして、或は、年々補助金、奨励金を支出して、特に重要な工業を保護奨励し、或は、工業試験所、工業研究所、工業教育機關などを置いて、學理技術の進歩を圖り、或は、特許法、實用新案法、意匠法、商標法を制定して新工業を保護し、または輸入品に關稅を課して、これが防遏に努め、不動産銀行などの工業金融機關を置いて、その發展を圖るなど、各方面に亘つて周到な助成策を講じてゐる。此の外、商工會、議所、同業組合、同業組合聯合會などの公共團體があつて、共に工

11 参考 工業發達の素因 我が國の工業が、今日の如き盛況を見たのは、一つにはその奨励指導がよかつたことによるが、二つには國民が骨惜みせず、勤勉に働き、忠實に仕事を研究するからである。何事に於ても、勤勉が成功の基である。

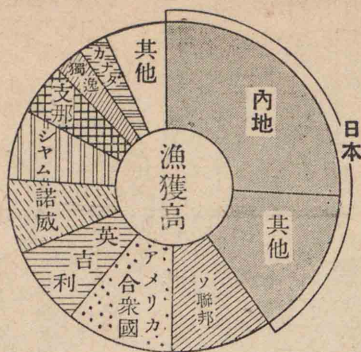
12 事例 水産業の現況 我が水産業者の活動範圍は、北はベーリング海

業の振興に資してゐる。

10 水産業

我が國は四面海を以てかこまれ、無盡藏の水産資源を有し、實に世界最大の漁業國として、氣を吐いてゐる。その年産額も三億六

世界漁獲數量 (昭和十年)



千萬圓を超え、漁獲物の品種も多く、國家經濟の上に頗る重要な産業である。しかも、今日政府の後援も漸く整ひ、漁船の數も頗る多きを加へ、單に沿岸

漁業ばかりでなく、年を追ふて遠洋漁業も發展をつゞけてゐるが、今後はますますその規模を大にして、經營の合理化を圖り、更に、一層の發展をつゞけねばならぬ。されば、政府や地方團體は、補助金、奨励金を交付してこれを獎

オホーツク海より、南は濠洲から南極にまで及び、また馬來を越えて印度洋に伸びてゐる。而して世界漁場面積の三分の一を占め、水産従業者數は約五十五萬人で、世界總従業者數の過半を占めてゐる。かくして水産物こそは、我が國の有する貧しい天恵中、最も優れたものゝ一となつてゐる。

13 事例

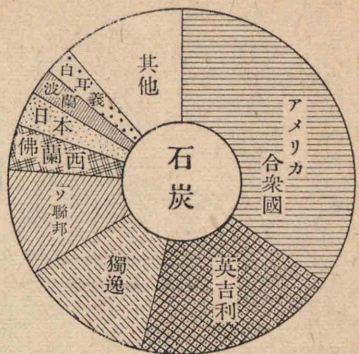
鑛産額 昭和

勵し、水産試験場、水産講習所などを設け、また水産會や漁業組合を設けるなど、銳意これが助成に力を入れてゐる。

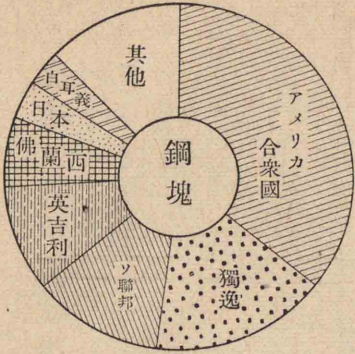
が助成に力を入れてゐる。

■**鑛業** 鑛業は、地中の鑛物を採掘する産業で、その採掘物は、工業上、經濟上、軍事上、絶対に必要なものである。然るに、現在までの状態では、我が國は、おしなべて鑛業資源に乏しく、僅に、石炭と銅とがやゝ注目し、値する程度に過ぎない。而して、鐵、石油の如く、近代産業の上にも、國防の上にも、極めて重要な關係にあるものゝ、産出が

(年十和昭) 額産炭石界世



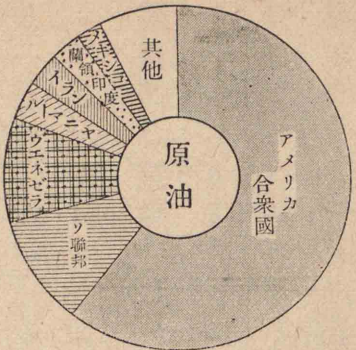
(年十和昭) 額産鐵鋼界世



も、國防の上にも、極めて重要な關係にあるものゝ、産出が

十年の内地鑛産物價額は約五億圓で、拓殖地を合せて約六億二千萬圓である。石炭は幸ひにも我が鑛産物の首位を占め、國內の需要はほぼ自給せられてゐる。年産額は約三億圓で、我が國鑛産總額の半分に當つてゐる。石油は僅かの産額しかなく、甚だ心細い。近年油田の採掘は盛んに行はれてゐるけれども、到底國內需要高を自給し得る見込は

(年十和昭) 額産油原界世



乏しいことは、我が國にとつては、まことに遺憾の極みである。鑛物の採掘權は、これを鑛業權といひ、政府の許可を受けなければ、これが採掘に當ることを得ない。

■**鑛物問題** 外國で、日本の製品についてどういふ評判があるかを調べ、これが改善の方法を考へてみよ。

第二節 資源の開發

■**我が國の資源** 前に述べた如く、我が國は、概して天然資源に恵まれず、國民の生活資料や、工業原料の多くを、外國に求めなくてはならない状態にある。鐵や、石油の産出はいふに足らず、石炭も潤澤とはいへないし、木材も

立たない。されば、政府は近時石油業法を布いて、業者に或る程度の貯油義務を負はしめ、萬一の場合に備へてゐる。製鐵業は、近時非常な發達を遂げたが、たゞ鐵鑛の貧弱なことは遺憾である。

■**参考** 資源の意味

普通資源といへば、土地、山林、水力、鑛物、水産物の如き富源となる自然を

輸入に仰ぎ、米の自給にさへ困難を來たし、棉花羊毛の産出もない。かくして、我等の祖先が、豊葦原瑞穂國と稱した豊穰の誇りは、今日そのまゝでは肯かれ得ない實情にある。今日、世界各國が競うてその勢力範圍を廣め、資源を求め、自給自足によつて、國力の充實に日もこれ足りない際、まことに痛嘆に堪えないことである。たゞ、我が國は、地勢の關係から水力極めて豊かで、水力發電に恵まれ、今後一層の發達が見られることゝ、水産物が頗る潤澤であることゝは、聊か誇りとするに足る。

■資源の開發　しかし、我が國が天然資源に恵まれてゐないからとて、直ちに百計盡きたと悲觀してはならぬ。今日、世界いづれの國といへども、自國の資源だけで、すべての産業を營み、國防上の必要を充たしてゐるところは

指してゐる。しかし、如何にこれらの資源が豊かであつても、これを開發する人の力がなくては、これらは全く人の生活に役立たない。たゞ人の力だけでは、物質そのものを増減することはできぬが、技術の進歩科學的の發明發見などによつて、或は從來の物の利用を高め、或は從來用途のなかつたものについて利用の途を開くなど、人工によつて資源

ない。獨逸は、世界大戰に於て、四面に敵を受け、完全に物資の輸入を封鎖されたが、その窮境に立つて、國民は奮起して、不撓不屈、工夫創造に努めたため、發明發見相次いで起り、長期に亘つて國を支へることができた。我等も、今後ますます工夫をこらし、研究を重ね、この人工資源の開發によつて、難局の打開に邁進すべきである。また、我が國が天惠薄しとはいふものゝ、北海道、朝鮮、臺灣、樺太などには、我等の開發を待つ未開拓地がある。また、農業技術を改良すれば、生産の増殖も今後相當の望みがあり、用材の資源についても、百年の大計を立て、造林植林に努めるならば、現下の狀勢を食ひとめることも不可能ではない。殊に、豊富なる水力の資源を、各種工業に必要な動力に利用することができ。且つ、天然資源の豊富な新興滿洲

を開發し、國富を増すことができる。これを人工資源といふ。天惠の薄い我が國では、この人工資源の開發によつて、富國の基を開くことが肝要である。

② 参考 滿洲國と提携

滿洲國は天然資源極めて豊かであるが、未だ技術が進まず、資本に乏しく、これが開發は、一つに我が國の力に俟つ外はない。先づ耕地は廣く、

國と提携することによつて、或る程度まで我が國の資源の不足を補ひ、我が産業國防の將來に光明を見出し得たことは、大いに意を強くすべきである。されば、國民は空しく資源を荒廢に委すことなく、また徒らに天然資源の乏しきに失望することなく、ますます有爲の人才を養成して、科學の進歩を圖り、一方では各種産業の統制合理化を進め、他方では日滿經濟の融合を緊密にして、以て輝かしい帝國の將來を開拓せねばならぬ。

練習問題 將來科學の研究によつて、どういふ人工資源が開發されるであらうかを研究せよ。

第三節 技術の進歩

■産業と技術 産業を發展せしめるための要件としては、資源の開発の外に、なほ技術の進歩が重要な條件と

棉花の栽培や牧畜に適し、また鑛産物中、特に我が國に乏しい鐵石炭金などの埋藏量の多いことは大いに意を強くするに足る。されば日滿兩國は、共存共榮の大理想の下に提携して、日滿經濟ブロックの大成に邁進せんとしてゐる。

1 參考 技術の意義

技術を廣く考へると、醫術美術、建築術、造船術な

なつてゐる。こゝにいふ技術とは、直接物の生産手段として利用せられる道具機械並にこれを運用する種々の方法などの總稱である。すべて生産の能率を高めるためには、作業上に分業の方法を用ひることが必要であるが、しかし、これは技術が進歩し、機械が用ひられて始めてなし得られることで、分業と技術とは、切つても切れない關係に立つてゐる。分業によつて、大量の生産のできるのも、生産物の品質が良くなり、且つそれが均一になるのも、生産費が輕減できるのも、また如何なる大事業でも容易に營まれるのも、皆これ技術を應用し、精密な機械を使用するからである。まことに、近代の産業の目覺ましい發展は、技術の進歩に負ふところが多い。

■我が國の工業技術 我が國の技術、特に工業技術は、

ど、百般の技藝は悉くこの中に網羅せられる。こゝでいふ技術は、すと狭い意味に解して、特に生産や流通など、直接經濟に關する技術のみを指す。而して、道具は人力で動かすもの、機械は人力外の動力で動かすものとの差異がある。

2 參考 我が工業技術

大體から見て、工業技術は歐米が先進者で、我が國は各方面に亘り、未だ

輒近一段の進歩を示し、今や歐米諸國に比して遜色のないまでに進んだものが多い。彼の紡績工業、電氣工業、化學工業の技術を始め、重工業の技術に至るまで、我が科學的技術の進歩は、今や世界の驚異となつてゐる。然るに、これらの多くは外國の模倣に過ぎないといふ者もあるが、しかし、一旦取り入れた技術を更に研究し、これを發達せしめて行く我が國民の大きな能力は、何人もこれを否定することができない。また事實に於て、我が同胞によつてなされた發明、發見中、産業上に利用せられ、世界的に貢獻してゐるものも決して少くはない。

なほ、我が國では、科學的技術の進歩の外に、昔から養はれて來た國民固有の技術がある。我が特有の美術品や、工藝品に於ける特殊的な手技の巧みさに至つては、到底

先頭に立つて他國を導くまでには進んでゐない。元來我が國は、歐米に學ぶに忙しかつたこと、實驗や發明の機關が整ふてゐなかつたこと、また技術の輸入以來日なほ淺く、熟練な技術者が少かつたことなどのために、今までは後進國であつたが、しかし今や我が國民の能力は、決してそんな低いものではない。

他國人の追隨を許さない。これを以てしても、我が國民が如何にこの方面に優秀な性能と、技術上の素質とをもつてゐるかを、知ることが出来る。我等は、この獨特の技術の修練を怠らず、これを進歩せしめて、工藝的工業の發達を圖り、以て我が産業の振興に資すべきである。

■我が國の技術の問題 我が國は今日、全産業に對して、生産力を擴充し、非常時を克服すべく、朝野を擧げてその方策に腐心してゐる。而して、その結果、工業の促進のために、科學の研究、技術の向上、熟練工の養成が、最も大切な要件として注目せられてゐる。即ち、先づ(一)我が工業が、外國品の模倣、追隨でなく、敢然として獨創の技術を以て、世界に進出するためには、よろしく科學の研究機關を

③事例 我が國の大發明 撫順のオイルシエールより石油代用品を採ること、魚類の人工孵化、邦文モノタイプ、邦文寫眞植字機の發明や、本多博士のKS特殊合金鋼、三島博士の特殊鋼、島津氏の蓄電池用鉛粉の發明、並に世界に冠たる自動織機の發明などは、皆世界的の大發明である。また機關車工作技術の迅速なことは、世界第一で、蘇聯邦は嘗て日本の

充實し、頭腦資源の開発を圖ることが急務である。(二)日本全體の技術的の水準を高めるために、技術家、發明家、労働者などに對する社會の待遇を改善し、以て優秀な人才の誘致に努めねばならぬ。(三)また、優秀な技術家、熟練工の不足は、今日生産上の大きな悩みである。しかしこれは、到底短期間で養成され得るものでないから、日頃から力めてこれが養成に當ることが必要である。

かくして、我が國全技術關係者に明日の光明を與へ、希望を抱かしめ、以て躍進工業日本の聲價を高め、國富の充實に寄與しなければならぬ。

発展問題 我が國で發明せられた技術で、世界的に貢獻してゐるものには、どういふものがあるか。

鐵道技師を招いて、日本の特技を學んだこともある。

参考 頭腦の資源

我が工業が世界に進出したのは、主に労働者の賃銀が低く、且つ労働時間の長い點に一つの原因があつた。今後は科學の研究に基づき、優秀な技術によつて、加工を經濟的にし、これを合理化しなければならぬ。

第五章 流通

本章の要旨

廣い意味の産業の中で、専ら財貨と資金との流通配給をつかさどるものは商業である。この流通の業務は、飽くまで信用の上に立つて始めて圓滑に、そのはたらきを全うすることができる。商業に従事する者は、これらの配給作用が國民生活の上に及ぼす重い任務を自覺し、常に責任を重んじ、自利的營利心のみ囚はれることなく、以て我が國の産業の發展につとめねばならぬ。

第一節 貨幣と物價

貨幣 未開時代に於て、自分の欲する物を求めるためには、人々は物と物とを交換するより外はなかつた。しかし、世が進むにつれ、それでは非常な不便が伴ふので、

事例

物々交換の不便 (一) 交換する物の種類と、數量とが容易に一致し難い。甲は米を以て木綿と交換したいのに、乙は米が要らないとすれば、この交換は成り立たぬ。(二) 交換の割合を定めることがむづかしい。即ち米一俵と木綿いくらと交換すればよいか、貨幣がなくては

そこに交換の媒介となる物を定め、その物を通して、交換を行ふやうになつた。始めは、貝殻、獸皮、家畜布帛、穀物など、主として地方の生産物が、交換の媒介物として多く用ひられたが、次第に工業の發達につれて、金、銀、銅などが鑄造せられ、それが貨幣として、一般に用ひられるに至つた。蓋し、これらは、よく貨幣の材料としての要件を具へてゐるからである。その後、交通、交換の作用が、一層頻繁となるに及び、取引毎に一々貨幣を検査し、これを數へ、これを運搬する煩に堪えられなくなり、こゝに紙幣、手形、小切手などの貨幣代用物が、併せ用ひられるやうになつた。これが、今日行はれてゐる賣買流通の實際である。

■貨幣制度 貨幣は、國民の經濟生活に、直接重大な關係をもつてゐるから、政府は特に「貨幣法」を布き、種々の規定を設けてゐる。

一 製造及び發行權 貨幣を製造し、これを發行する權利は、すべて政府が獨占し、造幣局に於て鑄造してゐる。

これを、若し私人に許すことになる、と、自然とさまざまの貨幣ができて不統一となり、取扱ひにも困るのみならず、またとかく、粗悪なものが濫發され易い虞れがあるからである。しかし、私人が金塊をもつて鑄造を依頼すれば、政府は無手数料で、いくらでもこれに應じてくれる。これを「自由鑄造」といふ。

二 貨幣の本位と價格の單位 貨幣は、交換の媒介をなすものであるから、同時にまた、これによつて、すべての價格の單位が定まる。我が國では、純金の量目七百五十厘を價格の單位とし、これを圓と稱する。されば、我が國の

とても判定できない。
(三) 物によつて交換の割合通りに、分割のできぬものがある。牛一頭は半分には分けられぬ。
(四) 物によつては腐敗したり、また容積が大きくて運搬のできない不便もある。

●参考 貨幣の職分

(一) 貨幣は誰でも求めるもので、これさへあればどんな物とも交換ができる。
(二) 貨幣なら、物と

物との交換割合が正しく表はされる。
(三) 貨幣なら分割が自由で、どんな支拂にも充てられる。
(四) 貨幣は變質もせず、貯藏上の困難もない。

●参考 貨幣の材料

貨幣の材料は、(一) 社會一般に認められる價值を有し、(二) 少量の割に高價であり、(三) 永き使用と保存に堪え、(四) 分割が容易で、しかも、そのために價値を減せず、(五) 價格に甚

品物の價值は、すべて圓によつて表はされる。

(三) 本位貨幣と補助貨幣 我が國では、金貨幣を本位貨幣といひ、銀貨幣ニツケル貨幣青銅貨幣を補助貨幣といふ。

(一) 本位貨幣は、額面價格とその貨幣の含む地金の實價とが一致し、法律上無制限に、通用力を認められる。しかし、今日國內の日常取引では、事實上金貨幣は殆ど用ひられてゐない。(二) 補助貨幣は、本位貨幣の補助として、小額の取引のために造られたもので、その額面價格は、貨幣の含む地金の價格よりも高く、自由鑄造も許されない。なほまた、その支拂額には、法律上一定の制限があつて、銀貨幣は十圓まで、ニツケル貨幣は五圓まで、青銅貨幣は一圓までの範圍だけしか、強制通用力が認められない。

(四) 貨幣の種類と品質量目 我が貨幣法は、貨幣の鑄造

だしい變動がなく、(六) 誰にも鑑別され易いものがよい。この點で金が最もよくこれらの性質を具備してゐる。

【参考】 銀貨の實價

我が國の銀貨の品位は、明治四十年の改鑄では、銀價四十三片、大正七年の改鑄では六十五片、大正十年の改鑄では、百片の相場を標準として鑄造せられたもので、いづれも銀價の騰貴とも

について、これが種類・品質量目を、左表の通りに規定してある。

補助貨幣				本位貨幣				種類	品質	重量(五)
青銅貨幣		ニツケル貨幣		銀貨		金貨				
五厘	壹錢	五錢	十錢	二十錢	五十錢	五圓	十圓	二十圓	純金	九〇〇
錫銅	錫鉛	純ニツケル	參和銅	純銀	參和銅	參和銅	純金	參和銅	九〇〇	一〇〇
九五〇〇	一四〇〇	ニツケル	二八〇	七二〇	二八〇	一〇〇	九〇〇	一〇〇	一六・六六六	八・三三三
二・一〇〇〇	三・七五〇〇	二・八〇〇〇	四・〇〇〇〇	一・九八〇〇	四・九五〇〇	四・一六六六	四・一六六六	四・一六六六	一六・六六六	八・三三三

【紙幣】 一國の經濟界で、實際貨幣として流通するものを通貨といふ。通貨には、右金屬貨幣の外に、なほ紙幣がある。紙幣は、硬貨が日常取引上にもつ不便を避ける

に、しばしば鑄潰された。然るに、現行の銀貨は、つと品位を下げたので、例へば今日の五十錢銀貨は、銀塊相場を假りに十六片として計算すると、その實價は僅に九錢二厘にしか當らない。

【参考】 品質量目 (一)

金銀の純分のみでは、餘りに軟かくて、磨損の惧れがあるから、劣等の金屬を混和して硬くする。これを雜分といふ。(二)

ために、これに代用される證券で、法律によつて強制通用力を與へられてゐる。今日、國內の取引には、主に紙幣が用ひられる。

紙幣には、(一)發行者が、その所持人の要求次第、いつでも貨幣と引換へる義務を負ふ兌換紙幣と、(二)發行者がその義務を負はない不換紙幣とがある。不換紙幣は、戦争などのやうな非常時の外は、普通に發行されない。

④兌換券の發行制度 我が國現行の兌換紙幣は、兌換銀行券條例の規定に基づいて、日本銀行から發行せられる。しかし現在は金輸出禁止にもなつて、その兌換は一時停止されてゐる。

我が現行兌換銀行券發行要件は、左の通りである。

(一)正貨準備發行 日本銀行は、金銀貨及び地金銀を準備すれば、自由にこれと同額の兌換券を發行することができる。これを「正貨準備發行」といふ。

(二)保證準備發行 正貨準備による發行だけで、實際の需要を充たすことができない場合には、日本銀行は、政府發行の公債證書、大藏省證券或はその他確實な證券や、商業手形を保證として、十億圓を限り、兌換券を發行することが出来る。これを「保證準備による發行」といふ。

(三)限外發行 前二者による發行額を以てして、なほ實際の需要を充たすことのできない場合には、日本銀行は大藏大臣の許可を得て、更に同様の保證準備の下に、定められた發行税を納め、右の制限を越えて發行することができる。これを「限外發行」といふ。なほこの外、朝鮮銀行、臺灣銀行も、その地方に限り、強制通用力をもつ兌換銀行

純分と雜分との和を量目といひ、(三)量目と純分の割合を品位、または品質といふ。

⑥事例 我が國の不換紙幣 西南戦争の際に、政府は巨額の不換紙幣を發行したが、そのために、紙幣の価格は暴落し、遂に銀貨壹圓につき、紙幣壹圓七拾錢の相場とまでなつて、我が財界は非常な混亂を招いた。

⑦事例 日本銀行の帳尻の見方 日本銀行は、毎日兌換券發行の帳尻を發表する。

昭和十二年五月廿三日帳尻

兌換發行高	一、三三、〇〇三
正貨準備	五三、六六六
預金	七二、六七七
貸出	五五、六六九

(一)兌換發行高 その日に發行されてゐる兌換券の總額。

(二)正貨準備高 その日の兌換券發行高の中正貨準備の總額。

(三)保證準備高 その日の發行高から正貨準備高

券を發行する權利を認められてゐる。

四 價格と物價 物の價格とは、實際の賣買取引に於て、物と貨幣との交換せられる割合である。例へば、米十四匁が四圓二十錢とか、銘仙一反が八圓五十錢とかいふやうに、物の價値を貨幣の額で表はしたもので、代價、値段といふものがこれに當る。次ぎに物價とは、すべての品物の價格を、その一つ／＼について考へず、これを全般的に見た場合の概念である。されば、單に米の價格や、肉の價段が騰つても、それで物價が騰つたとはいはれない。米、肉、布その他百般の品物の價格の平準が、總體的に騰貴した時に、始めて物價が騰貴したといはれる。

五 價格の決定 品物の價格は、主として、それに對する需要と、供給との關係によつて定まる。需要とは、購買力

のある者が、買はうとする品物の分量を意味し、供給とは、實際に賣渡すことのできる品物の分量を指す。即ち、或る品物に對する需要が、供給よりも多いときは、その物の價格は高くなり、供給が需要よりも多いときは、その物の價格は低くなる。このやうに、物の價格は、つまりその物の需要と、供給との相平均する點に定まるのが、一般の傾向である。而して、實際に於て、かういふ需要供給は、大體から見て、その品物を生産するに要する一切の費用、即ち生産費を中心として動く傾向をもち、これより餘り高くもならず、またこれより餘り低くもならないのが通例である。

六 物價の變動 次ぎに、一般物價はどうして變動するかといふに、それは主として、貨幣の價値即ちその購買力

を差引いた殘額。こゝでは八億八百三十七萬六千圓となる。

(四) 限外發行高 その日の正貨準備額に、保證準備發行の限度たる十億圓を加へたものが、兌換發行高より少いときは、その不足額。(右の表ではこの不足額はないから、當然限外發行はない)

(五) 預金 その日現在の民間銀行からの日本銀行預金及び政府からの當座預金を合せた額。

(六) 貸出 その日日本銀行から貸出した總額。

事例 需要供給の平均點

今假りに或る市場に於て、林檎一個が八錢、その需要額が九百個とする。然るにこれが若し七錢に下落すると、需要は九百四十個に増し、また六錢になると、更に増して千個となる。これに反して、供給の方は、八錢の時には千百個に達するが、七錢の時は、千六十個、六錢の時には、更に減じて千個となる。この通り双方ともに、需

の變動に基づく。蓋し、物價は貨幣と他の品物との交換割合を示すものであるから、貨幣の價值が變動すれば、物價も従つて變動することになる。今、國內の貨幣の供給が多いときは、他の事情の等しい限り、その價值は下落し、その購買力は減じて、こゝに物價は騰貴すべく、これに反して、貨幣の需要が多いときは、貨幣の價值は昇騰し、その購買力は増して、物價は下落する。而して、かういふ貨幣價值の變動は、主として、一般市場に流通する貨幣の數量の増減に基づくものである。されば先づ(一)國內の貨幣の流通高が、その需要を越えて多く、所謂通貨膨脹となつた時は、一般に貨幣の價值はそれだけ降り、延いて物價は騰貴する。これに反して、通貨收縮策が採られ、貨幣の流通額が縮少するときは、一般に貨幣の價值は騰り、延いて

要供給を表はす數字が同じく千個となつて、兩者は相平均するに至る。

9 参考 生産費

若し或る品物の價格が騰貴して、その生産費を非常に超過するときは、人は争ふてこの生産に當り、自然と生産は増して、價格は下落に向ふ。これに反して、價格が下落して、非常に生産費から降る時は、人は皆生産を手控へ、勢ひ生産は減じて、

物價は下落に向ふ。(二)國內で貨幣の流通の速いか遅いかは、恰もその國の貨幣の流通高の増減と、同一の結果となつて、物價はそれにつれて上下する。(三)國內で、兌換券手形、小切手などが、盛んに使用されるか否かは、恰もその國に於ける貨幣の數量や、流通の速度の如何と、同じ結果を來たし、物價の變動に影響する。(四)従つて、經濟界が活氣を呈し、取引額が増加するときは、貨幣及びその代用物たる兌換券、手形、小切手などの流通が盛んになり、國內の物價は騰貴するが、これに反し、一般に不景氣となり、取引額が減少すれば、これと反對の結果を生ずる。

10 物價指數

今物價が、どういふ趨勢をとつてゐるかを知るには、物價指數を見ればわかる。物價指數は、一定の場所に於ける、一定の時期の、一定の品物の價格を一〇

價格は當然騰貴する。

11 事例 物價指數 (一)

日本銀行發表の「東京卸賣物價指數」は、東京に於ける重要商品五十六種を選び、明治三十三年十月を基本時期としたもの、今昭和十二年三月のこの指數が「二三九・八」といへば、この月は、明治三十三年に比し、十三割九分八厘方卸賣相場が騰貴したことを示す。(二)同じく日本銀行の「小賣

○と定め、更に測定せんとする時の、その品物の価格を前

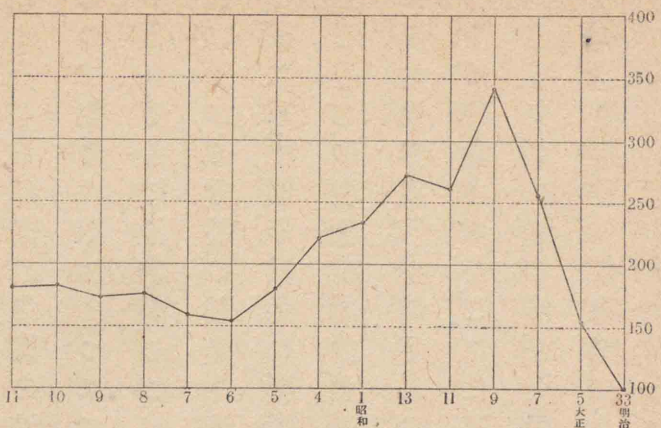
の価格と比較して、その比例
数を示し、いくら高まつたか、
またいくら低まつたかを、明
かにする意味をもつ。

物價の調節 物價は、經

濟界の變化に伴つて、常に一
上一下してゐる。然るに、こ
の變動が緩漫にあらはれる
ときは、それでよいが、一朝物
價が急激に大きな變動を示
すことになると、忽ち國民所

得の均衡を破つて、ために、國民の經濟生活の上に甚大な

表數指價物邦本



物價指數は、大正三年七
月を基準として計算し
たもの、今昭和十二年三
月のこの指數が、一七一
〇といへば、この月は、大
正三年七月に比して、七
割一分方小賣物價が騰
貴したことを示す。

事例 物價の調節

歴代政府のつた物價
調節の方法には、(一)米穀
統制法を制定して、米價
の安定を圖つたり、(二)暴
利取締令を布いて、不當

影響を與へるやうになる。されば、かういふ場合には、政
府は公益上、進んでその調節に乗り出し、種々の調節政策
を講じて、これが暴騰または暴落を抑へ、以て國民生活の
安定を圖り、國民經濟界の動搖を防ぐやうに、大きな努力
を拂つてゐる。

貨幣問題

今日の新聞の經濟面にある日銀帳尻について、兌換券の
發行額と、正貨準備額と、保證準備發行額とを調べてみよ。

第二節 商業

商業の任務 商業は、他の産業が、或は自然物を育成
し、或はこれを採用し、或はこれに加工して、我等の生活上
の需要を充たすに對し、全く特殊の任務をもつてゐる。
これは生産者と消費者との間に立つて、物資の配給をす
る業務である。即ち、品物を場所的にも、時間的にもよく

暴利賣占賣惜みなどを
禁じたり、(三)關稅の賦課
や撤廢によつて、輸出入
貨物の調節を圖つたり、
(四)兌換券の増發、回收に
よつて、その流通數量を
調節したり、(五)金利の引
上げ、引下げを試みたり
する。

事例 商業の任務

一朝、商業が全く杜絶し
てしまつたと考へたら、
我等の生活がどんなに
甚だしい窮乏に陥るも

適合せしめて、その效用を大きくし、國民生活上の需要と供給とを調節して、有無相通ずるとともに、他方には物價を調節するの作用をもつ。我等も、この商業があればこそ、國內は勿論、遠く世界中の品物を、思ひのまゝに手に入れて、以て充實した生活を營むことができる。商業の國民經濟上に於ける功績は、また大なりといはねばならぬ。更に、今日の時代に於ては、商業は國の發展力を培養し、國富を増進する上に大きな任務を有し、これが發達は、また國家發展の重要な基礎である。

而して、商業はこれを取扱ふ範圍から見て、内國商業と外國貿易とに分たれ、またその性質から見て、問屋仲買商、卸賣商、小賣商などの賣買業と、運送業、倉庫業、金融業、保險業などの補助商業とに分たれる。これらのことは、既に

のか、それは想像に難くない。昔、全國的の商業の開けなかつた時代に、或る地方の饑饉に際して、その地方の人々が、食物の缺乏に苦しみ、財布を首にかけながら斃れた者があつたことを考へても、思ひ半ばに過ぎるであらう。

【参考】 商業の研究

諸子は既に商事要項に於て、商業の種類及びその經營の形式などにつ

商事要項に於て詳しく學んだ。

【商業の經營】

從來の商業は、大體店舗に於て、小規模に營まれたものであるが、近時小賣商の中にも、百貨店連鎖店のやうな大組織で經營する者があらはれ、また市場や、取引所などの施設が發達するにつれて、商業の經營は全く面目を一新するに至つた。而して、これら經營に關する形の方面については、既に他の學科で學修したことであるから、こゝでは、經營についての道德方面の問題中、特に重要な事項について研究を進めよう。

【一】 同業者間の道德

今日の商業は、同業者全部の信用を基として營まれてゐる。従つて、多數の同業者中、たゞ一人でも不健全な經營をする者があるならば、忽ち業界全般に亘る信用と聲價とが疑はれ易くなる。されば、商

いて、詳しく學んだ筈である。従つて公民科に於て、更にこれを反覆する必要はない。しかし、商業の精神的方面の研究は、商人にとつて最も大切な事項であるから、公民科ではその本分の上から、特にこの方面に關する説明を加へる。

【参考】 競争の精神

商人の中には、同業者相互の間に於て、度を越えた見にくい競争をする

業に従事せんとする者は常に自己が同業者全體中の一部であることをよく自覺し、互に信義を重んじ、どこまでも協同一致、事業の繁榮を圖り、延いては國勢の隆昌を期するやうに奮勵せねばならぬ。

(二) 共同企業の道德 個人企業に於ては、事業の損益も世間の褒貶もすべて自分一人に歸するため、企業者は自ら全精力を傾けて業務に勵精し、世の信用を博せんとにこれ努める。然るに、會社組合などの共同企業の經營にあつては、元來各人一己の事業でないだけに、自己一人の事業以上に努力して經營すべきであるにもかゝらず、とかく事業の上に周到の注意と、最善の努力とを缺き、時に不徳背信のことをなし易い。特に、株式會社に在つては、往々業務擔當者も、株主も、共に自らの私利を圖る

者がある。しかし競争は、元來その手段を擇ばず、相手を仆すことではなく、同業者が相互に發奮努力して、共々に事業の進歩と、共存共榮とを圖ることを理想としなければならぬ。

事例 會社の道德

株式會社の業務執行者たる取締役の中には、その重い責任を忘れ、會社の財産をば恰も自分の私有物のやうにし、會社

に汲々として、會社全體の發展に對して誠意を缺き、そのため種々の忌はしい問題を惹き起すことがある。これらは深く戒しむべきである。

(三) 粗製濫造の問題 外國市場に於ける我が商品の品質粗惡についての非難は、かなり久しい以前からある。これは、何といつても商工業者の道義心の陋劣に歸せねばならぬことで、このために同業者に與へた迷惑はいふまでもなく、國家の信用國威の發揚の上に及ぼした損失は、實に計るべからざるものがある。當業者は、よろしく道義心を振起し、眼前の小利に迷はず、眼界を大にして、一舉手一投足、眞の商人としての本分を發揮するやうに、努力するところがなくてはならぬ。

要するに、我等商業界に活躍する者は、單に自分の營利

を喰ひ物にする者さへある。また、監督機關である監査役も、大抵有名無實の人が多く、中にはその地位を利用して、取締役と共謀して私曲を營む者もないとはいへぬ。更に大株主の中には、一途に自己の利益のために、會社の方針に干渉し、また會社の事業を投機の渦中に投じ、そのため會社に非常な不利益を與へる者もある。かくの如きは、實に言語同斷

のみに囚はれることなく、よく商業の眞の任務を自覺し、商業道徳を振ひ起して、ますます業界の淨化と、世界的の躍進に努め、以て國運の發展に貢獻すべきである。

商業の助成 商業は、極めて廣汎な範圍に亘る上に、これが繁榮浮沈は、一國の全産業に影響するところが大きく、且つ消費者の日常生活とも密接な關係をもつ。されば政府も、商業を助成するために、商工會議所を置いて、商工業の改善發達を圖り、各種の同業組合をして、利益の増進や、弊害の矯正に當らしめ、商品検査所を設置して、商品の信用の維持向上に努め、または商品陳列所を設けて、商工業の改善發達を圖つてゐる。且つ近時、中小商業者が、百貨店や、消費組合、販賣組合などから壓迫脅威を蒙る問題に對しても、政府は、各種の助成策を講じてゐる。

といはねばならぬ。

事例 粗製輸出品

先年我が輸出品中に、兩端だけに鉛心があつて、中は空虚な鉛筆、底皮にボール紙を用ひ、それに薄い皮を貼つて外面を整へた靴、全然軸木に頭薬をつけてないマツチ、形狀によつて糸數の増減をせず、仕上の際鋸で外見を整へた靴下などがあつた。從來かゝる實例は夥しく、このため

演習問題 近時、各地方とも百貨店が盛んとなつて、一般中小業者は、少からざる壓迫を蒙つてゐる。彼等は、どうしてこの難局を切り開くことができるか。

第三節 金融

金融 凡そ、農林業にせよ、商工業にせよ、産業を經營するに當つては、一定の資金を必要とする。ことはいふまでもない。然るに、企業家自身が、充分の資金を所有する場合は、寧ろ少く、多くは他から融通を受けて、それを資本として、それらの事業を營むのが常である。若しも、資金の融通即ち金融を得るの途がないとしたら、到底今日の企業經濟は成立する餘地なく、金融こそ、實に企業の動脈とも見ることができ。従つて、金融を業務とする金融機關は、また企業界の中心をなすに至つた。

我が商品全體が非常な不評判を買つたことがあつた。

参考 信用取引 賣

買取引で、一々現金の授受をするのは煩はしいし、また若し相手方が、後日間違ひなく支拂ふことが信じられるなら、適當の日に決算することにして、差支へはない。かうして信用取引が生れる。彼の紙幣手形類

信用 金融の根本をなすものは信用である。世に信用があればこそ、始めて資金の融通を生じ、従つてすべての企業が営まれる。信用とは、將來必ず約束を履行するであらうと、他人を信認すること、信用に基づく取引を信用取引といふ。信用には、(一)土地や家屋など、一定の擔保を提供させる對物信用と、(二)信用賣、信用貸のやうに、單に借主の資産状態や、人物などを信用して貸す對人信用とがある。これらは勿論、相手方の道義心を期待してのことであるから、若しもこの信認を裏切る者があらはれて、經濟界の一角に破綻を生ずるに至れば、忽ち國民經濟全般に、大きな動搖を起すやうになる。されば我等は、すべて經濟のことは、道徳と一致すべきことを自覺し、信用を重んじて、資金の圓滑なる流通を圖り、以て國民生活

の流通も、銀行の預金貸付も、商店の掛賣も、皆信用を基礎とする取引である。すべて信用取引は約束を履行するといふ道徳心と、履行するだけの資力と、履行しない場合の法制の保障とを條件として成立する。されば國家の基礎が鞏固で、法制も整ひ、經濟及び道徳の發達した今日では、實際の商取引は主として信用取引に依るやうになつた。

の安全を助けねばならぬ。

信用證券 信用取引は、口約束や、帳つけなどの方法でも行はれるが、多くは信用證券を使つてゐる。信用證券とは、法律の規定に従ひ、一定の金額を表示し、これを裏書または引渡によつて、他人に讓渡し得る證券で、一般に貨幣の代用物として用ひられる。信用證券には、公債證券、社債券、兌換銀行券、手形、小切手などいろいろあるが、この中、商工業者に最も廣く使用されるものは、手形と小切手とである。

金融機關 かく信用によつて、資金の貸借が行はれるが、ためには、その間に立つて、相互の媒介の任に當る金融機關が必要となる。世には、一方に資金を貸さうとする者があれば、また他方には、これを借りようとする者も

2 事例 信用と經濟界

信用取引は後日に決算を残し、經濟界の各分子、各單位は悉く一條の信用の連鎖によつて連結せられ、經濟界の安危は一にかゝつてこの連鎖の上に存する。萬一この連鎖の一點に破綻を生ぜむか、忽ち全體に動搖を起し、支拂停止者、破産者、倒産者が續出するに至る。この結果として、商業は俄に沈衰し、工業は頓に販路を失ひ、商

ある。然るに、一般の人々では、その貸借の相手方を見出すことが容易でなく、且つたとひ相手方を求め得たとしても、金額、利子、期限などの條件について、双方の要求を一致せしめることは困難であるし、また借主の信用程度を見分けることは、更に一層の難事である。そこで、これら兩者の間に立つて、双方の希望を充たし、資金の貸借融通をする機關が必要となつて來る。これが金融機關である。

四 銀行 金融機關の中、最も重要なものは、銀行である。銀行は、業務の特色によつて、特殊銀行、普通銀行及び貯蓄銀行の三種に區別せられる。

(一) 特殊銀行 特殊銀行は、特別の法規に基づき、特殊の目的を以て設立され、一定の特権を與へられてゐる。

工業に従事する者は忽ち衣食に窮し、これら商業者に資金を融通してゐた多數の銀行は大害を蒙り、金融は閉塞し、株式は暴落し、その極經濟界に一大恐慌を喚び起すやうにもなる。これを考へても商業の上に道德が如何に重要なものであるかがわかる。

3 参考 金融の研究

信用證券並に銀行一般に關することは、商業上

日本銀行は、我が國金融の中樞をなす中央銀行で、兌換券發行の特権を有し、これによつて通貨の統制を圖り、また國庫金の出納を取扱ふ。(二) 臺灣銀行及び朝鮮銀行は、いづれも兌換券の發行を認められ、臺灣、朝鮮に於ける中樞金融機關である。(三) 横濱正金銀行は、主として外國爲替の取扱を業務とし、輸出入業者に金融の便を與へてゐる。(四) 日本勸業銀行、農工銀行は、農工業の改良進歩を助けるために、主として不動産を擔保とする長期貸付を取扱ふ。(五) 日本興業銀行は、工業者のための金融機關で、工場及び不動産を擔保とする貸付を業とする。(六) 北海道拓殖銀行は、特に北海道開拓のために設立された銀行である。

(二) 普通銀行 普通銀行は、これを商業銀行ともいひ、比較的短期の金融を目的とし、主として商工業上の金融機

頗る重要な問題であるが、これらについては既に他の教科に於て學び終つたことであるから、こゝではその詳細な説明を省略した。ただ順序上一と通りの概説をするに止める。

4 事例 銀行の經營

○ 銀行は堂々たる社屋を建築し、巧みな宣傳を以て大衆をひきつけ、多額の預金を吸収してゐた。しかしその内情

關で、銀行の大部分はこれに屬する。普通銀行の主なる業務は、預金貸付手形割引並に爲替に關する業務である。(一)預金には預け人から請求があれば、いつでも拂渡しをすべき「當座預金」と、六箇月とか、一箇年とかといふやうな長い一定の期間預かつて置く「定期預金」とがある。(二)貸付は相當の利子及び期間を定めて、資金を貸付ける業務で、普通は擔保をとつてゐる。(三)手形割引とは、支拂期日のまだ到來しない手形をば、期日までの利息を差引いて、これを買ひ取る業務である。(四)爲替業務とは、遠隔の地に送金せんとする人のための業務である。

(三)貯蓄銀行 貯蓄銀行は、貯蓄銀行法によつて設立され、勤儉貯蓄の美風を涵養せしめるために、一般民衆を相手に、小口の預金を集め、確實に利殖の途を與へることを

に立ち至つては、經營振りは甚だしく堅實味を缺いてゐた。即ち好利廻に資金を運轉しようとして焦つたり、または私的の惡因縁を結んだりして、回収の困難な會社に巨額の貸付をしたり、また遊資を危険極まる株式に放資したりして、日増に業績は不振に陥つた。この實狀はやがて世間に暴露して、預金の取付にあひ、以て收拾すべからざる状態となり

業務とする。従つて、政府の監督は特に嚴重である。

■その他の金融機關 金融機關には、この外なほ信託會社信用組合保險會社無盡會社質屋などがある。(一)信託會社は、他人に代つて、金錢有價證券土地建物などの保管運用利殖をなし、その收益の中から、利息を委託者に支拂ひ、一定の信託報酬を受ける營業である。(二)信用組合は、産業組合の一種で、中小産業者の協同による金融機關である。(三)保險會社は、その擁する巨額の保險料を運用して、金融界に大きな貢獻をしてゐる。金融機關は、このやうにして、社會各層の人々に、資金の融通を與へてゐる。されば金融業者は、その重大な使命を自覺して、よく商業道德を守り、責任を重んじ、以て國の經濟力の培養に参加し、國運の發展に貢獻せねばならぬ。

休業の餘儀なきに至つた。更に種々と善後策を講じたが、その甲斐なく遂に破産の運命に陥り、預金者に多大の損失を與へ、經濟界を大混亂に陥れた。

■事例 交通機關

これには二つの方面がある。(一)運輸機關は陸海空の三方面に發達した。我が國では先づ道路も次第に發達し、自動車も近年到る所に普及し、そ

交通

今日のやうな、分業の發達や、産業の振興も、一方から見れば、要するに交通が開けた結果である。殊に、十九世紀に入つて、汽車、汽船が發明され、海陸ともに迅速且つ安全に交通が行はれ、また通信機關も次第に發達するに至るや、こゝに世界の狀勢は、一變した。即ち各國とも、從來採つてゐた排外的な國境の障壁を、縮小して、人と物との往來運搬を便利にし、かくてその交通の範圍は、著しく擴大せられ、産業經濟も諸文化もますます、國際的となつて、こゝに面目を改めるに至つた。

今産業經濟の方面を見るに、勞力や、資本の移動を容易ならしめて、生産を盛んにし、商品の輸送、流通を容易にして、市場を擴大し、貿易を敏活ならしめ、且つ商品の價格を低廉にするなど、そのすべてが一新するに至つた。また、

の利用者は著しく増加し、鐵道は國內運輸機關の中樞をなし、内地だけでその總延長三萬軒に垂んとし、主要の線路は鐵道省が經營する。船舶は、既に著しい發展を見、總噸數は世界第三位を占めてゐるが、航空機の普及は、歐米に比して未だ幾分の遜色がある。(二)通信機關の方面では郵便、電信は年とともに發達し、列國に比して遜色はなく、たゞ電話は財

社會的の方面からこれを見ると、交通の發達は、人と人との結合を密接にし、思想、學問、藝術、趣味などの普及を容易ならしめ、諸種の文化は相互に傳達せられ、ますます、發展するやうになつた。かくして、交通機關の發達の程度は、まことに一國の富強、文明の程度を計る尺度であるともいはれるに至つた。

交通機關は、もと一般公衆のために存在し、全く公共的の性質を帯びてゐる。我等は、常に交通道德を重んじ、その機能を十分に發揮せしめ、交通を圓滑にし、以て公共の福利を増進するやうに留意すべきである。

諸子の知れる休業銀行、破産銀行について、どうして銀行がかゝる窮地に陥つたか、またそのために、一般社會にどういふ波瀾を起したかを研究せよ。

政上の關係から、未だ歐米諸國の如く、普及の域には達してゐない。特に年々設置の箇數が制限せられ、従つてこれに高價な賣買市價のあることは、著しくその普及を妨げてゐる。ラヂオも短日月の間に一般に普及し、加入者數は既に三百萬を超へるの盛況にある。

第六章 財政

本章の要旨

我が國にはその獨立の保持と、國民民福を進めるために、諸種の施設があるが、これらの施設のために營む公共の經濟を財政といふ。その財源は、主として租税や、官業收入などに求め、時に臨時費に大きな不足を生じた場合は、公債を發行してこれに充てる。我等は、よくこの精神を理解して、進んで納税の務めを果たし、更に公債にも應募して、以て國勢の伸張に貢獻しなくてはならぬ。

第一節 我が國の財政

■財政 國家の存立と、安寧とを保ち、その文化を進め、國民の福利を増進するがためには、或は軍備を整へ、外交の道を開き、警察裁判の機關を設け、或は、教育を進め、産業

1 参考 財政の研究

立憲政治に於ける財政は、すべて議會の協賛を経て行はれる。従つて、一般國民は選舉を通じて、間接に國家の財政に參與してゐるわけである。而して、財政と政治とは、元來表裏の關係に立つものであるから、立憲治下の國民は、先づ財政について一と通りの

を助長し、或は交通土木を完備するなど、種々の施設を必要とする。而して、これらの活動には、當然夥しい經費を要するから、それに必要な財源を作つて、その費用を支辨する方法を講じなくてはならぬ。このやうに、中央政府または地方團體が、その活動を完うせんがために、經費の調達・管理・使用などを營む經濟を稱して**財政**といふ。ここでは、専ら中央政府の財政について説明することゝしよう。

■財政と國民經濟 財政は、財貨の消費に關係があるから、家事經濟と似てゐるが、しかし、その本質は全く異つてゐる。家事經濟では、入るを計つて出づるを制し、會計に剩餘を残すのを理想とし、その収入は、平等の權利關係によつて得られる。然るに、財政では、出づるを計つて入

知識と、批判力とをもつてゐなくては、到底その重責を果たすことができない。

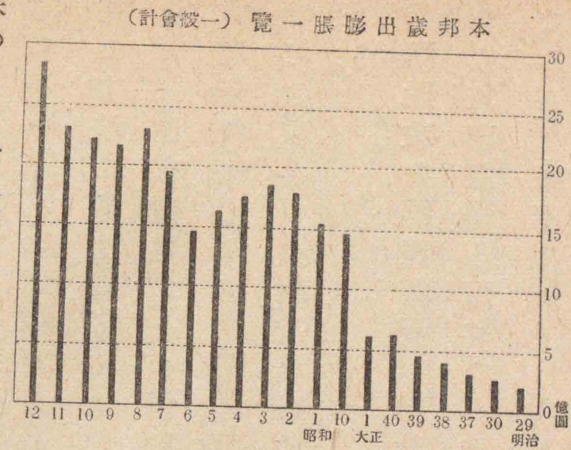
2 参考 地方財政

地方公共團體に於ける財政については、既に「上巻」の「市町村及び府縣の自治」の場合に於て大體説いたので、こゝではすべて省略することにした。

3 参考 歳出の膨脹

財政が國民經濟を無視

るを制し、收支相償ふのを以て本體とし、その収入は、權力關係に基づいて強制的に徴收せられる。されば、財政に



保つことが大切である。即ち、國家は常に國民の實力以上、上に財政が膨脹することを戒しめ、國民は、またよく、この

して、實力以上の膨脹を
するときは、國民經濟は
財政の壓迫に堪えない
で疲弊し、遂に國民生活
は甚だしく困難となり、
産業の發達は阻止せら
れ、延いて經濟の根柢が
危くなる虞れがある。
しかし、國運の發展と、國
民の福祉とのためには、
實際に於て、財政の膨脹
は、勢ひ免れ得ないもの
である。されば、國民は
よくかういふ膨脹にも
堪え得られるやうに、日

負擔に堪へ得るだけの用意を忘れず、互に協力して、國民經濟の發達に努力すべきである。

演習問題 我が國の財政は、最近どのやうな方面に特に膨脹しつゝあるか。またこの膨脹の原因はどこにあるか。

第二節 豫算と決算

■ 豫算 財政は、支出と収入とを適合させて、その均衡を得るのが目的であるが、これを運用するに當つては、國情に鑑みて、收支についての緩急輕重を圖り、以て國務を行ふに支障のないやうに、國家全體としての必要な計畫を樹てねばならぬ。これがために、政府は一年を區切とした會計年度を定め、その年度に於ける財政計畫の見積書である豫算を編成して、求め得られる収入と、必要な經費とを秩序よく按排して、收支の適合を圖る。豫算は、そ

頃から絶えず業に勵み
産を修めて實力の増進
に努め、以て國力の充實
を圖らねばならぬ。

■ 参考 總豫算 これはすべての歳出入を一とまとめにして、收支の計算をする場合の豫算で、これを一般會計豫算ともいふ。昭和十二年度の豫算が二十八億圓だといふ場合は、この豫算のことである。

昭和二十年年度入歳總豫算表

歳入總計		歳入經常部		歳入臨時部	
租税	一、三〇〇、七三三、三三〇	官業及官有財産收入	六、六八一、七一	官有物拂下代	六、四九三、六九
印紙	六、六八一、七一	官業特別會計納付金	三、四三三、八〇四	公共團體工事費納付金	四〇、九三三、二八
官業及官有財産收入	三、四三三、八〇四	日本銀行納付金	八、〇〇〇、〇〇〇	公共團體工事費分擔金	七、三三三、四四
官業特別會計納付金	八、〇〇〇、〇〇〇	雑収入	三、〇七五、六一	學術研究獎勵金受入	一〇、〇〇〇、〇〇〇
日本銀行納付金	三、〇七五、六一	教育改善及農村振興基金	五、一四八、八七七	特別會計ヨリ繰入	六、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	五、一四八、八七七	特別會計ヨリ繰入	七、四四五、三〇七	特別會計ヨリ繰入	八、八七五、三六
教育改善及農村振興基金	七、四四五、三〇七	歳入經常部合計	一、八四一、六六〇、〇〇〇	特別會計ヨリ一般財源受入	三、〇六二、三三
特別會計ヨリ繰入	一、八四一、六六〇、〇〇〇	歳入臨時部合計	七〇、八三三、六七	歳入臨時部合計	一、〇一〇、〇〇〇
歳入經常部合計	一、八四一、六六〇、〇〇〇	歳入總計	二、八三三、九七七、七	歳入總計	二、八三三、九七七、七

の案につき帝國議會の協賛を経、天皇の御裁可を仰いで、公布實施せられる。官廳は、この豫算に基づき、その年度内の諸般の事業を計畫し、これを執行する。されば、政府の施政方針や、政策は、概ね豫算を通じて行はれるから、國民は豫算の内容について、深く注意を拂はねばならぬ。豫算は、これを一般會

2 参考 特別會計 此れは、内閣各省などの一般會計から切りはなして、別に收支の計算をする方が、勘定も分りやすく、また一般會計に累を及ぼすことも少く、便利だといふ理由で設けられた。現在各外地帝國鐵道專賣局、大學、健康保險、簡易生命保險、通信事業など、三十餘の特別會計がある。上掲の總豫算表には、この會計は計上されて居らぬ。

計に屬する總豫算と、特別會計に屬する特別豫算とに分ち、また必要に際し、追加豫算を加へることもある。而して、各豫算を歳入と歳出との二大部門に分ち、更に經常部臨時部に大別する。なほ、豫算は元來見積計算であるから、これが實行に際して、不足を生ずるは已むを得ない。これがために、豫備費を設ける。また、臨時費のうち、數年に亘つて完成すべき事業に要する經費は、豫め總費額と年割額を定め、繼續費として、一時に帝國議會の協賛を求めることが出来る。衆議院の解散その他の事由により、豫算不成立のときは、政府は前年度の豫算を踏襲する。

歳出と歳入 一會計年度の支出を歳出といふ。歳出は、(一)俸給費のやうに、毎年支出する經常費と、建築費のやうに、その年限りに支出する臨時費とに別けられ、また

3 参考 追加豫算 豫算編成の場合に、豫期しなかつた經費を支出すべき必要を生じた際は、追加豫算としてこれを議會に提出する。

4 参考 經常部臨時部 經常部は、年々繼續して收支せられる性質の會計であり、臨時部はたゞ臨時に一定期間の必要に應じて、收支せられる性質の會計である。

(二) 俸給旅費などの人件費と、備品消耗品費などの物件費とに別けられる。

一 會計年度の収入を歳入といふ。歳入は、(一) 租税のやうに、永續的な經常

収入と、官有財産の拂下のやうに、一時的限りの臨時収入とに別けられ、(二) 租税のやうに、政府がその權力に基づいて、強制的に徴収する

公經濟的収入と、官有財産や、官業より生ずる収入のやうな、私經濟的収入とに別けられる。

昭和二十年年度歳出總算表

區別	歳出經常部	歳出臨時部	合計
皇室費	四、五〇〇、〇〇〇		四、五〇〇、〇〇〇
外務省費	一七、九三三、〇〇〇	一五、六三三、七六六	三三、五六六、七六六
内務省費	六〇、六三三、八〇〇	一〇〇、四七〇、八〇〇	一六一、一〇四、六〇〇
大藏省費	四八、八四九、四四〇	六三、〇〇一、一三三	一一一、八五〇、五七三
陸軍省費	二七、八四〇、七二二	五〇、一六二、六六九	七七、〇〇三、三九一
海軍省費	二七、九五五、六〇〇	四七、七〇〇、三三三	七五、六五五、九三三
司法省費	三、〇一一、六六九	三、〇〇七、五三三	六、〇一九、二〇二
文部省費	一三、一八四、九三三	一、二九二、四六六	一四、四七七、三九九
農林省費	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二九二、四六六	四、二九二、四六六
商工省費	六、六六九、九三三	三、〇〇〇、〇〇〇	九、六六九、九三三
逓信省費	一八、五九二、九三三	三、〇〇〇、〇〇〇	二一、五九二、九三三
拓務省費	二、三九九、〇〇〇	二、三九九、〇〇〇	四、七九八、〇〇〇
計	一、四三二、七三三、三四四	一、三五一、三三三、九七七	二、八三八、〇六七、三二一

5 参考 豫備費 これ
は第一豫備金第二豫備金に分けられ、第一豫備金は、避くべからざる豫算の不足を補ふに充てられ、第二豫備金は、豫算外に生じた必要の費用に充てられる。

4 決算 會計年度の終末に於ける豫算實行の成績を

決算といふ。決算は、豫算の實際の施行が、適當に行はれたか、否かを明かにするための總勘定で、政府はこの決算を作製して、會計検査院の検査確定を経、その検査報告とともに、帝國議會に提出して、承諾を求め、議會はこれを審査して、豫算實行の當否を決し、その計算の結果を審査して、以てこれが責任を明かにする。

5 参考 右に掲げた「歳出總算表」と「歳入總算表」とについて、その見方を研究せよ。

第三節 租 税

6 租税 租税は、國家または地方團體の經費に充てるために、國民から無償で徴収する収入である。かやうに、權力に基づいて、強制的に徴収する以上、その賦課がよる

のを原則とする。またその際、議會の召集が可能な程、特別非常な場合には、財政上の緊急處分をすることができ、しかし、實際は、内閣の責任の下に、剩餘金を支出し、議會の事後承諾を求め、方法が慣例として行はれてゐる。

7 参考 租税の重要

納税は、國民の財産に重大な影響を與へるから、

しきを得ないときは、往々にして不公平に流れ、苛斂誅求に陥り、その弊害の及ぶところは、決して少くない。されば、これが賦課に當つては、一定の原則に従ふべきものとせられてゐる。即ち、(一)租税は、國民の全般に及ぼし、且つ各人の負擔能力に應じて、或は累進的に課税し、或は控除費目を設置して、その賦課を公平にする(公正の原則)。(二)課税は、その國民經濟に及ぼす影響を考へ、國民の所得を以て税源とし、なるべく經濟の基本たる資産に及ぼさぬやうにする(經濟上の原則)。(三)税源は、豊富確實で、弾力性に富むものを可とし、しかも收税の方法が簡單で、その費用が少いものでなくてはならぬ(財政上の原則)。

■租税の種類 租税は、これを負擔する人を標準として、直接税と、間接税とに分けられる。(一)直接税とは、納税

濫りに租税を徴收するやうなことがあつては、課税の本旨に悖る。されば憲法は、國民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有スと規定し、新たに租税を課し、または税率を變更する場合には、議會の協賛を経た法律に依るべきことを要する旨を定めてゐる。従つて、これが賦課額税率徴收方法などは、極めて慎重にせねばならぬ。

者と實際の負擔者とが、同一人であるもので、地租、所得税、營業收益税、相續税などがこれである。(二)間接税とは、納税者と負擔者とが同一人でなく、一旦租税を納めた者が、これを商品の價格に織り込んで、結局その商品を消費する者に轉嫁する租税で、酒造税、砂糖消費税、織物消費税、關稅などが、これに屬する。

■我が國の租税制度 單一の課税を以て、右の課税上の原則に基づくすべての要求を充たすことは、到底望み難い。されば我が國では、所得税を中心として、數種の租税を組み合はせ、全體として、右の要求を満たすやうな複税制度を採つてゐる。

(一)所得税 國民の經常收入たる所得に、賦課する租税である。所得税はこれを三種に分ける。(一)第一種は、法

●参考 租税の術語

- (一) 税源 租税のよつて出づる根源で、地租の税源は土地の收入である
- (二) 課税物件 課税せられる物件または事實
- (三) 課税の單位 租税を賦課すべき目的物につき標準とすべき單位
- (四) 税率 租税の單位に對する課税の割合
- (五) 納税者 納税の義務を負ふ者
- (六) 擔税者 自ら納税する否とに拘らず、事實

人の所得に課せられ、(二)第二種は、公債、社債、銀行預金、貸付

に於て、これを負擔する者。

【参考】 地方税 以上の國税の外に、地方税として府縣税と、市町村税とがある。これらは、上

卷の市町村並に府縣の財政に於て既に説いた。

【参考】 第三種所得税 上記の外(一)勤勞所得の總額六千圓未満の者には、その十分の二を所得額より控除し、(二)同じく

昭和二十年年度租税收入

税種	金額
所得税	四九、五四、三二
地租	五、七〇、九七
營業收益税	三、四七、六七
資本利子税	二九、一七、七四
法人資本税	一五、四四、九〇
相續業税	三、四七、七六
外貨債務特別税	五、八五、〇六
酒	二、七三、七五
清涼飲料税	三三、二〇、七四
砂糖消費税	四、三九、五二
織物消費税	六、七五、〇七
揮發油	四、〇〇、八四
取引所税	一四、九三、八五
有價証券移轉税	九、五九、八五
關稅	四、六四、七二
噸稅	一、九〇、六三
租稅合計	二、四八、二九
	一、五〇、七三、五五

地租、營業收益税、資本利子税、外貨債務特別税などは、これに

信託の利子などに課せられ、(三)第三種は、以上の二種に屬しない個人の所得に課せられる。第三種所得税では、所得の總額が千貳百圓未満の場合は免税され、所得額の増加につれて、累進的に税率が高くなる。

(二) 収益税 土地資本並に營業上の収益に賦課する租税で、所得税の缺點を補うて、所得に對する課税の公平を期する性質をもつ。

屬する。

(三) 財産移轉税 財産または財産權の移轉に對して、課せられる諸税の總稱で、相續税、印紙税、登録税、取引所税、有價証券移轉税などは、これに屬する。

(四) 消費税 消費される物件に對して、賦課せられる租税で、先づ生産者または販賣者に賦課し、納税者はこれを商品の價格のうちに組み入れて、實際の消費者に轉嫁する。酒税、清涼飲料税、織物消費税、砂糖消費税、關稅、揮發油税などがこれである。

(四) 納税の義務 納税は、我等國民の當然負ふべき重大な義務で、まことに我が國家や、地方團體の存立、發展を致す根本の力である。従つて、納税は、立憲精神に基づき、臣民として、陛下の統治に翼賛し奉るの途で、決して國家に

所得總額三千圓以下の者には、その同居の家族中、幼者、老人、不具者があれば、一人につき百圓づつを所得額より控除し、(三)更に生命保険料も一人につき二百圓を限り同じく控除し、その殘額に對して課税をせられる。かくて各人の納税能力を斟酌して、公正な課税を期してゐる。

【事例】 良心上納金

英國では、稅務署から通

對する報償でも犠牲でもない。然るに、世には、この眞義を理解せず、徒らに私利・私情に捉はれて、或は財産を隱蔽したり、或は不正の申告をして脱税を圖つたり、または納税を延滞して、處分を受けたりするやうな、非國民的の行爲を敢へてする者がないでもない。これらは彼の兵役の義務を免れようとすると同様で、實に國家を發展せしむべき重任を負ふた公民としての責務を、没却した者といはねばならぬ。

課税問題 諸子の家で、一箇年中に納める租税にどんなものがあるか。それを國稅府縣稅市町村稅に別けてよく調べてみよう。

第四節 官業

官業 官業は、公益上民營に任せることが望ましくないか、または財政上、官營を適當とする場合かに、政府が

知を受けた税額が、自分の計算した金高よりも少いやうな場合があつたら、その差額を匿名で大藏省に届ける慣習がある。大藏省では、特に「良心上納税」といふ名目でこれを受け入れて、新聞紙上に發表するといふことである。

参考 官業の本旨

官業には、(一)財政上の收入を得る手段として營

私人と同じ立場に立つて、經營する企業である。しかし、官業はとかく民業を壓迫することになるし、またその經營振りは敏活を缺き易く、且つその収入も不確實だといふ理由から、多少の非難はある。しかし、實際、公益上の立場から、私人に任し難い事業や、または社會政策的の立場から、官公營がよいとする事業がある。従つて、今日の國家でも、この企業が重視せられてゐるが、我が國でも、官業収入は、今や租税に次いで、重要な地位を占めてゐる。されば、我等はよく官公企業の精神を理解して、心からこれらの事業に協力することを怠つてはならぬ。

主要なる官業 我が國の官業には、種々のものがある。就中、(一)郵便電信電話鐵道などの通信交通の事業は、一國文化の發達と、極めて密接な關係があるから、せひと

むものと、(二)公益上の必要から私人に經營せしめないものと、(三)右兩者を兼ね營む性質のものと、(四)特に官營を必要として營むものとがある。この中財政上に重要な地位を有するものは、收入を目的とする官業である。

参考 官業の是非

官業は民業を壓迫するから、現在の官業中、特別のものを除く外、これを

も、これを全国的に統一した公益事業として、經營する必要がある。(二)陸軍造兵廠海軍工廠などは、軍事工業上の祕密を保たねばならぬ必要があり、(三)造幣局印刷局などは、これが製造に政府の嚴重な監督を要するから、ともに官營となつてゐる。また、(四)煙草鹽樟腦の專賣の如きは、財政上收入を擧げるに適當するために經營され、(五)郵便貯金、郵便年金、簡易生命保險の事業などは、全く公益の目的の下に行はれる。更に、(六)國有林の經營は、その性質上長年月を要するから、官營として頗る適切な事業である。

練習問題 右に擧げた各種の企業が、若し悉く民營に屬してゐるとしたら、どんな弊害が生ずるであらうかを研究してみよ。

第五節 公債

■公債

國家の歳入・歳出は、過不足のないやうにする

民業に移すがよいとの論もある。彼の製鐵所の如きは、官營から民業に移された例である。專賣事業は、もと消費税から轉化したもので、國有林野の如きは性質上、伐採に至るまで數十年から百數十年を要するから、この大規模の經營は、國家でなければ不可能なことである。

■参考

公債發行の意

のが理想であるが、これは實際に於てむづかしいことで、時に剰餘を生じたり、また時に不足を告げたりするのは免れ難い。尤も、収入の不足といつても、それが經常費の場合であれば、一時的の融通をしたり、また行政整理や、増税などの方法で調節することもできるが、しかし、臨時費に巨額の不足を生じた場合は、結局公債を發行するのが、最も適當な手段とせられてゐる。

公債は、國家や公共團體の借金である。公債は、つまり現在の國民の借金を子孫に遺すことで、これを濫發すると、財政の基礎を危くし、國の信用を失墜せしめることになる。されば公債は、(一)戦争または不時の災害の起つた場合、(二)道路の開設、學校の設置などの如き、永久的の施設で、將來の國民の負擔としても、差支へのない場合、(三)鐵道

味 公債は、國家や地方團體の借金であるから、非常時の外は容易に發行してはならないものやうに考へられる。しかし、平常でも、道路の開設のやうな永久的の施設のためには、現代の國民ばかりに、一時に多額の負擔をかけるは酷な話であるし、また鐵道敷設のやうに、産業開發の上に有利な施設については、後世の國民に多少の負擔を貽しても敢

の敷設などのやうに、有利な事業を起す場合などに限つて、發行されねばならぬ。

■公債の種類 公債には、(一)政府の募集する國債と、地方公共團體の募集する地方債とがあり、また、(二)國內で募集する内債と、外國で募集する外債との區別がある。一般に、餘り巨額の外債を募集することは、國家財政の獨立の上から、避けるがよいとされてゐる。

■公債の募集と償還 國債の募集は、財政上、重大なことであるから、帝國議會の協賛を経ることを要する。これが發行には、先づ發行總額、額面金額、利率、据置年限、償還年限、發行價格、利子支拂期などの諸條件を定めて公募する。公債募集の方法としては、(一)政府または地方公共團體が、直接一般から募集する直接發行と、(二)中央銀行また

へて不合理とはいはれない。つまり將來の國民が負擔に苦しむやうなことになる限度に於て、公債を發行するのは、止むを得ないことでもあり、また正しい政策でもある。

2 事例 低價發行 四

分利公債額面百圓券を額面價格通りに發行したとすれば、その利廻りは上つて、四分二厘餘となり、應募者にはそれだけ有利となる。

はその他の銀行や銀行團をして、公債募集または賣出行はせる間接發行とがある。發行價格は、額面價格と同じなのが原則であるが、金融市場の狀況によつて、額面價格以下で賣出す場合も多い。

公債は、期限が來れば償還しなければならぬ。償還の制度には、自由償還法と、減債基金法とがある。前者は、年々豫算の全般から見て、償還額を自由に決定する方法で、後者は、年々法定の減債基金を積立て、この資金を以て、一定額の償還を勵行する方法である。また、期限前に償還するには、抽籤償還と、買上償還との二つの方法がある。

■臣民の協力 昭和十二年三月末に於ける我が國債額は、内債九十二億五千萬圓、外債十三億一千餘萬圓、合計百五億六千餘萬圓で、國民一人當り約百五圓餘となり、年

3 参考 償還の時期

公債は、期限前に償還してもよい。さうすると、それだけ利息も浮び、國家の財政に餘裕が作られる。しかし、元來公債は後世の子孫にこれが負擔を分つたためのもの

年の利子だけでも、四億二千萬圓以上となつてゐる。この外になほ地方債三十四億二千餘萬圓がある。これらは、國家の財政を安固にする上から、看過してはならぬ重大問題である。我等國民は、先づ産業を盛んにして國富を増し、所得の増加を圖り、以て十分これに堪えられるだけの實力を養ふとともに、更に國民舉つて應分に公債募集に應じ、以て國家の財政に協力し、奉公の誠を表すやうに心がけねばならぬ。

津浦問題 我が國が今日、かくも巨額の公債をもつてゐることは不安ではないか。諸外國のそれと比べてみよ。

であるから、現代の者に苛重な租税を課してまでも、早く償却するのは、公債の性質の上から得策とはいはれない。要は、そのために特別の無理をしない範圍で、なるべく早く償還するのを理想とし、これが具體策は、かなり微妙なものである。

第七章 海外發展

本章の要旨

我が國力を増進するためには、外國貿易の發達に努力し、國富の増加に努むべく、また進んで國內の拓殖はもとより、遠く海外に雄飛して、大いに世界的に進出すべきである。今日までの實績では、我が國民の海外進出は、未だ十分とはいはれない。我等は斷然世界に雄飛して、我が國威を發揚すべく、特に友邦滿洲國の開發は、我が國民の雙肩にかゝつてゐる。

第一節 我が國の貿易

貿易の發達と國力の増進 凡そ地球上に國をなすもの、一として同一の事情に在るものはない。國民性の差異については、いふまでもなく、國土、氣候、水利、交通など

事例

列國の貿易

昭和十年に於ける各國の貿易額を見るに、英國は百九十三億圓で首位を占め、米國の百五十一億圓、獨逸の百十八億圓、佛國の八十四億圓、これに次ぎ、日本は四十九億圓で第五位である。これを輸出・入差額について見ると、輸出超過の國が多く、カナダの十億圓

より、國民の技術資本勢力の程度などに至るまで、それぞ
れ多少趣きを異にしてゐる。従つて、或る國に於て、有利
に生産し得る物でも、他の國に於て、必ずしも同様に有利
であるとは限らない。されば、各國とも、なるべく自國に
とつて有利な事業を營み、その生産物を、他國の生産物と
交換して、相無相通じ、以て双方ともに利益を得ようとする。
これ、貿易の起る所以である。而して、貿易に於ける
輸出入の關係は、後で述べる通り、國際收支の重要な要素
をなし、年々輸入超過がつゞくやうでは、大體から見ても、そ
れだけ國富の減少を來たすことになる。それ故に、國力
の進展、國富の増進を圖るためには、内は産業を興し、外は
貿易を盛んにし、しかも貿易状態を年々輸出超過に導く
やうに、輸出の振興に努めることが大切である。

米國の七億圓、濠洲の五
億圓などがその主なる
ものであり、輸入超過の
國は英國の四十七億圓
佛國の十二億圓、伊太利
の七億圓、和蘭の六億圓
瑞西の五億圓などがそ
の大なるものである。
但し英國の如きは多額
の資本を海外へ投下し、
その夥しい利子收入で、
貿易上の輸入超過は相
殺せられてゐる。

事例 我が輸出入差

我が國の貿易の現況 鎖國日本がその門戸を開い
て、いよゝ世界貿易に一步を踏み出したのは、安政五年

帝國年次別出入貿易額 (内地及び太極)

年次	輸出	輸入	差
明治	二一六	二六、八六六	九、三三八
一	七一一	三、九三九	四、五五九
二	三三六	三、三三三	△六九二
三	一七三	四、六一九	△七三三
四	三三六	七、三三三	△二、四四四
五	三三三	一四、八六六	△一、五五五
六	三三三	二五、九七七	△三、九七八
七	三三三	三九、三九九	△六、五五九
八	三三三	五五、六六六	△二、二二二
九	三三三	九八、九九九	△九、三三三
一〇	三三三	一三三、三三三	△二五、〇〇〇
一一	三三三	一六六、六六六	△三三、三三三
一二	三三三	二〇〇、〇〇〇	△六六、六六六
一三	三三三	二三三、三三三	△九九、九九九
一四	三三三	二六六、六六六	△一三三、三三三
一五	三三三	三〇〇、〇〇〇	△一六六、六六六
一六	三三三	三三三、三三三	△二〇〇、〇〇〇
一七	三三三	三六六、六六六	△二三三、三三三
一八	三三三	四〇〇、〇〇〇	△二六六、六六六
一九	三三三	四三三、三三三	△三〇〇、〇〇〇
二〇	三三三	四六六、六六六	△三三三、三三三
二一	三三三	五〇〇、〇〇〇	△三六六、六六六
二二	三三三	五三三、三三三	△四〇〇、〇〇〇
二三	三三三	五六六、六六六	△四三三、三三三
二四	三三三	六〇〇、〇〇〇	△四六六、六六六
二五	三三三	六三三、三三三	△五〇〇、〇〇〇
二六	三三三	六六六、六六六	△五三三、三三三
二七	三三三	七〇〇、〇〇〇	△五六六、六六六
二八	三三三	七三三、三三三	△六〇〇、〇〇〇
二九	三三三	七六六、六六六	△六三三、三三三
三〇	三三三	八〇〇、〇〇〇	△六六六、六六六
三一	三三三	八三三、三三三	△七〇〇、〇〇〇
三二	三三三	八六六、六六六	△七三三、三三三
三三	三三三	九〇〇、〇〇〇	△七六六、六六六
三四	三三三	九三三、三三三	△八〇〇、〇〇〇
三五	三三三	九六六、六六六	△八三三、三三三
三六	三三三	一〇〇〇、〇〇〇	△八六六、六六六
三七	三三三	一〇三三、三三三	△九〇〇、〇〇〇
三八	三三三	一〇六六、六六六	△九三三、三三三
三九	三三三	一〇〇〇、〇〇〇	△九六六、六六六
四〇	三三三	一〇三三、三三三	△一〇〇〇、〇〇〇
四一	三三三	一〇六六、六六六	△一〇三三、三三三
四二	三三三	一〇〇〇、〇〇〇	△一〇六六、六六六
四三	三三三	一〇三三、三三三	△一〇九九、九九九
四四	三三三	一〇六六、六六六	△一一三三、三三三
四五	三三三	一〇〇〇、〇〇〇	△一一六六、六六六
四六	三三三	一〇三三、三三三	△一二〇〇、〇〇〇
四七	三三三	一〇六六、六六六	△一二三三、三三三
四八	三三三	一〇〇〇、〇〇〇	△一二六六、六六六
四九	三三三	一〇三三、三三三	△一三〇〇、〇〇〇
五〇	三三三	一〇六六、六六六	△一三三三、三三三

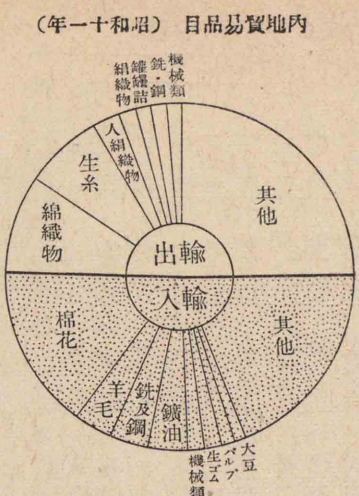
五十四億五千餘萬圓となり、今や名實ともに世界に於け

である。明治維新以來、我が國の貿易は、國內産業の發展に伴つて、年々逐ふて盛んになり、爾來約七十年間に急激なる發達を遂げた。明治元年に於ける我が輸出入總額は、二千六百萬圓に過ぎなかつたが、昭和十一年の内地貿易總額は、

額 我が國の輸出入の大勢を見るに、明治十四年までは、多少の入超を示したが、十五年から二十八年に至る十四年間は、連年出超を見た。然るに、二十九年よりまたも入超をつゞけてゐたが、世界大戰の勃發によつて俄然好轉し、大正四年より七年までに、總額十四億圓に及ぶ未曾有の出超時代を現はした。大戰終了するや、再び入超に轉じ、大正十三年の

る一大貿易國となつた。これ、我が國の産業の發達と、國運の隆昌とを示すもので、まことに慶ぶべきことである。左にこれが現況を記さう。

(一)貿易品 現時、我が國貿易品の内容を見るに、輸出品に於ては、綿織物・生絲・機械類・鐵食料品・絹織物・メリヤス製



品などが主なるもので、以上八品で、輸出總額の五割餘を占め、輸入品に於ては、棉花・羊毛・鐵・原油及び重油・機械類・豆類・生ゴム・パルプなどが主なるもので、以上

八品で、我が輸入總額の六割餘を占めてゐる。

(二)相手國

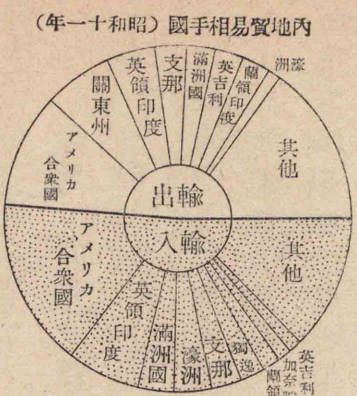
我が國の貿易を國別に見れば、輸出の主な

如き實に七億圓といふ入超の最高記録を示した。其の後は幾分入超の程度を減じ、昭和九年には一億一千萬圓を示し、十年には二千六百萬圓の出超を示し、十一年には七千萬圓の入超を見てゐる。以上いづれも内地及び樺太の統計で、この外朝鮮・臺灣に於ても連年入超をつゞけてゐる。

事例

我が對外收支

る相手國は、米國・關東州・英領印度・支那・蘭領印度・滿洲國・英國などである。就中、米國への輸出額は最も多く、生絲・脂



肪油・陶磁器・食料品・絹織物などが、主なる輸出品となつてゐる。輸入の主なる相手國は、米國・英領印度・濠洲聯邦・滿洲國・支那・獨逸・蘭領印度などである。就中、米國よりの輸入額は最も多く、棉花・鑛油・鐵機類・自動車・木材などは、主なる輸入品である。(以上いづれも昭和十一年の統計)

なほ、これを輸出入の差額について見ると、世界大戰中を除いて我が國は、毎年殆ど輸入超過をつゞけ、その最高は、大正十三年の六億五千萬圓で、最低は昭和七年の二千

我が貿易外收支は、大抵の年は受取超過を示してゐるが、この額が貿易上の輸入超過以上に昇つたのは、世界大戰中のみで、その他の年は概ね入超過に足らない有様であつた。その不足額も、多い年には四五億圓にも達したが、その後著しく減少し、近年では餘程の少額に止まる年が多くなつた。

参考

貿易政策 各

萬圓(いづれも内地及び樺太である)。

貿易外收支 一國の對外收支勘定は、貿易上の收支と、貿易外の收支とから成る。貿易以外の關係から來る收支には、國際間の投資外債利子の收支對外事業の利益外國航路の運賃移民の送金などいろいろある。我が國の貿易外收支は、幸に大正初年以來多くは受取超過になつてゐるが、この受取超過額を以て、輸入超過額を補ふことができず、總收支に於て不足を示してゐる年が多い。この最後の不足額だけは、結局我が國富を外國に持ち去られるか、または外國への債務の増加として、將來の負擔に残されるか、いづれかによつて決濟されねばならない。我が國民は、この事情に鑑み、大いに國産品を愛用して、輸入を防遏し、また産業を興して、輸出の増加を圖るとともに、

國は貿易を自國に有利に導くやうに政策を立てゝゐるが、それには自由貿易主義と保護貿易主義との二つの道がある。(一)自由貿易主義は、貿易のことは全然その成行のまゝに任せ、決して政府の干渉をこれに加ふべきでないとする政策である。この政策は最初英國が採用し、各國がそれに倣つたが、後進國はこれでは自國の産業を發達せしめるこ

に、極力貿易外の収入の増加に努め、相俟つて我が對外收支の改善に、全力を注がねばならぬ。

貿易助長の政策 我が國は、國內産業を保護し、外國貿易を助長するために、左の政策を採つてゐる。

(一)輸出増進策 我が産業の發達振興を圖るとともに、貿易を業者個々の努力だけに放任せず、政府が輸出方針を統一して、以て輸出の増進を圖つてゐる。

(二)通商障害の排除 近時各國は、日本製品防遏のために、關稅の引上げ、輸入割當制、輸入許可制などを採るに至つたので、我が國は極力これら障害の排除に努力し、共存共榮の通商關係の維持に當つてゐる。

(三)輸出の統制 從來、我が國の輸出業者は分立してそこに統一なく、ために種々の不利益を蒙つてゐた。され

とができないので、次第に保護主義に移つていつた。(二)保護貿易主義は、國內産業の保護のために、輸入品に制限を加へ、またはこれに高率の關稅を課する政策で、今日では、各國ともこの政策を採つてゐる。かくて各國が競うて關稅の障壁を高くし、外貨の輸入を防ぐことになる。當然他の國々も報復的手段を採るやうになり、世界の市場は狭くな

ば、これが經營を改善し、規模を大きくし、政府の監督の下に、輸出統制の完璧を期することにした。

これらの助長策の採用は、現下世界經濟戰の時代に於ては當然なことである。國民は一致して、貿易の振興、國力の増進のために、滿幅の努力を拂はねばならぬ。

演習問題 近年、我が國に於ける貿易上の收支と貿易外の收支とは、どういふ關係にあるかを研究せよ。

第二節 移植民と拓殖

■移植民と拓殖の重要 國土が比較的狭い上に、天然資源も十分でなく、しかも急激に人口の増加する我が國では、生活必需品工業原料などを、どうして低廉に得るかといふことが、當面の大問題である。これは、たゞに我が國民の日常生活を安定せしめるためのみならず、我が産

る。今日の世界市場は、實にかやうな状態にある。我が國の採つてゐる貿易助長の政策も、この周囲の狀態に對して止むを得ないことである。

① 参考 題目の意義

(一) 移民は、勞働する目的で外國に渡航し、そこに生活の本據を構へて、産業に従事する者。(二) 植民は、通常その本國以外

業の發展上にも、極めて大切なことである。而して、これが解決には、先づ人口の稀薄な地方へ移住を促して、その地方の開拓を奨励して、生産の増加を圖る必要がある。

世には、止め度のない我が人口の増加に伴ひ、今や内地に於ては、開發し得べき土地は、剩す所なく耕し盡されてゐるやうに思ふ人もあるが、審に觀察すれば、必ずしもさうではない。即ち、本州・九州の一部や、北海道には、未だ相當に未開拓の山野が、國民の活動を待つてゐる。殊に、北海道は今なほ人口稀薄で、しかも天然の沃野に富んでゐる。されば、政府も夙にこの地方の移住と拓殖とに意を用ひ、種々の奨励策を講じてゐる。

■外地の拓殖 更にまた、我が國民の移住・發展の地は、たゞに内地に止まらず、朝鮮・臺灣・樺太などにも、多くの資

の土地多くは植民地に永住の目的を以て移住し、經濟活動をする者。(三) 拓殖は、國內の或る地方が人口少く、産業も發達してゐない場合、人口の稠密な地方から移住を促して、その地方の開發に當たらしめること。

② 参考 本節の統計數字

すべて昭和十年のものに依つてゐる。

③ 事例 北海道 北海

源が残されてゐる。朝鮮は、總面積約二十二萬方籽で、本州とほぼ同じ位の大きさであるが、人口の密度は一方籽につき百四人位で、内地の東北地方に等しい。近年、總督府の奨励によつて、各種の産業が著しく發達したが、なほ種々の農作物、果樹などの栽培に適する未開墾地が多く、また水産物の豊かな、長い海岸線が連つてゐる。

臺灣は、總面積三萬六千方籽で、九州よりも少し小さく、人口密度は一方籽に百四十五人である。主要なる産業は農業で、米及び甘蔗の二大農産物を始め、果實、茶などの産額多く、なほまた林業、水産業、鑛業などの方面にも、開發せらるべき餘地が多い。

樺太の面積は、臺灣とほぼ同じ位であるが、人口は稀薄で、その密度は一方籽につき僅かに九人に過ぎない。漁

道は面積八萬八千餘方籽、人口三百十二萬餘人、その人口密度は一方籽につき僅に三十五人に過ぎない。主要な産業は農業、林業、水産業で、近時人口の増加、開墾事業の發展、交通機關の發達によつて著しく發展して來た。更に政府は、(一)耕作者に特定の土地を貸與すること、(二)一定の條件を履行した者には、無償でその土地を讓與すること、(三)民有未墾地

業、林業を始め、農業に適する幾多の資源が、我等の開發を待つてゐる。

關東州は租借地で、總面積僅に三千七千方籽の小地域であるが、滿蒙地方の大富源を開發する上に、重要な意味をもつ門戸で、我が國民の活躍すべき舞臺である。

南洋群島は、委任統治地で、その全面積は、沖繩縣のそれと同じ位であるが、人口密度は一方籽につき三十二人で、沖繩縣の八分の一にも及ばない。この地は、燐鑛、甘蔗、水産などの方面に於て、開拓の餘地が十分にある。

かくの如く、我等の周圍は種々の資源を備へて、我等の到るのを待つてゐる。されば、父祖の家業を繼ぐべき責任のない者は、徒らに郷土の地に膠着し、尺寸の地に齷齪するよりは、出で、新天地の開拓に力を振ひ、産業の開發

を、買入れ、開墾耕作をする者には、その買入資金を貸付けるなどの奨励保護を與へてゐる。

事例 外地拓殖の助

成 朝鮮には、現に國有の未墾地が、なほ四萬ヘクタールある。總督府は、十箇年の期限でこれを貸付け、事業に成功した後、無償でその者に附與することにしてゐる。(二)樺太には、農耕の適地四十七萬ヘクタールあ

に邁進すべきである。かくすることによつて、我等は國運の發展に貢獻し、家名を發揚し、生活活路を開くことができる。たゞこゝに開拓の事業に當らんとする者が、注意して居らねばならぬことは、健全なる體力の養成と、堅忍不拔の精神の涵養と、周到なる用意とである。徒らに功を急がず、自分の開拓せんとする方面就かんとする事業について、十分調査し、準備を積んでから着手し、中途に行き詰つて、挫折するやうなことがあつてはならぬ。たとひ、始めは氣候、風土の差や、風俗、習慣の異なるために、多少の不便を蒙ることがあつても、やがては新たな活路を見出して、開拓の尊い喜びを身に味ひ、國運の伸張の上に、大きな光明を見出すことができるであらう。

三 滿洲國の開發 滿洲國は、我が國が、東洋永遠の平和

る。政府は一年に〇七ヘクタール以上を開墾して行く者には、開墾費の四割以内を補助することにしてゐる。

5 事例 滿洲移民の實際

今、第五次移民募集(昭和十一年)の要綱を略記する。

- (一) 移民資格 三十三歳までの健康者で、家族持一千名を募集し、これに一箇年間訓練を施す。
- (二) 補助と保護 政府は

の確立と、我が權益擁護のために、國運を賭して、その獨立を援助した國で、我が國とは最も親密な友邦である。滿洲國の建國以來茲に五年、今や日滿互に融和提携して、王道樂土の建設に邁進しつゝある。今後、兩國の關係をますます強化し、多くの優良なる移民を送つて、滿洲國の産業を開發し、更に文化の向上、國防の充實に貢獻して、以て日滿兩國國民の共存共榮を促進すべきである。かくして、始めて我が國の人口と、資源との不均衡を調整することができる。近時、海外諸國が、我が國民の移住發展を阻んでゐる際、我等の來住開拓を熱望してゐる滿洲國の存立こそ、我等にとつてはまことに大きな力である。

滿洲國は、その面積百三十萬餘方呎に對し、人口は三千四百餘萬人といはれ、一方呎につき僅に二十數人に過ぎ

渡航費、開田費その他合計一戸當約一千圓を補助し、農事や警備の指導をし、醫療施設を整へ、なほ滿洲拓殖株式會社は、低利長期の資金の融通をする。

- (三) 土地 農家一戸當り二十町歩の分譲を受け、これを開墾耕作し、一方副業を營み、衣食住は自給自足を原則とする。
- 6 事例 滿洲移民將來の方針 拓務省の計畫

ぬ。そのうち、松花江流域地方の諸省は、概ね地味肥沃であり、農業上の發展地として頗る適當である。また鑛業も、農業と並んで、その資源に富み、將來極めて有望であり、その他、工業原料及び燃料に於ても、相當豊かな資源を擁してゐる。且つ、滿洲國の氣候、風土なども、我が移民の生活に不適當なものではなく、また新興國として諸般の制度も確立し、最早何の不安もない。されば、その開拓經營に周密な用意を以てするならば、背後に我が強い國民的の支援がある以上、質實剛健にして、勤勉なる我が農業移民の成功は、期して待つべきものがある。

四 外國移住 我が國運の永遠の進展を期するためには、我等は更に進んで海外に移住し、各國民の間に伍して、我が國民の發展策を講じ、以て國勢の伸張に努めねばならぬ。

は、現在滿洲國の人口三千萬人が二十年後に五千萬人に増加するものと見て、その際日本人が少くともその一割を占めるを目標とし、一家族五人として百萬戸を移住せしめる方針を立ててゐる。なほこの案によれば、内地農家戸數五百六十萬戸の約三割五分を占める五反未滿の小農の約半數を移住せしめて、以て内地農村の健全な發達を促すこと

らぬ。かくして、我が國民が世界に雄飛して資源を開拓し、各種の事業を起すことは、ひとり我が國勢を世界に宣揚する所以となるばかりでなく、全人類の共榮と福祉の増進とに資することとなる。

我が國は維新以來、海外發展の急務を認め、その指導獎勵に努めたに拘はらず、海外渡航者の數は案外に少い。明治以來、數十年の努力によつて得られた、海外在住の本邦人は、昭和十年には、内地人僅に六十九萬餘人で、最近に於ける、我が國一箇年の人口増加數にも及ばない。また昭和十年の一箇年に於ける移民を見るも、僅に一萬八百餘人を數ふるに過ぎず、移民による人口の緩和は、實に九牛の一毛に過ぎない現狀である。されど、我が國民は古來海に親しみ、進取の氣象に富み、決して退嬰怯懦な民族

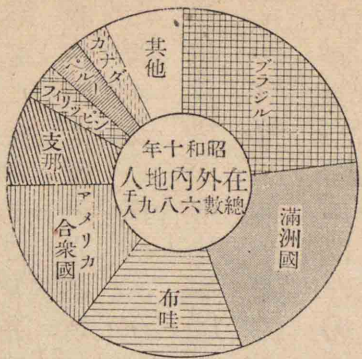
ともなる。

7 事例 我が移民の狀況

近年我が國の移民數は、多い年でも二萬人位であるが、一方歸國移民數が年々一萬人以上あるから、これを差引くと、實數は實に僅少なもので、年によると、歸國移民の方が却つて多いことがある。とにかく、我が國の周圍の事情及び今日までの經驗に徴して、移民政策だけで人口

ではない。我等の祖先の中には、一葉の扁舟に身を托して、遠く大洋を横断し、世界の各地に活躍した者も少くない。たゞ一時、鎖國政策の影響を受けて、折角の海外雄飛の機会を失つたに過ぎない。しかし、今日の我が國の現

(昭和十年) 在外邦内地人



状を正視するとき、我等は到底手を拱いて傍觀してゐることはできぬ。徒らに、消極的の觀念と、因襲的の氣風とにのみ囚はれることなく、大いに海外に飛躍發展を試みるべきである。

今日、我が國民が最も多く在留してゐるのは、ブラジル、滿洲國、布哇、米國、支那などである。この中、米國及び布哇はさきに移民法を改正して、邦人の門戸を閉鎖し、現在の

問題の解決を圖ることは不可能のやうである。

8 事例 列國の移民數

昭和十年に於ける各國の移出民は、ポーランドの三萬五千最も多く、これに次いで英國の三萬、伊太利の二萬七千、西班牙の一萬七千、獨逸の一萬二千、日本の一萬八千といふ順序になつてゐる。また同年の移入民は、アルゼンティンの三萬五千最も多く、これに

ところ、殆ど移住は困難であるが、その他の地方には、なほ有望の土地が少くない。

南米諸國は、一般に人口稀薄で、國土開拓に意を用ひ、我が國では、拓務省を置いて、移植民のために意を用ひ、これが奨勵に當つてゐる。即ち、絶えず移住地の調査を行ひ、海外事情を紹介し、或は移植民の渡航費を補助し、海外移住組合などの事業に補助金を交付するなど、あらゆる方法を講じて、移植民の助成を圖つてゐる。

次いでブラジルの三萬、カナダの一萬二千などである。

9 参考 海外發展の意

味 海外移民によつて人口増加を防ぎ得るのは、我が國では實に九牛の一毛に過ぎない。しかし、國民が海外に有望な土地を求めて生業に従事し、食糧品、工業原料を内地に輸出し、また内地より種々の貨物を輸入するならば、我が商品

五 海外發展の精神 海外發展は、他國に移住して資源を開發し、自他共に榮え行く道を拓くことで、決して他國の領土を侵す意味ではない。されば、移住に際しては、あくまで他國の主權を尊重し、國際的情誼と、他國の利益とを重んじ、資源の開發によつて世界の發展に貢獻するのだといふ、大きな襟度を示して、事に當るべきである。かくてこそ、世界の各國は、我が國民の進出に對しても、何等の蟠りもなく、心からの歡迎を惜しまないであらう。然るに、我が國の移民の中には、この精神を忘れ、ともすれば、成功を急いで早く歸郷せんとする、所謂出稼人風の者も少くなかつた。また、とかく他國の土地に親しまず、その國の風俗慣習になづまず、徒らに利己的な觀念をもつて行動する者もあつた。かくては、忽ち他國の擯斥を受け、

市場を擴大し、貿易の發展を促し、産業の振興に貢獻することは大きい。

10 参考 本邦移民の通

弊 從來、我が移民の中には、折角雄圖を抱いて移住しても、骨を萬里の外に埋める覺悟なく、小金を溜めて故郷に歸つて、安樂に暮さうとする者がかなりあつた。従つて心が落ちつかず、旅の恥はかき捨てとばかりに振舞つて、他國人の

到底永久の發展を期することはできない。雄圖の大成には、國民的の自覺を失はないとともに、更に喜んで、異國の土と化するだけの、固い覺悟をもたねばならぬ。
我等は、常に(一)蠻風瘴雨と闘ひ得るだけの體力と、(二)百折撓まぬ金鐵の如き意志と、(三)一身を犠牲にして君國に殉ずる精神と、(四)海外事業に關する正確な智識とをもつて、一意この大業に参加し、我が國勢の伸張に寄與する熱意をもつことが肝要である。

漢語問題 我が移民が、米國や支那に於て排斥を受けたのは、何に原因するかを研究せよ。

反感を招いた者もあつた。また文化の低い國民に對して、狹量な優越感を以て臨み、却つて排斥を誘發したやうな者もあつた。我等は、もつと高い趣味や品性を養ひ、大國民の襟度を以て他國人に接し、また一攫千金を夢みず、刻苦勉勵しなければならぬ。

第八章 國民文化

本章の要旨

我が國には、肇國以來の大精神に基づき、東西のあらゆる文化を攝取し、醇化して建設せられた、特有の國民文化がある。今日、我が國運が發展したのは、これら日本特有の文化、就中學問の進歩、教育の振興、藝術の發達を始め、諸般の國民的教養が向上した結果である。今後は、よろしく自力創造の精神を以て、我が國独自の國民文化の發展を圖り、廣く世界文化の振興の上に、貢獻するところがなければならぬ。

第一節 我が國民文化

■文化 野蠻未開の人間は、自然が與へたまゝのものを取つて、口腹の慾を充たした。本能の要求のまゝに行動するといふやうな、自然生活を營んでゐた。然るに、人

参考 文化の意義

文化の意義については、さまざまの見方がある。
(一)文化は、野蠻未開に對したもので、理智の導きによつて、一層よい状態に改善・向上する努力、力だと解する。
(二)文化は、人間の向上・努力によつて、不便な生活を、一層住心地のよいものにするこゝとだと解する。世俗に

間は、いつまでもこんな自然のまゝの生活に満足するものでなく、自ら理智の導きによつて、自然を支配し、本能の要求を醇化し、以て一層高い状態に向上しようといふ理想をもつやうになる。さうして人々は、この已むに已まぬ理想への追求に向つて、間斷なき努力と工夫をつゞけてゐる。この理想實現の要求は、如何なる人々でもこれをもつてゐるが、しかし、人々は常に協同生活をしてゐるものであるから、個人々々が單獨で、この要求を實現することはできない。人々の生活向上は、實際に於ては、互に協同してゐる者の協力によつてなされる。かやうにして、事實上協同生活をしてゐる者は、互に心を合はせ、これらの人々全體の理想實現のために、一段と研究工夫を積んで、高い程度の生活を築かうと努力するやうになる。

「文化住宅などいふのはこの意味である。」(三)文化は、學問・藝術の進歩・發達した状態だとする見解で、これも廣く行はれてゐる。(四)文化は人間の協同生活上の理想を實現することだとする見方で、これは今日最も正しい見解だといはれてゐる。

参考 文化と文明

文化と文明との二つの言葉はよく混同して用

また、この努力の結果は、自然とこの協同生活を承け繼いで行く子孫に傳へられ、これらの子孫は、また祖先から傳へられたものを更に發展せしめるために努力する。その結果、自然はよく開發利用せられ、人々の生活内容は次第に改善せられ、遂に今日の如き燦然たる文化を産み出すやうになつたのである。されば文化とは、人間がその全生活を自然の成行きに放任せず、互に協同して、その理想を實現するために、自覺と努力とによつて、創造したものであり、更に文化生活とは、この文化の恩澤に浴し得る進歩した生活で、協同の努力によつて、絶えず理想の實現を目指して、向上進展をつゞける生活である。

かくして、人智の絶えざる進歩と、己みがたい向上の努力とは、學問・道德・藝術・宗教を始め、政治・經濟・教育など人間

ひられる。しかし、一般の用法としては、文明とは富力も増し、風俗も正しく、制度も整ひ、その上學問・藝術も發達したやうな、一と口にいふと、野蠻に對して開けた状態を指す。この文明は、勿論人々の精神的努力の産物ではあるが、その文明が歴史的に傳はつてゐる國民精神の上に根柢を置いたもの、即ち國民的協同の、所産として觀られた場合に、これを

生活のあらゆる方面に亘つて、次第に新らしい文化を創造した。しかも、これらの諸文化は、實際に於ては、決して個々別々に離れて存在することなく、すべてが相調和し、渾然と一體をなしてゐる。

文化と國民性 すべて、進歩した國民は、それ〴〵特有の國民文化をもつてゐる。元來、文化は國民的協同生活の理想に基づき、この理想を實現するために、建設せられたものであるから、おの〴〵の國民の形造る文化は、常にその背後に、それ〴〵の國民的理想を宿してゐる。従つて、世界の文化がすべて同じものになるやうなことは、絶對になく、各國の文化は悉く、善きにつけ、惡しきにつけ、これを産んだ國民の國民性によつて色づけられてゐる。勿論、いづれの國でも、他國の文化の長所を取り入れるこ

文化といふ。

参考 文化と國民性 共產主義者の如きは、全然その思想の上に國境を認めず、一とすちに私有財産制度と自由競争とを排撃することによつて、理想の社會が生れるものと信じてゐる。しかし、日本人は獨特の國體と、歴史との上に立ち、萬世一系の天皇を戴き、君民一體の固い國民精神の下に、今日まで祖

とはあるけれども、そのために、決して自國民特有の理想を失ふものではない。然るに世には、文化には國境がないといふ者があるが、これらは單に文化の一面のみを知つて、未だその本質を辨へざるもので、眞の文化には、必ず國民特有の血が通つてゐる。國家民族をはなれ、國の歴史との交渉のない抽象的理念の如きものは、實踐の生活に關係なく、それは、まことの文化とはいはれがたい。この意味に於て、我が國には、當然我が國独自の優れた國民的文化があるわけである。

■我が國民文化の特色 我が國の國民文化は、要するに肇國以來の大精神のあらはれである。即ち、祖宗の遺訓に従ひ、萬世一系の皇室を中心として、君民一體となり、限りなき皇國の繁榮を致さんとする理想こそ、我が國の

國を守つて來た。その特有の血の流れてゐる日本國民に對して、單に個人性の一面のみを抽象し、全く生きた現實から遊離した理論を以て、これに當て嵌めようとしたり、また大和の大精神でしつかと結び合つてゐる日本國民に對して、過激なる不合法的の手段を以て、歴史と、制度と、國民性とを破壊してかからうといふが如き運動を起しても、それが

文化を生々躍動せしめる原動力である。而して、この日本獨特の精神に基づく文化の内容を豊富にし、これを發展せしめるために、我が國民は、古來幾多の外來文化を取入れた。しかし、如何なる場合でも、必ずそれらの文化の本質が、果して我が國體に適するか否かについて、嚴正な批判を怠らなかつた。先づ、これを東洋文化の輸入の際に見ても、その思想の底を流れる個人主義的の要素は、一切これを捨て去り、眞に我が國體に醇化せらるべきもののみを採つて、我が文化を培養した。また、明治維新後に於ける滔々たる西洋文化の流入に際しても、その進歩した自然科学的物質文化の方面では、大いに採つて、新日本文化の建設のために役立てたけれども、國民性と國家の歴史とを無視してかゝる超國家的個人主義的思想に

奏効すべき筈はない。かやうな現實に何等の根柢をもたぬ空論に對して、日本國民は、微動だにするものでない。

【参考】東洋思想 我が國に輸入せられたのは、儒教と、老莊思想とであつた。これらは、孝を以て教の根本としてゐるが、しかし、元來支那は、家族を中心として、道を立てた國であるから、その孝も、我が國の如く、忠

至つては、國民相戒しめて、その排除に努力した。かくして、我が國民は、古今東西に亘り、あらゆる文化を攝取し、咀嚼し、同化しながら、よくこれを我が國體に融合せしめて、我が國独自の文化を建設した。今や我が國は、廣く東西文化を融合して、輝かしい新日本文化を創造し、以て世界文化の指導に任じつゝある。かくの如きは、まことに宏大なる我が國體の致すところで、世界いづれの國といへども、絶對に追隨することのできぬ不動の姿である。

演習問題 我が國は、過激思想の傳播に對して、極力防止に努めてゐるが、これは國民文化の向上のために、どういふ必要があるか。

第二節 學藝宗教教育

■我が國の學藝 我が國民文化の内容には、さまざまのものがあつて、就中學問藝術の進歩發達は、著しく國民

孝一本の道德とはちがひ、一家一族の繁榮だけに重點をおく傾向が深い。さればこれが我が國に攝取せられるに當つては、さういふ要素は棄て去られるとともに、儒教はよく我が國體に醇化せられて、我が國民道德の發達に大きな貢獻をなした。

■事例 學者の輩出

明治時代、思想方面では

の生活を豊かにし、また、國運の發展上に大きな力を與へた。元來、我が國の學問は、歴代天皇の御獎勵によつて發達したが、特に明治天皇は、知識を世界に求めることを獎勵給ひ、新しい學問技術の普及に御軫念遊ばされ、そのために、科學的文化は盛んに我が國に輸入せられ、世界史上稀に見る速度を以て、進歩發達をした。即ち、醫學、數學、物理化學、地震學、動植物學などから、法律、政治、經濟、哲學などの諸學に至るまで、學者はそれごとく自己専門の學術の研究、普及に努め、續々と世界的の成績を發表し、中には諸外國に範を示し、これが指導的地位に立つ權威者も尠からず輩出し、また、國學、史學の方面に於ても、次第に、新しい研究が進められた。然るに學術の發達は、國家興隆の基礎であるから、畏くも皇室はその獎勵のために、御内帑

福澤諭吉、加藤弘之、井上哲次郎、三宅雄次郎がその先驅をなし、自然科學の方面では、醫學の青山通胤、北里柴三郎、數學の菊地大麓、藤澤利喜太郎、天文學の平山信木、村榮、物理學の山川健次郎、田中館愛橋、長岡半太郎、化學の松井直吉、櫻井錠二、地震學の關谷清景、大森房吉、動物學の箕作佳吉、礦物學の小藤文次郎、植物學の矢田部良吉などの學者が續出した。

金を下賜せられ、また政府も常に、その研究促進に努めてゐる。従つて、官公私立の各種研究所や、學會の類も、續々と建設せられ、以て國民文化を向上せしめるとともに、更に世界の學界に貢獻しつゝある。

次に、文學・藝術の方面では、小説・繪畫・彫刻・建築・工藝などの各部門に亘つて、古來その發達目覺ましく、幾多の大家名匠が輩出し、作品は巧妙精緻を極め、日本趣味の豊かな傑作が遺された。維新後、ますます各方面に諸名家があらはれ、よく歐米の長所を採り、我が日本美術の粹を發揮して、最も清新なる大作が物せられ、以て今日の如き盛觀を見るに至つた。すべて、我が國の文學・藝術は、よく日本の傳統を尊重し、流麗にして趣致に富む獨特の精神のあらはれである。

2 事例 文學の進歩

文學の方面も、古來獨特の研究や、作品を遺してゐるが、明治以來更に一段の進歩を示し、尾崎紅葉・幸田露伴・坪内逍遙・正岡子規・夏目漱石などの大家が續出し、多くの名作を發表した。

3 事例 藝術の進歩

明治初期には、我が國古來の美術は殆ど顧られなかつた。狩野・芳崖・橋本雅邦らの天才は、刻苦

■我が國の宗教

我等は理想を追ひ、純眞な生活にあらがれながら、時にさまざまの不純に悩まされ、個人的には力の弱い、いとも不完全な自分を見る。また我等は、折にふれて、生老病死など、避くべからざる肉體上の苦痛と、果敢なさとをしみ、感ずる。更に、天變地異を怖れ、榮枯盛衰の無常をかこつのも、また已みがたい人間の情である。かういふ時に、我等は、無限の智慧と、力と、愛とに満てる人間以上の絶對者たる「神」または「佛」に歸依して、その加護を得ようとする。この心こそ、即ち宗教心で、我等はこの偉大なる存在を尊び、それに信賴し、その教へにすがつて、一切の悩みを脱して、内心の安定を得ようとする。この絶對者への信賴こそ、即ち宗教の本義である。かくして、人は生死を超越し、確乎不動の信念の下に、常に希望

してその藝術を守つた。

その後、横山大觀・下村觀山・寺崎廣業・川合玉堂らの名家が輩出し、京都では山元春舉・竹内栖鳳らの大家が出た。また、洋畫では小山正太郎・淺井忠・黒田清輝らがその發達に力を盡くし、彫刻では高村光雲・竹内久一らの名匠も現はれ、著しく進歩するに至つた。

4 事例 神道十三派

神道・黒住教・神道修成派

と感謝とを以て、平和な生活を営むことができる。

現在、我が國に行はれてゐる宗教の主なるものに、教派神道、佛教、基督教がある。(一)教派神道は、庶民の宗教的教化を目的として、我が國固有の惟神かみかみの道に由來し、主として日本在來の神を祀る。大體、徳川末期頃から發生し、現在十三派ある。(二)佛教は、印度の釋迦によつて開かれ、その教義は高遠且つ幽玄で、一切の衆生悉く佛性を具へてゐるから、我執をはなれて、佛に歸依すれば、悟を開いて、安心立命を得ると説く。渡來の當時は、我が國民精神と相容れない點もあつたが、次第に日本化し、國體觀念に結びついて人心を支配し、以て今日に至つた。現在十三宗、五十六派に分れてゐる。(三)基督教は、猶太の基督の神觀に基づいて開かれ、すべての人は神を信ずることによつて、

大社教、扶桑教、御嶽教、金光教、天理教、禊教、神習教、實行教、神理教、大成教をいふ。現在の信徒は一千六百萬となつてゐる。
(昭和十一年九月現在)

5 事例 佛教宗派

天台宗、華嚴宗、法相宗、律宗、眞言宗、新義眞言宗、眞言律宗を含む。臨濟宗、曹洞宗、黃檗宗、淨土宗、眞宗、日蓮宗、時宗、融通念佛宗等がある。現在寺院數七萬餘、信徒數四千萬人に上

神の世界に入ることができるとし、専ら愛の福音を説く。傳來日なほ淺く、我が國民に與へた影響も、遠く佛教に及ばない。現在二十三派ある。

我等が如何なる宗教を信奉するかは、各人の自由で、帝國憲法も、國法に違反しない限り、信教の自由を保障してゐる。然るに、宗教は元來廣く人類救済を本願としてゐるために、時としては國境を超越し、我が國體や、國民性と相容れない信仰個條をもつ場合も尠くない。されば、我等は、常に正しい國民精神を固くもつて、よくその教義を批判し、以て誤つた信仰に陥ることなく、臣民たるの本分を缺くことの無いやうに心がくべきである。

6 我が國の教育 國民文化を發展せしめ、國力の伸張を圖るためには、我等は教育の力によつて、よく身體を鍊

つてゐる。(同右)

6 事例 基督教の宗派

大體はギリシヤ正教會と、ローマ・カトリック教及び新教に分れてゐるが、我が國では、天主教教會、日本メソヂスト教會、日本基督教會、日本聖公會、救世軍などがその中の主なるものとなつてゐる。現在、信徒は約三十萬人ある。(同右)

7 参考 學制頒布被仰

磨し、天賦の能力を健全圓滿に發達せしめるとともに、國家有爲の民となつて、君國のために盡くさねばならぬ。明治維新以前の教育は、主として士人以上の者のための教育であつたが、明治天皇は、明治五年に學制を頒布して、義務教育の基礎を定められ、國民教育の普及に力をそぎ給ひ、更に二十三年には、教育に關する勅語を下して、國民道德の大本を示し給ふた。こゝに於て、我が國教育の根本方針は確立し、爾來ますます、進歩を重ねて、今日の盛況を見るに至つた。今や、下は小學校より、上は大學に至るまで、各種各様の學校が設けられ、昭和十年三月に於て、學校數四萬六千校、教員數三十五萬人、生徒數千四百萬人の多きに上つてゐる。しかし、學校のみが、教育の場所ではない。先づ、家庭は人間生活の搖籃であり、すべての人

出書 『以後一般ノ人民必ズ邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス』と仰せられた。如何に明治天皇が、教育の普及に對して大御心を用ひさせ給うたかを、拜察することが出来る。

8 參考 義務教育 國家の獨立發展を完ふし、また國民の福利を増進するためには、全國民に對し、少くも普通の事理

は、こゝで人生の基礎的訓練を受ける。更に教育の完成は、社會に於ける全生涯の仕事で、我等は、そこで人に交り、事物を通じ、勤勞によつて生きた教育を受ける。

而して、いづれの方面であれ、我が國の教育は、皆我が國體に則り、至誠奉公の實を致す國民を養成するを以て本義とする。彼の、個人の完成發展のみを主眼とする教育も、また知識のみを偏重して、國民としての實踐に缺くるところのある教育も、ともに我が教育の本旨に悖れるものといはねばならぬ。

4 國文化の進歩 以上、主なる國民文化の大要を述べた。學問の進歩は、次第に未知の世界を開き、政治的教養を高め、經濟活動の範圍を擴げ、更に發明發見によつて、人的資源に一層の光明をもたらす。また、教育の振興は、國民一

を辨へる程度の教育を施し、以て國民たるに必要資格を養成することが大切となる。これ今日義務教育制度が定められてある所以である。

9 參考 社會教育の必要 學校で學ぶことは、基本的の事柄に止まつてゐる。然るに、學校の教育をば、單なる求職や榮達の手段と心得、卒業後勉強を怠る者がある

般の教養を高め、國民精神を涵養して、國家興隆の基礎を培ふ。更に、藝術及び宗教は、我等を一入純眞にして、高尚な國民にひきあげて、これに慰安と勇氣とを與へる。この外、なほさまざまの文化を進め、教養を高めることによつて、それが全國民の生活の上にあらはれ、各人の能力は圓滿に發達し、延いて國力はますます充實し、國運は更に一段の進展を示すやうになるのである。

演習問題 我が國運を振興するがためには、現在の學藝宗教教育をば、どういふ風に改善する必要があるか。

第三節 國民文化の發展

國民文化の發展 一國の文化の發展如何は、その國の盛衰に大關係がある。國家の獨立も、繁榮も、皆その國民文化のあらはれで、そこには進歩した科學や、用意周到

が、これは大きな誤りで、學校を卒へても、なほ日進月歩の實社會に遅れぬやうな心構へが大切である。少くとも、新聞、雜誌、ラヂオ、圖書館、博物館、講習會などによつて、修養、研究を重ねるべきである。

參考 國民文化と國民性 すぐれた國民文化を發展せしめるには、その根柢をなす國民性

なる教育や、國民の心に訴へる藝術や、祖國愛に結びつく宗教などの綜合的發展がなければならぬ。我が國は、既に上代に於て、國內文化を更に豊かにするため、漢土、印度の文化の輸入に大きな努力を拂つた。當時、航海の危険は、我等の想像以上に多かつたにもかゝらず、決然風濤の難を冒して、相次いで漢土に渡り、その長所を攝取した。降つて、維新開國とともに、更に廣く世界の文化を取り入れ、よく國風に同化して、獨特の國民文化を打ち立て、以て我が國運の振興に努めて來た。しかし、いふは易くして、功を收めるは難い。例へば、思想問題に於ても、經濟問題に於ても、我が國民が今日までに、如何に多くの難關を踏み越えて來たことか。我が善美なる國體の光を永遠に輝かし、日本人の天職を自覺して、我が國民文化を以て

の長所を十分に發揮することが大切である。然るに、我が國民性には、長所もあるが、また幾らかの短所もある。先づ(一)萬事小規模で、雄大豪壯の氣風が不十分である。(二)正直であるが、相手方に立つ人々の心を讀む力が弱い。(三)公德、公共心、權利思想、經濟思想、時間の觀念が乏しい。(四)物に厭きやすく、あきらめやすい。これら是由來、我が國民の短所と

世界に光明を放つためには、ひとへに、今後の國民の緊張と努力とを待たねばならぬ。

■國民文化の創造 我が國民文化の創造發展は、我等自身の力でこれをなすの外はない。我等は、如何なる事についても絶えず工夫研鑽を積み、常に一層よいものを、我等の手で出すことに努め、また他國の文化を輸入するにしても、單なる模倣に止まることなく、我が國民精神に徹して、これを創造的に學び、自身の文化として體得すべきである。かくてこそ、始めて我が國民性の上に確固たる根張りをもつた、特有の文化が形造られる。これ、我等が國に報ゆるの道であり、また、我等の大きな喜びである。然るに世には、全く歴史や國民性を異にする外來思想などを、盲目的に模倣する者もあるが、實に國情を顧みない

して數へられてゐたところである。我等はよく以上の短所を補つて、大國民として立ち、以て萬國に秀でた國民文化を建設せねばならぬ。

②事例 我が國民の創造

高峰博士鈴木博士の化學上に於ける發明、本多博士の特殊合金の發明、最近理化學研究所に於ける發明などは、實に世界的のものである。

③参考 文化勳章の制定

昭和十二年二月十日の佳節に當り、文化勳章の制が定められた。これは科學文藝繪畫彫刻建築音樂などに關して、偉大な貢獻をした人に授與される勳章で、我が國の文化の貢獻者に最高の榮譽を表彰し、その名聲を讃へる意味をもつ。

皮相な考へといはねばならぬ。また、我が國民は、本來模倣に巧みであるが、創造に拙い國民だとて、これを非難する者もある。しかし近時續々と起る學術上工業上の世界的發明などを觀れば、如何に我が同胞が優秀な創造力の持主であるかを、立證することができ。我等は、今後ますます、我が國民文化の内容の創造と發展とに努め、延いては、これによつて、世界に寄與し、大いに我が國威を高めなければならぬ。

●模倣問題 我が國の文化が何故外國の模倣文化だといはれたか。また我等はどういふ根據から、これを創造文化だと主張することができるか。

第九章 國防と國交

本章の要旨

正しき國防の充實と、正しき國交の整調とは、帝國に於て、全く車の兩輪の關係にある。皇國日本は、八紘一宇の大理想を實現するために、一面に國防を整へて、不當の侵害と、人道を無視する暴舉とを排擠し、他面に國交の親善を圖つて、世界の平和と、人類の福祉とに貢獻する。この兩者相俟つて、我が國威は、ますます高く發揚せられる。こゝに帝國の大使命と、我等の欣びとがある。

第一節 國防と兵役

■國防の必要 平和は、まことに人間生活の大きな理想である。我等は、先づ一家の團樂を樂しみ、一國の平安を望み、更に心から世界の平和を愛し、全人類の生活安定

参考

平和への憧憬 世界大戰の慘禍は、一入世界平和の實現に拍車をかけ、國際間の紛争を平和的に解決する機關として國際聯盟を生み、また戦争を未然に防ぐ方法として不戰條約を結び、或は軍備縮少のために國際會議を開くなど、世界を擧げて平和の

を希つてゐる。もとより、戦争は國民全體の死活の、

るところであり、國家の存亡を決する重大事である。今日文明諸國は、みな外交工作によつて、國際間の親和を圖り、紛議を未然に防ぎ、若くは、これを平和のうちに解決して、以て國利民福を進め、そこに恒久の平和を實現しようと努めてゐる。

然るに、文明の進歩とともに、國際間の關係はますます複雑となり、競争は次第に激しさを加へ、延いてその間に、さまざまの誤解や紛議を醸し、利害の一致を缺く機會が、次第に多くなつて來る。しかも、これが調和解決に當つて、各國がそれらの主張を固持して譲らない場合には、相互に外交的平和手段によつて處理することは遂に不可能となり、最後の手段として、これが解決を武力に訴へ

招來に努めた。

参考

平和は理想 如何に世界の平和に努力しても、元來世界各國は互にその國情を異にし、またそれらの言語思想感情傳統や、人情風俗を異にした民族から成つてゐる。實際に於て、全然その民族的偏見から脱することは困難で、そこに種々の誤解や紛争の起るのは致方がない。なほ時には、自國の

ねばならぬやうになる。何といつても、國と國との間の紛争を、裁決するだけの力をもつ最高無上の權力者のない限り、この武力による解決は止むを得ないことである。また、事實について見ても、人類の歴史あつて以來、未だ嘗て戦争の絶えたこともなく、なほ今後といへども、戦争が絶対に避け得られようとは、到底考へられない。されば、國家がその獨立を保ち、その威信を發揚し、國運の隆昌を圖らんがためには、どうしても、萬一の場合に處する覺悟と、適當な軍備とを整へて置かねばならぬ。これを稱して國防といふ。

特に、現下の世界の情勢を見るに、各國の利害は錯綜し、互に對立して、軍備の擴大、強化に、日もこれ足らざる有様である。この場合、國際間に於ける正義は、常に十分な國

利用し得る勢力を恃んで、不當の侵害を他國に加へんとする國家も、絶無とはいへない。かくて終に、干戈を交へざるを得ない危急に直面することがある。要するに平和は理想であり、戦争は現實だといふのが、實際の有様である。

③ 参考 平時の軍備

國際間の紛争を、外交々々によつて解決する時に、軍備に自信のない國

防力を背景にもつてゐてこそ、始めて認められ、國防に自信のない國は、如何に正義の主張でも、これを貫徹するに由なく、常に不利の地位に立たねばならぬ。世には、軍備の充實を以て、平和を阻止し、戦争を誘發するものと見る者もあるが、しかし今日の國際關係は、事實、殆ど軍備の均衡によつて、平和を維持してゐる實狀である。これ、列強が、一面に財政上かなりの無理を忍んでまで、なほ軍備の充實に惠念しつゝある所以である。

■ 我が國防の本義 いふまでもなく、我が國は、極みなき寶祚の隆昌とともに、永遠に發展して行くべき國家である。されば、我が國の發展を阻害せんとする不當の侵害や、人道を無視する暴舉に對しては、我等は斷乎としてこれを排擠し、以て皇國の彌榮なる發展を遂げしめねば

は、交渉決裂の場合を懼れて、正義の主張でも、最後まで強硬に貫き得ないのが常である。これに反し、自信のある軍備を有する國は、その軍備のある事實のみによつて、所謂沈黙の威力を發揮し、外交に於て堂々たる主張を爲し得るものである。されば、軍備は平時に於ても、國防を支持する大きな力である。

④ 参考 軍備競争時代

ならぬ。正しき我が國策に對する妨害を排除して、我が國の大理想を實現し、東亞の安定と全人類の福祉とをもたらさんとするとともに、帝國の大使命があり、こゝに我が國防の重大なる任務がある。

三 兵役 國防を充實するためには、先づ精銳な兵力を備へることが必要である。我が國では、上古に於て國民皆兵の制を採つたが、政權一たび武門に移つてからは、兵農二つに分れ、一般庶民は、軍人として、護國の任に當ることができなかつた。然るに、明治維新成るや、斷然數百年來の武士の制度を廢し、明治六年、新たに徵兵令を布いて、こゝに全く昔の制度に復された。かくて、帝國憲法及び兵役法の規定により、滿十七歳から滿四十歳までの帝國臣民たる男子は、その地位を問はず、貧富を論ぜず、均しく

今日、他より何等の脅威を受け、ることのない大國でも、進んで軍備を縮小する意志がなく、却つて條約によつて自國の軍備の相對的の優越を計らんとする現状にある。かくして現代は、列強を擧げて軍備競争に走らしめつゝある。

5 参考 徵兵検査 壯

丁の全部を兵役に服せしめることはできないから、一定の標準によつ

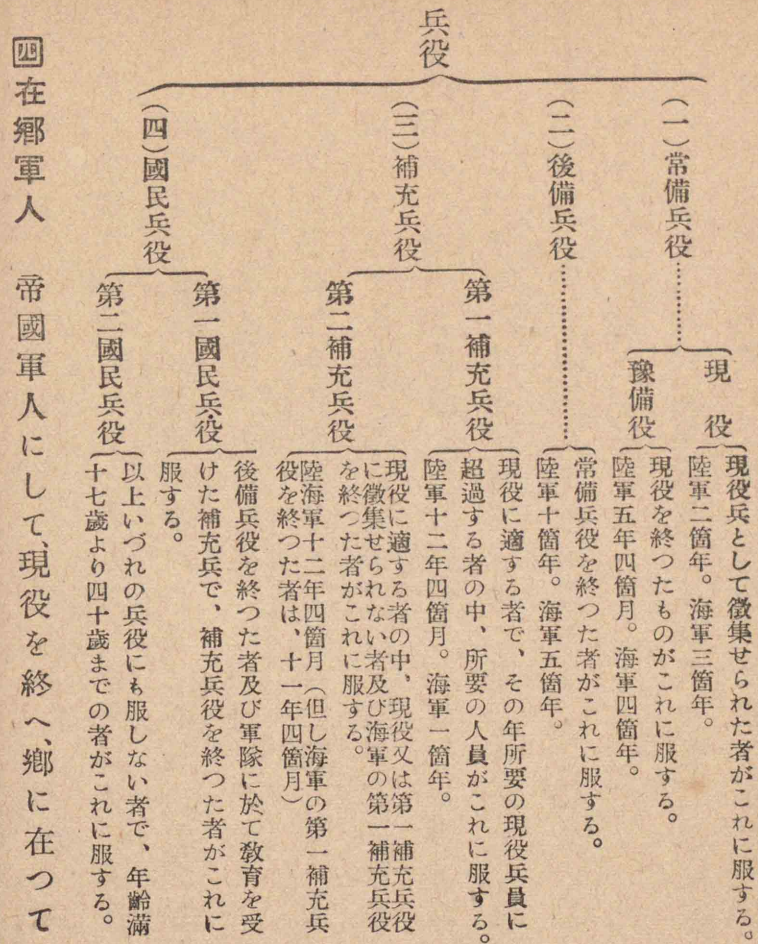
兵役に服する義務を有することとなり、こゝに精銳無比の國軍が建設せられるに到つた。蓋し、國民皆兵の制度は、我が國體と歴史とに淵源し、我が忠誠なる國民とともに離すべからざるものである。従つて、國民は兵役を以て、國民のもち得る無上の榮譽とよるこゝび、勇躍してその任務に服するのである。而して、服役は、次頁の如く、常備兵役、後備兵役、補充兵役及び國民兵役の四種に區分されてゐる。この中、現役のみは、常時軍隊に屬し、軍事上の勤務に服するが、その他は、戦時事變の際や、または特定の目的で召集せられた時に、大任につくことがある。

陸軍の兵科には、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、航空兵、憲兵があり、また海軍の兵種には、水兵、機關兵、航空兵、軍樂兵、看護兵、主計兵がある。いづれも、徵兵または志願によつて

て徵兵検査を行ひ、これに合格した者から、抽籤を以て所要の人員を選び、實際の軍務に服せしめる。なほ、中等學校以上の學校に於て軍事教練を受け、或は青年學校で教練の査閲に合格した者は、それによつて在營年限を短縮せられる。また師範學校卒業者が服役すれば、短期現役兵として取扱はれる。

6 参考 徵兵忌避 國

採用される。



民の中には、故意に身體を害つたり、假病を装つたりして、徴兵を忌避する者が絶無とはいはれない。これらは國防の意義と、兵役に就く光榮とをわきまへない非國民的の行爲である。我等は、日頃身體を鍛錬し、精神を磨いて、勇んで兵役に服すべきである。

7 参考 統帥權 軍人に賜はつた勅諭の中に『夫れ兵馬の大權は朕

生業に従事する者を在郷軍人といふ。在郷軍人は、平時にあつては、在營中に鍊磨された軍人精神を以て、地方良民の儀表となり、産業の發達富力の増進に努め、一朝事あるときは、戦時編成部隊の精銳となつて、君國に報すべき任務がある。従つて、その素質の良否は、忽ち國防の上にと重大な關係をもつ。されば、在郷軍人會を組織して、以て平素より軍人精神の發揚に努力してゐる。

⑤ 我が國の軍備 現今、我が國の軍備は、大要左の通りである。

(一) 軍の統帥 我が國の軍隊は、萬世一系の天皇が代々これを統率し給ふことは、國體國史に徴し、且つまた憲法の條章に照して明かである。即ち、天皇は大元帥として、陸海軍を統帥し給ひ、軍の編制及び常備兵額を定め給ふ。

が統ぶるところなれば、其の司々をこそ臣下には任すなれ、其の大綱は朕親ら之を攬り、肯て臣下に委ぬべきものにあらず」と仰せられて居る通り、統帥權は憲法に基づき、天皇がこれを掌握し給ふ。

8 事例 陸軍の沿革 明治六年に我が陸軍が編制せられた當時は、平時兵員三萬餘人に過ぎなかつた。日清戦争の

陸海軍の行政事務は、陸海軍大臣がこれを掌り、国防用兵作戦の如き、所謂帷幄の機務に關しては、陸軍では參謀總長、海軍では軍令部總長が、いづれも天皇に直隸して、これに參畫する。また軍務輔翼の最高機關としては、元帥府が置かれ、重要軍務の諮詢機關としては、軍事參議院が置かれてある。

(二)我が陸軍 我が陸軍は、近衛師團の外、内地の十四箇師團、朝鮮の二箇師團及び一箇の航空兵團より成る。各師團は、歩兵二箇旅團、騎兵砲兵工兵輜重兵おのゝ一箇聯隊から成つてゐる。此の外、師團によつては騎兵旅團、野戰重砲兵旅團、高射砲聯隊、電信聯隊、鐵道聯隊、戰車聯隊、氣球隊などが、配置されてあるものもある。航空兵團は、數箇の飛行團と、兵團直屬の飛行聯隊とから成る。また

際には七箇師團となり、戰後師團を増設して十三箇師團となつて、この兵力で日露戰爭を迎へた。戰時中四箇師團を加へ、明治四十年更に二箇師團を、大正四年にまた二箇師團を増設して、二十一箇師團となつた。世界大戰後、軍器の進歩は用兵作戦の變更を促し、新陸軍建設のために、大正十四年四箇師團を廢止し、その經費を以て編制裝備の改善充實に

滿洲國には、常時に於て、一箇師團を交代駐割せしめ、外に獨立守備隊を置き、臺灣には臺灣守備隊が置いてある。而して、師團には師團司令部があつて、師團長が部下の諸部隊を統率し、朝鮮、臺灣、關東州には、おのゝ軍司令部があつて、軍司令官がその地の諸部隊を統率してゐる。

(三)我が海軍 我が海軍は、帝國の海岸及び海面を三海軍區に分ち、各區の軍港に鎮守府を置いて、海軍の根據地とし、司令官がこれを統轄してゐる。また、區内の要港には、要港部があり、海軍の陸上部隊としては、海兵團、防備隊、海軍航空隊などがある。我が艦艇は、その構造及び任務によつて、戰艦、巡洋艦、航空母艦、潜水母艦、敷設艦、海防艦、砲艦、驅逐艦、潜水艦、水雷艇、掃海艇、特務艦などに區別されてゐる。これらの艦船は艦隊に分屬し、二箇以上の艦隊が

力を注いだ。滿洲事變後四圍の情勢は國防充實を一日も忽せすることを許さなくなつたので、引續き軍備の改善を進めてゐる。

事例 海軍の沿革

明治五年、海軍省が置かれた當時、艦艇十七隻、一萬三千餘噸に過ぎなかつた。その後次第に充實して、明治二十六年には、二十八隻、五萬七千餘噸となつた。かくて日

合して聯合艦隊を編成する。而して海軍は、平時にあつては、沿海の警備、漁業の保護、海外貿易の保護、海外在留同胞の保護などに任じてゐる。

(四)我が航空防空 近代戦に於ける航空部隊の威力は、絶大で、これが充實は、直ちに戦争の運命を左右する。今や、世界を舉げて、空軍軍備競争時代を出現したかの觀がある。然るに、我が國の空軍勢力は、なほ未だ十分でなく、これが充實は、現下の急務とせられてゐる。また、全土に亘つて防空の施設を整へ、官民ともにこれが訓練を積むことも、國防上重要なことである。

海軍問題 軍備を充實することは萬一の場合に處するためだけではなく、平時に於ても、大きな使命をもつてゐる筈である。それを研究せよ。

清戦争で大勝を博し、以來、ますます擴張に努め、明治三十年、六六艦隊が完成し、日露戦後五十萬噸(八八艦隊)の計畫が進行中、軍備縮少條約により、六四艦隊となつたが、この制限は昭和十一年末で消滅した。この時の艦艇數、軍艦七十六隻、七十一萬餘噸、驅逐艦九十七隻、十一萬餘噸、潜水艦五十三隻、七萬噸、特務艦十九隻、二十一萬噸であつた。

第二節 國防と國力

國家總動員 昔の戦争は、その規模も小さく、使用兵力も少く、また裝備も簡單で、動員は主として陸海軍の範圍に止まつてゐた。然るに、世界大戦以來、その裝備は徹底的に科學化し、その動員兵力は頗る龐大となつた上に、戦ひは持久的となつて、永い年月に亘るに至つた。かゝる近代戦に於ては、どうしても、精銳なる軍隊の外に、國民の全智全能を舉げて、一致協力、戦争に當るの必要を生じ、こゝに**國家總動員**が要求せられるやうになつた。國家總動員とは、交戦に當つて、軍事の要求を充たす以外、戦争の遂行に向つて、國家の全能力を發揮するために、國家の利用し得る人的、物的、並に有形、無形一切の資源を舉げて、これを統制、按排し、以て最も合理的、經濟的にこれを運用

参考 總動員の必要

我が國は軍需資源も、工業力も十分でない故に、平時に於ては軍備を最少限に止め、開戦とともに迅速にこれを最大限にまで擴充して、速かに戦争を終局に導くのを以て理想としてゐる。かういふ國では、總動員の準備が完全にでき、いざとなれば全國力を一丸として、戦時状態に移し、しかも整然として、力

することである。されば、これが範圍も頗る多岐に亘り、先づ國民精神を指導し、國防思想の普及に力め、また産業動員をして、不足の資源の開發確保を進め、更に經濟機構を改善して、戦時財源の安固を圖るなど、各般の施設を整へ、一貫した方針の下に、整然たる戦争指導をしようとする。殊に、我が國の如く、國土は狭く、軍需資源も乏しく、工業力も十分でない國に於ては、この計畫は特に大切で、國家總動員が完全しない限り、折角精銳なる國軍の威力も、十分にこれを發揮せしめることができない。

■國防と國力　かくの如く、我が國は、現下の多難なる時局に處して、ますます、軍備を充實し、國家總動員の事業を完備し、以て勇躍難局を乗りきつて、皇國日本の彌榮を期せねばならぬ。然るに現代に於て、國防力を形成する

を戦争の一點に集中し得るやうにして置かなければ、到底思ふまゝに國軍を動かすことができない。

②参考　總動員の機關

この動員準備は、極めて廣汎で、殆んど國政の全般に亘つてゐるが、この業務の連絡統一に任せしめるために企畫院が設けてある。企畫院は陸海軍を始め、各省と密接に連絡をとつて、資源

ものは、たゞ軍備のみでなく、軍備經濟思想その外、物的に心的に發揮せられるすべての力が與つて、事實上の國防力は作られる。されば、結局、國防力は、國家の實力そのものといふべきもので、我が國防力は、即ち我が國の國力の謂に外ならない。

要するに、將來の戦争は、當に國力の戦ひである。學術人物産業經濟など、すべての方面に亘り、全能力をあげての戦争である。されば、我等國民は、先づ國民精神を作興し、學術を進め、國民體力の増進を圖つて、舉國一致、國力の基本を培ひ、更にまた各自の職業に勵精し、産業を興し、資源を開いて、以て國富の増進に従はねばならぬ。かくして、國家のすべての力を培養して、國力を充實し、國家を磐石の上に置くことができるのである。

の統制について戦時の計畫を樹て、舉國一致資源の上の戦争準備を掌つてゐる。

③参考　軍民一如

ふまでもなく、軍隊は國家のために存在する施設である。されば、我等は、かゝる鞏固な國軍をもてばこそ、祖國の光榮を傷けられないのだといふことを十分に自覺して、常に軍民一體となつて、ともに國防の重責

我等は、国防の前線に立つ場合に於ても、また後方に在る時にあつても、ともに祖國愛護の熱意に燃え、一朝事ある際は、身を挺して君國の楯となり、軍民一如、国防に従ふの覺悟がなければならぬ。

演習問題 中等諸學校に將校を配屬して、軍事教練を課してゐるのは、どういふ精神に立つてゐるものかを研究せよ。

第三節 國際協力

國文の親善 今日世界の實狀は、かくの如く、各國とも、その獨立を保ち、國防を充實し、互に相對峙してゐる。さればとて、國と國とは當然戰爭をなすべきもの、また各國は、戰爭を待ち設けてゐるものと、速断してはならない。我が國が軍備を整へてゐるのは、不當の壓迫や、正義を無視する暴戾に對して、止むを得ず採る自衛手段に外なら

を果たさねばならない。銃後の守りが、如何に國軍の士氣に影響するものであるかは、既に數度の戰役や事變に於て我等はよく經驗した。

事例 帝國の外交

帝國も、明治以來數度の出兵をしたが、いづれも自衛のためであつた。日清戰役は、清國が韓國を屬國視して、帝國を威壓したため、日露戰役は

ない。従つて、國と國とが、干戈に訴へるが如きことは、帝國は極力これを戒しめ、できるだけ國際協調を保ち、帝國の威信とその權益とが故意に侵されない限り、常に世界の平和を理想として進んで來てゐる。

また、今日世界の實狀を見ても、交通の發達につれて、世界の距離は著しく短縮せられ、各國民は相交通して、通商貿易を營み、文化の接近、融合を圖り、國土は萬里を隔て、ゐても、その利害關係は頗る緊密である。即ち、政治經濟を始め、思想、藝術、風俗など、すべて外國との關係を離れては考へられなくなつた。されば、今日世界の國々では、一方に軍備を整へて、自國の獨立確保に努めながら、常に國交の圓滿を圖り、自他の權益を尊重し、有無相通じて、人類全體の福祉を進め、以て文明の惠澤を共にしよう、相互

露國が韓國の北境を壓し、帝國の安危に關するに至つたから、已むなく起つた。滿洲事變及び支那事變は支那が排日侮日を事とし、故意に帝國の權益を侵害し、その威信を傷けたが故に生じた。

参考 相互依存 現

代では、いづれの國も、自國だけでは到底その國民の一切の生活要求を満たし得ない。試みに

に努力を拂つてゐる。従つて現代に於ては、外國は最早往時の如き夷狄でもなく、敵國でもなく、全く相依存する友邦であり、また相携へて進むべき世界平和の協力者である。されば我等は、我が國の安全を脅されない限り、互に他の國家を尊敬し、理解と協調とを以て、四海同胞の交りを結ぶことを理想として、進むべきである。

我が國は、今や世界の強國に伍し、東洋の盟主として、國際場裡に重き地位を占めてゐる。されば、あくまで肇國の大精神に基づき、國の守りを固くするとともに、正義人道を重んじ、世界の平和を保持し、以て廣く人類の福祉をもたらし、平和の裡に國際的の地歩を進めるやうに、外交の正道を歩まなければならぬ。

■條約 國家の上に國家はなく、國家を強制する權力

我等の生活用品について考へても、先きに我が國の貿易について研究したところによつて明かである如く、世界と我等との關係が如何に密接であるか、察せられる。その他風俗習慣、藝術思想なども容易に傳播し、諸國民を内から接近せしめつゝある。

■事例 條約 世界に於て、今日までに締結せられた國際條約の數は

はどこにもない。されば、國と國とが親善を厚くし、自他の幸福を進めるためには、國家の間に諸種の條約を結び、相互の權利義務の關係を規定する必要がある。條約には、(一)通商條約、講和條約のやうに、二國の間に結ばれたものもあり、また(二)赤十字條約、不戰條約、國際聯盟規約のやうに、數國以上の國家がこれに加盟してゐるものもある。

條約は、先づ當事國の任命した全權委員の間に於て折衝を遂げ、條約書を作成して互にこれに署名し、次いで當事國の元首の批准を経、これを交換して、始めて完全な效力を發生する。我が國に於ては、條約の締結は、天皇の大權に屬し、御批准に當つては、樞密顧問に諮詢される。御批准書には、親署の後に御璽を鈐し、外務大臣がこれに副署する。

甚だ多く、今日既に失効したものを加へると、その總數は實に一萬以上にも達し、特に十九世紀以後に於て結ばれたものばかりでも、三千有餘に達するといはれる。

■事例 我が國の條約

我が國は安政年間以來、諸外國と各種の條約を結んだが、これらはいづれも對等の條約ではなく、久しく不利不面目を忍んで來た。然るに明

なほ、各國の間の圓滿な國交を促進するために、條約の外に、國際間に久しく行はれて來た慣習がある。この國際慣習と、諸條約とを併せて、國際法といふ。

■外交機關 我が國では、外交は天皇の大權に屬し、外務大臣は天皇を輔翼して、外交事務を主管する。而して、國交の衝に當るために、外國に駐在する使臣には、外交官と、領事官とがある。

(一)外交官 外交官は、外國に駐割し、本國を代表して、駐割國との外交上の交渉の衝に當り、その國の情況を報告し、在留邦人の保護に任ずるなど、外交に關する諸般の事務を掌る。この中、外交使節には、國際間の禮遇上から、特命全權大使・特命全權公使・辨理公使及び代理公使の區別があるが、その任務には大差がない。外交使節隨員並に

治時代に至り、國運の進展とともに條約改正の機運が熟し、明治三十二年、漸く對等の條約を結ぶことができて、遂に今日の如く、世界に重きをなすに至つた。

【參考】 外交使節の別 大使は大國と認める國に派遣する慣例となつてゐる。今日十二ヶ國に大使を、二十六ヶ國に公使を派遣してゐる。

それらの家族は、治外法權と、不可侵權とをもつ。

(二)領事官 領事官は、外國に駐割し、専ら邦人を保護し、通商・貿易に關する利益を保護・増進する任務をもつ。領事官には、總領事・領事・副領事があるが、外交使節のやうに、國家を代表して交渉する資格をもたず、従つて、外交官のやうな特權をもつてゐない。

■國際協力 近時、國際間の關係は、ますます、複雑となり、いよゝ、緊密の度を加へるとともに、急激に進歩した人類文化も、著しく世界的となつて來た。こゝに於て、各國互に國交を修め、親善を厚くするとともに、更に進んで國際的の協力を進め、以て世界の平和を保ち、自他の共存共榮を圖らうとする運動が、高まつて來た。かくして今日、各國家は相協力して、從來單に自國內で施行したり、ま

【參考】 外交官の特權 外交官は國家の代表者として尊重せられ、また自由に職務を行ひ得るため、次ぎの特權を與へられてゐる。(一)治外法權は、駐在國の法律及び裁判に服せず、また直接税を賦課されない特權であり、(二)不可侵權は、身體及び榮譽を侵されない特權である。

【事例】 平和會議 明治三十二年、ロシア皇帝

たは二國の間で結ばれるに止まつてゐた政治・經濟上の諸施設や、または文化上の事業を、廣く世界全體に及ぼし、各國にこれを實行せしめて、十分にその成果を收めようとしてゐる。この精神から、(一)政治的には、萬國平和會議が開かれ、軍備縮少條約や、不戰條約が結ばれ、(二)産業上では、萬國工業所有權保護同盟條約や、國際勞働會議などが設けられ、また(三)文化的には、赤十字條約、萬國郵便條約、國際航空條約、文學的及び美術的著作物保護同盟條約などの締結を見るに至つた。

これら國際間の規約の中で、その規模の最も大きなものは、國際聯盟である。國際聯盟は、世界大戰の講和會議に於て成立したもので、國際間の關係を公明正大にして、永久の平和を確保するとともに、更に國際協力を促して、

の發意によつて開かれた。軍備の制限、國際紛争の平和的處理を協議したが、世界大戰の勃發によつて終局となつた。

事例一 軍備縮少條約

大正十年、米國大統領の主唱によつて成立、(一)ワシントン條約(大正十一年)で、各國主力戰艦の比率を英米各五、日本三、佛伊各一・七と定めた。(二)ロンドン條約(昭和五年)で、日・英・米三國は、その補助艦

人類共同の福祉を進めることを目的とし、その加盟國は、實に五十餘箇國に及んでゐる。たゞしかし、實際上では、聯盟の目的は正しく運用せられてゐない。

四 我が國の聯盟脱退

我が國は、國際聯盟の成立するや、欣然これに参加し、創設以來の常任理事國として十有三年、熱誠を以て、平和事業に協力し、以て多大の貢獻をもたらした。然るに、滿洲國の新興に當り、聯盟諸國は、東洋に對する公正な認識を缺き、我が國が滿洲國の獨立を助け、その發達を促し、東亞の禍根を除き、以て世界の平和を保持しようとする、正義・公道に立つた誠意を諒解せず、我が國のなした滿洲國承認の取消を要求した。我が國は、實に一年有半に亘り、あらゆる努力を拂つて折衝を重ねたが、遂にその効果を見ず、こゝに於て、最早この上聯盟と

艇を縮少し、日本の保有量を英米の約七割とし、潜水艦は三國ともに五萬二千噸と定めた。但しこの條約は昭和十一年末を以て失效した。

事例二 不戰條約

昭和三年、米國國務卿の提唱によつて成立、參加國五十九ヶ國に及び、紛争を戰爭に訴へず解決することを約した。

10 参考 聯盟離脱の眞

協力するの餘地なきことを信じ、昭和八年三月二十七日、敢然として聯盟脱退の通告を發した。この日、天皇陛下には、畏くも大詔を煥發せられ、これが理由を中外に宣明し給ひ、更に

「然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マ
ス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナ
シ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固
ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラ
ス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜
朕カ念トスル所ナリ」

と宣はせ給ふた。かくて、この日から數へて二箇年後の、同十年三月二十七日を以て、我が國は完全に聯盟を離脱した。我等は、この聖旨を奉戴し、我が國是を遵奉し、以て

義 從來、聯盟の力によつて紛争が解決され、或は戦争が防がれた實例はある。しかし、滿洲國の場合には、聯盟は一方に特殊の事情についての認識を缺き、他方に、聯盟の力を以て新興國日本を抑へようとする態度を執つた。これは、我等の忍び得ないところである。我等はこれを以て、帝國の大飛躍の途中に起る試練と考へ、今後の新經綸を行はねば

帝國空前の難局に善處して、舉國一致、國是の遂行に努めねばならぬ。

演習問題 一方では軍備を整へながら、他方では國交を修め、國際親善に當つてゐる今日の國際間の實狀について、それが何故正しいことであるかを研究せよ。

第四節 國交と國民

國民外交 往時、國交に關する問題は、概ね一部の政治家、または専門外交家の秘密折衝によつて、解決せられるのが常であつた。然るに、國際關係が著しく錯綜し、國交上の動きが微妙となつた今日に於ては、政府及び外交當局は、國民の輿論に聽き、國民の協力を得て、國民の意のあるところを世界に理解せしめるのでなければ、眞に國交の圓滿を期することができ難いやうになつた。従つ

ならぬ。されば將來聯盟が反省して、帝國を迎へる時が來れば、帝國は欣然としてこれに復歸するであらう。

事例 米國民に訴ふ 昭和二年四月六日、佛國外相ブリアン氏は、米國聯合通信社を通じて、米國民にメツセージを送り、佛國は米國との間に不戰條約を締結する意のあることを述べてこ

て、國交の任に當る者は、常に國民の意のあるところを省察しなければならぬ。しかし、如何に當局が、國交上の處置を誤らないやうに努めても、國民が國交の重んずべきを知らず、時々他國の誤解や猜疑を招き、他國民の感情を刺戟するやうなことで、遂に當局の努力も、瓦餅に終るの外はない。されば我等は、國民と國民との直接の交りが、どれほど國交の上に重大な役割をもち、また偉大な働きをしたかを考慮し、いつでも帝國を代表してゐるといふ心持で、外國人に接しなければならぬ。また、日頃外交に深い注意を拂ひ、我が國是國策と一致する步調をとつて、國民の正しい輿論の成立に努め、以て外交官に協力すべく、こゝに國民外交の眞の要諦がある。

■大國民の襟度 我等が國際的に進出するためには、

れを懲憑した。かく外交機關を通さず、直接米國民に眞意を訴へたために、果然反響は四方に起り、米國民の輿論を熱せしめて、遂に不戰條約の成立となつた。

●事例 國際的交驛

オリンピック競技を通して、我が國と各國との親善を進めたこと、または神風號の歐亞大飛行の成功によつて、國民が國交上に偉大な役割を

國家の大本としての國體と、中外に施して悖らざる公正の道とによつて、新たな日本をますく、生成發展せしめ、以て世界の平和を確保し、人類福祉の増進に貢献すべく、これが帝國の大國是である。これを實際に見ても、列強をして、よく人種の平等を確認せしめ、東洋の平和、延いて世界の平和に貢献し得るものは、我が國を以て外にはない。また、我が國は聯盟を離脱しても、これがために國際平和の確立に對する方針に、聊かも渝ることなく、ますます國際協力の精神に立ち、誠實なる平和の使徒として、堂々の途を歩んでゐる。

我が國が、かくも重い使命を果たし、大きな國是を實現するためには、一方に於て、内部を整へ國力を充實し、押しも押されぬ國家の地位を築くことが肝要である。

つとめたことは、最も著しい事實である。この外、大發見發明による研究の紹介や、音樂美術による國際的親善なども、國民外交に大きな働きを見せた。

●参考 國際的道義

今日の國際關係は、最早昔のやうに、強大を恃んで他の領土を侵略することを許さない。また外交的術策を以て正義を蹂躪しようとしても、

更にまた、他方に於て、國際的道義心を養ひ、偏狹なる利己や猜疑を去り、常に大國民の襟度立つて、これにふさはしい寛容と禮讓と、識見とを以て、強國に對する盲信を去り、弱國に對する驕慢を戒しめ、かくして一視同仁、全世界の發展に向つて、滿幅の努力を拂はねばならぬ。

補遺問題

日支間の國交整調に於て國民外交の實を擧げるためには、我等はどういふ心掛が大切であるか。

世界の輿論はそれを許さない。すべての國際問題は、正しい道義心に立ち、人道に従つて共存共榮を根柢とせぬ限り、到底圓滑に解決されるものではない。

第十章 我が國の使命

本章の要旨

今日に於ける世界の狀勢を見るに、歐米諸國はその物質的機械的文化的發展に於て事實上全世界の優者たる地位にあると自認してゐる。然るに、我が帝國はこの間に介在して、よく東西兩文化を融合して、新しい世界文化の建設に貢獻し、不易の國體と、古今中外に輝く道德とを宣揚して、以て東洋民族の指導に任じ、世界人類の福祉に盡瘁せんとしてゐる。我等は大國民として、内に驕らず、外を恐れず、焦らず、怠らず、この重大な使命を遂行すべきである。

第一節 世界に於ける我が國の地位

■世界の文化 世界の文化には、二つの系統がある。一は日本支那印度を中心として起つた東洋文化で、夙に

参考

文化の發達

人類の文化はその始め、極めて幼稚なものであつたが、氣候と地味とに恵まれた地方に於て、次第にそれが發達を見た。而して、その發達は二つの系統に分れてゐる。その一つは、埃及のナイル河畔と、メソポタミアのチグリス・ユーフラテス河の流域に起り、希臘

隆盛の域に達し、東洋人固有の精神的情操的特色を發揮してゐる。他は埃及に起り、歐洲に入つて絢爛の華を咲かせた西洋文化で、大體に於て、物質的・理智的の特質を具へてゐる。これらの文化には、勿論一長一短があるが、近世に入つてから、歐洲諸國の科學の發達は、續々と神祕の扉を開き、發明・發見は相次いで行はれ、所謂工業時代・機械文化の時代を現出した。そのために、社會生活の狀態は一變し、産業組織は改革され、國富は増進し、物質文化の大躍進は、自ら歐洲諸國をして、全世界の優者たるに至らしめ、かくして、西洋文化は、現代世界文化の主流をなすに至つた。たゞ我が國は、その地理的環境と、永い間の鎖國政策とのために、この主流から離れ、以て独自の文化に生きて來た。然るに、現代に於ける交通の發達は、印刷術

に興隆し、羅馬に弘まり、更にゲルマン民族に攝取せられて、廣く歐洲諸國に受け繼がれ、西洋文化の高峰を示し、遂に海を渡つて米大陸に渡つた。他の一つは、印度のガンヂス河畔と、支那の黄河揚子江の流域に發祥し、久しく東洋諸國で培はれ、更に我が國に渡來し、我が國固有の精神の中に攝取・醇化せられて、こゝに光輝ある日本文化として、独自の發展を

示すに至つた。

【参考】 兩文化の綜合

の發達と相俟つて、東西文化をますます接近せしめ、互に内に缺けたものを他より補ひ、次第に東西相融合した最高の文化を、打ち立つべき機運を迎へようとしてゐる。即ち、現代の物質文明の弊害や、壓力に耐へ難くなつた西洋諸國が、近時東洋文化の研究に乗り出すに至つたことは、我等の特に注目すべきところである。而して、この融合の重任を果たすべきものは、まことに、我が國を措いて外にはない。

■ 世界の 大勢 今日に於ける世界の狀勢を見るに、歐米の列強は、いづれもその雄を競ひ、鎬ぎを削つてゐる。先づ英國を見るに、由來世界に覇を稱した傳統の誇りと、日没することなき廣大な領土と、歴史の古い大海軍力とを以て、依然世界に雄視してゐる。然るに、大戰後米國の

我が國では、從來物質文明に遅れてゐたため、自然と西洋流の文化の形式や、考へ方を取入れて、それを謳歌した時代もあつた。然るに、今日では、我が國ほど東洋文化をよく消化した國はなく、同時にまた我が國ほど、西洋文明をよく消化し得た國もない。かくして我が國こそ、東西兩

大躍進につれて、この大海軍國も、國際的にはとかく押され氣味の感がある。且つ、近年自治領との結合にも間隙を生ずるに至つたが、近時の國際非常時に際して、大英帝國主義を一貫して進み、また自治領と協同して、英帝國經濟プロックの確立に努めてゐる。

佛蘭西は、大戰後、新興諸國を操つて、歐洲諸國の間に重きをなした。然るに、國內的には、小黨分立の傾向強く、政變頻繁を極め、且つ近時經濟界の順調を缺き、その上最近本國の人口が殆ど増加を見ない。かやうなことは、國家として大きな弱點であるが、なほその外に、この國は歴史的に獨逸と對峙し、優越な陸軍の維持に熱中してゐる。従つて、この國もまた、歐洲不安の一因となつてゐる。

獨逸は、大戰後、經濟的窮乏甚だしく、國民生活は實に悲

慘を極めてゐたが、忍耐強いこの國民は、よくその窮狀に耐え、漸次國力を回復し、國家の對外的地位を次第に回復した。特に最近ヒットラーが總統となるに及び、一個の獨裁政治を樹立し、内政を整へ、軍備を充實して、一意新獨逸の建設に勵みつゝある。従つて、それがまた、歐洲不安の一因となつてゐる。

伊太利は、大戰後、財政困難の上に、非國家的思想の跋扈に悩まされ、一時は全く國歩艱難に陥つた。然るに、愛國運動の波に乗じて、ムッソリーニが政權を握るや、自ら國民の指導者として全國に號令し、議會の機能を改めて、武斷政治を實施し、軍備の整頓、産業の獎勵並に教育の向上に努め、著々と國勢發展の實を擧げつゝある。

露西亞は、革命後國內の紛擾絶えず、國民生活も不安を

文化を綜合するに最も適した資格を具へてゐる。

事例 世界經濟の動向

海軍軍備制限に關するワシントン條約及びロンドン條約は、一九三六年を以て效力を失ひ、いよゝゝ列國の海軍軍備は無條約狀態に置かれるに至つた。それ以來、列強は海軍力の擴充の計畫に日もこれ足らず、陸軍方面でも獨露

は競うてこれが強化に邁進し、今や財政の膨脹は各國とも物凄い有様となつて、準戰時財政の編成の必要を感じ、以て各國互にプロック經濟を組織するに至つた。

即ち英國は本國と自治領とのプロックを強化し、米國は北中、南米プロックを根城とし、日本は日滿プロックを樞軸とする政策を立て、佛露は對獨結合に進み、獨伊も盟約を進めるなど、世界

極めたが、勞農政府の下に漸次秩序を回復し、勞農社會主義聯邦を組織し、全産業を國家の獨占的支配の下に置いて、再び一大軍備國となつた。現今スターリンは、武力を以て特有の獨裁政治を強行し、またあらゆる方法を以て、世界各國民の赤化を試みてゐる。而して、新經濟政策の下に、國有産業の振興を圖り、軍備を充實し、以て銳意國勢の擴張に努めてゐる。

米國は、厖大な國土と、豊富な資源とをもち、その物質的文明は最もよく發達してゐる。而して、大戰後の繁榮著しく、今や經濟力に於ては、實に全世界の王座を占め、國際關係に於ても、英國を抑へて世界の霸權を握らんとして居り、更に帝國主義の歩を進め、大海軍を備へて、太平洋並に東洋に羽翼を伸ばさんとしてゐる。

全局がこの一路を辿りつゝある。かゝる情勢は、國內的には政治組織並に經濟政策の再編成を必要とするやうになり、露國は完全なる計畫經濟を立て、伊太利は統制經濟を斷行するなど、今日、世界主要國の經濟動向は新しい行進をづけるに至つた。

事例 國際思想の動向

今日、世界の思想上最も重大なのは、共產イ

世界に於ける我が國の地位

以上の如く、西洋諸國の隆々たる狀勢に對し、東洋に於ては、我が國を除いては、全くこれに比肩すべき勢力がない。即ち隣邦支那の如きも、厖大な國土と、多くの人口とを擁しながら、無統制な政情とともに、國內の戰亂絶えず、常に東洋平和の危機をさへ伏在せしめてゐる有様である。然るに、大戰後、世界の覇者たる米國は、太平洋を隔て、東方にあり、廣大な領土を擁する英國の勢力は、南太平洋に伸張し、更に露西亞は、亞細亞の北を被ふ勢力として、虎視眈々としてゐる。従つて、世界外交の中心は、最近大西洋から太平洋に移らんとするの形勢にある。この間に立つて、東洋唯一の大國たる我が日本の地位は、甚だ重大であり、且つ有意義である。先づ、我が東洋の國土をして、永遠に東洋人の國土

ンターナショナル(コミンテルン)で、各國に對し惡辣陰險な運動工作を行ひ、各國の基本的組織を破壊し、社會的秩序を攪亂せんと努めてゐる。この活動は、一時全世界を風靡したが、ムッソリーニ及びヒットラーなどが立つて、共產主義を排撃し、赤化工作を彈壓するに至り、赤化の危険は次第に減じた。我が帝國は、獨伊と防共協定を結んで、相協力してこ

たらしめ、今日の列國競争場裡に於て、よく東洋諸國民の自覺を促し、東亞の安定勢力たるの實を擧げ、進んで世界の指導國として、世界の文化に貢獻することは、我等の雙肩にかゝつた重大な責務である。

國際問題 近時の國際狀勢から觀て、若し日本がなかつたならば、東洋諸民族はどうなつてゐると思ふか。

第二節 我が國の使命

■我が國の使命 我が國の世界に對する地位が、右の如くである以上、我等は如何にして、この重い使命を完うすべきであるか。これ、我等が慎重に攻究しなくてはならぬ重要な問題である。

(一) **國體の宣揚** 我が國は、世界に誇り得る種々の特色を備へてゐるが、そのうちに於ても、最も偉大にして且つ

れが防止に當り、以て帝國の尊嚴を傷けんとする勢力を排撃するとともに、世界を赤化の危険より救はんとしてゐる。

参考 道義的國家

國家をば、我が國の如く道義に立つた國と、諸外國の如く權力を以て統治する國とに別けることができる。道義に立つ我が國では、すべて和

根本的なるものは、萬世一系の皇室を中心とした、君民一體、忠孝一本の我が國體である。これは、我が肇國の大精神のあらはれで、秀麗な山川、國土とともに、永久に變はることなき我が國民の大理想の實現である。我が國は、征服や鬭争によつて、勝利者が劣敗者を支配する、所謂權力的國家とは、全くその本質を異にしてゐる。即ち、我が國民は、建國以來、徳を以て立ち給ふ皇室を上に戴き、父の如き溫情を以て臨み給ふ天皇を慕ひ奉り、かくて、眞に君民和合の道義的國家を成してゐる。我等は、我が國體の大本たるこの大精神を高く掲げ、自尊にのみ傾くこともなく、また卑屈に流れることもなく、どこまでも道義を以て、宇内に範を垂れ、世界に進出すべきである。

(二) **東西文化の融合** 前節に於て、我等は、東西兩文化を

の精神に基づき、平和を愛好し、諸外國とは道義を以て相交はり、他國から不法の排斥、侵略を受けるか、または帝國の國是を傷けられるか、でなければ、進んで干戈を執ることがない。しかし一旦義のために起たんか、忽ち舉國一致、君國のために身命を擲つて勝たねば已まない。然るに、權力的國家に於ては、おしなべて他國を壓倒して、自國の優勝のみを

融合すべき大任を負ふてゐる所以を説いた。事實に於て、我が國民は過去三千年間、よく東洋文化を攝取して、これを我が血となし、また近世一世紀に亘つて、西洋文化を吸収して、これを我が肉となすことに努めた。かく、東西兩文化の確實なる把持者である我が國が、兩者を渾然融合して、こゝに独自の新文化を創造し、以て世界の進歩に貢献するは、まことに我等にふさはしい任務である。かくして、精神主義に偏せず、物質主義に墮せざる新社會の出現に成功し、以て世界の淨化を果たすことができたならば、實に世界の歴史の上に、稀有の一大成績を遺すものといふべきである。

(三)東洋民族の指導 我が國は、東洋唯一の強國で、その國民性に於て、國家の實力に於て、文化の程度に於て、實に

志し、利害が一致すれば協調し、利害が反すれば忽ち離反するなど、すべて打算を以て終始する。かくの如くしては、到底平和の確保などできる筈がない。

【參考】文化の融合

東西文化の融合統一は、恐らく人類文化の最高峰であらう。この大業が日本民族によつて創造されるであらうことは、我等の抱く強い確信

東洋諸國を代表してゐる。然るに、嘗て東洋の國土は白人侵略の目標となり、今や亞細亞十一億の民族の運命は、危殆に瀕してゐるの觀がある。この間に處して、我が國は、これら民族の盟主として、弱きを扶け、友義を厚うし、これを指導し、覺醒せしめて、以て東洋諸民族の共存共榮の實を擧げ、その世界的地位の向上を圖らねばならぬ。これ、我が國民が、嘗て隣邦諸民族から受けた文化の恵みに報ひる道であるとともに、また世界の正義の上から我等が果たさなくてはならぬ特別の使命である。

■大和の精神 かやうな大使命を果たすためには、我等は先づ大和の精神に立つて進まねばならぬ。征服、被征服の國家に於ては、陽に國際平和を唱へ、國際正義を主張しながら、陰に墻壁を高くし、猜疑と貪慾とをもつて他

である。何となれば、(一)日本國民は大文化を開拓するだけの素質を具へてゐる。(二)皇室中心の國民精神が堅固で、民族總がかりの團結心が強く、祖先の示範に倣つて、外來思想に對する道を誤らない。(三)我が國土が、東西文化の接觸點に立つて、これが融合に最も便宜である。(四)精神的綜合的な東洋文化の理解は頗る困難であるが、我が國民は既にこ

國を侵略し、獨り自國の利益のみをこととする。いふまでもなく、自國あるを知つて、他國あるを知らざる利己的精神や、偏狹・頑迷なる獨善主義を以てしては、到底新たな世界的文化の建設など、できるものでない。我等は、建國以來、すべてのものを包容して、我が國を大ならしめた大和の精神を發揮して、旭日の勢にある日本を、更に新たに發展せしめ、以て君民一體の我が國體が、如何に尊いものであるかを、世界に知らさねばならぬ。

演習問題 我が大和の精神に立つて、日清日露の戦役に於ける本當の意義を研究せよ。

第三節 我等の覺悟

大國民の歡喜 以上の如く數へあげると、我が國の使命は、その範圍も廣く、またその責も重い。しかし、我等

れを體得してゐる。

参考 大和の精神

個人主義に立つ國では、争闘があつて和はない。萬民一つ心に結ばれる和の精神が世界に擴充せられた時、始めて世界の平和と、その進歩とが實現せられる。

参考 大國民の襟度

徒らに偏狹・頑迷な國粹

の祖先が、我が國を今日あるに至らしめた大きな精進努力に倣つて、我等の全力をこれに捧げるならば、この重任を完うすることも、難事ではない。しかも、またこの世界的大事業に打つて出ることには、まことに我等の名譽ある負擔であるとともに、實に崇高なる大國民の歡喜でなければならぬ。

大國民としての心構へについては、さまざまの見方がある。我が國は、門戸を開いてより未だ百年に滿たず、ために外國に對する理解について、未だ不十分なもの、あるのを免れがたい。即ち、中には、外國人や外國の文物を甚だしく嫌忌し、蛇蝎視する者もあれば、また中には、逆にこれを禮讚し、心酔する者もある。しかし、日本が偉大な抱負の下に、大いに世界の舞臺に乗り出さうといふ今

主義に立ち、また排外に馳せて、自國陶醉を夢見る者は、結局鎖國攘夷の昔に復つた考へ方で、これでは到底大國民としての襟度は養はれない。外國人も優れた國民性をもち、また幾多の長所美點に恵まれてゐる。今日の西洋文化はその長所のあらはれである。これに反して、外國人や、外來文物を偶像的に崇拜するが如きも、また誤れるの甚だしいもので

日、最早かやうな偏つた感情や、見方をもつべきでない。よろしく、外に對して恐れず、侮らず、内に對して卑めず、驕らず、どこまでも大國民の襟度を以て、堂々と公明の道を歩み、他から恐れられ、侮られることなく、親しまれ、尊敬せられるやうに行動することこそ、最も肝要な我等の行き方である。

■道は近きにあり 然らば、この使命實現の方策如何いふまでもなく、これは事の理想を説くのでなくて、現實に即した實行でなければならぬ。即ち、如何にしてこの現實の生活を、理想に近づかせるかといふことである。従つて、その道は決して遠きにあるのではなく、たゞ國民各自の職業を通し、その分擔する國民生活上の役割を通して、以て帝國の大使命の遂行に協力することの外には

ある。我が國民は優に外國人に對抗するだけの實力をもつてゐる。自然科學は、歐米人の獨占物のやうにいふ者もあるが、日本にも世界的科學者はいくらもある。また日本人の體力も、オリンピック競技に於ては、一流の成績を示し得た。今や西洋文明を偶像視したり、また東洋文明のみに自己陶醉を貪る時ではない。

ない。諸子は、既に商業學校の課程を終へてこゝに新しい方向に進むのであるが、その方向にこそ、諸子が國家のために心身を捧げ得る尊い舞臺がある。諸子が、公民科に於て、二箇年に亘つて學んだ通り、諸子の就くべき方面はさまざまであらうし、また諸子は、家族の一員として、市町村府縣の一員として、はたまた帝國の一臣民としての生活をもつ筈である。この各自のもつべき實際生活に於て、常にその任務を明かにし、焦らず、怠らず、創意と熱意とを以て、誠實にその日々の業務を勵み、なほ永遠の理想を見つめて、眞劍にその職責を果たして行くことが、この大使命實現への唯一の道である。我等の生活目標も、我等の人生の意義も、また我が祖國の進路も、すべてこゝにある。諸子よ、道は意外に近きにあり、諸子が日々踏み

事例 進め日本

(明治天皇御製)

- よきを取りあしきを捨て、とつ國におとらぬ國となすよしもがな
- 世の中の人のかゞみとなる人の多く出でなむわが日の本に
- とつ國の人に見すべき敷島の大和錦を織り出さなむ
- 天つ神定めたまひし國なれば我が國ながらたふとかりけり

しめる一歩々々の脚下に、この大きな道が開かれてゐることを銘記せよ。而して、その一歩々々を推進する原動力は、いふまでもなく、我が肇國の大精神に基づく日本人たるの自覺であり、日にく躍進する日本を、ますます生・成・發・展せしめ、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることこれである。

諸子が志してゐる將來の進路に於て、どうして帝國の大使命達成のために協力することができるか。その具體的な心持を語れ。

……終……

○日本の本の國の光のそひゆくも神の御稜威によりてなりけり
○したしみのかさなるまゝに外國の人もこころをへだてざりけり

附録 關係法規拔萃

目次

結核豫防法 (第一章關係) ... 職業紹介法 (第一章關係) ... 金錢債務臨時調停法 (第一章關係) ... 少年法 (第一章關係) ... 感化法 (第一章關係) ... 救護法 (第一章關係) ... 矯正院法 (第一章關係) ... 商法(會社) (第三章關係) ... 產業組合法 (第三章關係) ... 重要產業ノ統制ニ關スル件 (第三章關係) ... 產業組合中央金庫法 (第三章關係) ... 農會法 (第四章關係) ... 農業倉庫業法 (第四章關係) ... 重要物產同業組合法 (第四章關係) ... 商工會議所法 (第四章關係) ... 特許法 (第四章關係) ... 實用新案法 (第四章關係) ... 意匠法 (第四章關係) ... 商標法 (第四章關係) ... 貨幣法 (第五章關係) ... 兌換銀行券條例 (第五章關係) ... 手形法 (第五章關係) ... 小切手法 (第五章關係) ... 銀行法 (第五章關係) ... 貯蓄銀行法 (第五章關係) ... 無盡業法 (第五章關係) ... 信託業法 (第五章關係) ... 會計法 (第六章關係) ... 國稅徵收法 (第六章關係) ... 地租法 (第六章關係) ... 所得稅法 (第六章關係) ... 營業收益稅法 (第六章關係) ... 資本利子稅法 (第六章關係) ... 相續稅法 (第六章關係) ... 法人資本稅法 (第六章關係) ... 外貨債特別稅法 (第六章關係) ... 有價證券移轉稅法 (第六章關係) ... 揮發油稅法 (第六章關係) ... 元帥府條例 (第九章關係) ... 軍事參議院條例 (第九章關係) ... 軍事工業動員法 (第九章關係) ... 外交官及領事官官制 (第九章關係) ... 領事官職務規則 (第九章關係) ... 終り

結核豫防法

第一條 醫師結核患者ヲ診斷シ環境上病毒傳播ノ虞アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ速ニ行政官廳ニ届出ツヘシ
第二條 醫師病毒傳播ノ危險アル結核患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其ノ居住ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命令ノ定ムル所ニ依リ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ
前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ
第四條 行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得
一 業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スル者又ハ病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其ノ場所ニ於テ職業ニ従事スル者ニ對シ健康診斷ヲ施行スルコト
二 結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
三 學校、病院、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店、其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲スモノニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト
四 古着、古蒲團、古本、紙屑、襪履、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ廢棄ヲナスコト
地方長官ニ於テ前項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行シ又ハ物件ノ廢棄ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣、負擔トス
第六條 主務大臣ハ結核患者ニシテ環境上病毒傳播ノ虞アルモノヲ收容セシムル爲メ北海道府縣市其ノ他必要ト認ムル公共團體ニ對シ結核療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得
第七條 地方長官ハ環境上病毒傳播ノ虞アル結核患者ニシテ豫防上特

トラホーム豫防法

第一條 醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ
當該官吏又ハ吏員ハ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ
第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ
第二條 「トラホーム」患者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受クヘシ
「トラホーム」患者ノ保護者ハ其ノ患者ヲシテ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケシムヘシ
第四條 行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得
一 檢診ヲ施行スルコト
二 「トラホーム」患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ従事スルヲ停止スルコト
學校、幼稚園、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ「トラホーム」豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト
地方長官ニ於テ前項第一號ノ檢診ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
寄生病豫防法
第一條 本法ニ於テ寄生病ト稱スルハ蛔蟲病、十二指腸蟲病、住血汲蟲病、肝臟「チストマ」病及主務大臣ノ指定スル寄生病ヲ謂フ
第二條 地方長官ハ寄生病ノ豫防上必要ト認ムルトキハ健康診斷ヲ

附錄

關係法規拔萃

結核豫防法・トラホーム豫防法・寄生病豫防法

行ヒ又ハ糞便検査ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ健康診断又ハ糞便検査ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
 第三條 地方長官ハ糞便其ノ他寄生蟲病傳播ノ媒介ト爲ルヘキ物件ノ處置ニ付寄生蟲病ノ豫防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
 第四條 市町村(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス以下之ニ同シ)ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ寄生蟲病ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スヘシ

◇種痘法

第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 一 第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
 二 第二期 數ハ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
 定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス
 第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ
 第五條 市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

◇保健所法

第一條 保健所ハ國民ノ體位ヲ向上セシムル爲メ地方ニ於テ保健上必要ナル指導ヲ爲ス所トス
 第二條 保健所ニ於テハ左ノ事項ニ付指導ヲ行フ
 一 衛生思想ノ涵養ニ關スル事項
 二 糞糞ノ改善及飲食物ノ衛生ニ關スル事項
 三 衣服、住宅其ノ他ノ環境ノ衛生ニ關スル事項
 四 妊産婦及乳幼児ノ衛生ニ關スル事項
 五 疾病ノ豫防ニ關スル事項
 六 其ノ他健康ノ増進ニ關スル事項
 第三條 保健所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ北海道府縣之ヲ設置スルモノトス

トス但シ勸令ヲ以テ指定スル市ノ區域ニ在リテハ市之ヲ設置スルモノトス
 保健所ニハ其ノ事業ノ執行ヲ使ナラシムル爲メ支所ヲ置クコトヲ得
 內務大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ公共團體ニ對シ保健所ノ設置ヲ命スルコトヲ得
 第六條 國庫ハ勸令ノ定ムル所ニ依リ保健所ニ關スル經費ノ支出ヲ爲ス公共團體ニ對シ其ノ支出額ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

◇未成年者飲酒禁止法

第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス
 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ
 營業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販賣又ハ供與スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販賣又ハ供與スルコトヲ得ス
 第二條 未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收シ又ハ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得
 第三條 第一條第二項、第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
 第四條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

◇未成年者喫煙禁止法

第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス
 第二條 前條ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲メニ所持スル煙草及器具ヲ沒收ス
 第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ一圓以下ノ科料ニ處ス
 親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス

第四條 未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販賣シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

◇工場法

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス
 一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
 二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
 本法ノ適用ヲ必要トセザル工場ハ勸令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得
 第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ越エテ就業セシムルコトヲ得ス
 主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得
 就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ニ適用ニ付テハ之ヲ通算ス
 第四條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得
 第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分ノ時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ
 第十五條 工業主ハ勸令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ
 第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免カルコトヲ得但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此限ニ在ラ

◇鑛業法

第七十五條 採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケヘシ
 第七十七條 鑛業權者鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能、賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證書ヲ與フヘシ
 第七十八條 鑛業權者ハ毎月一回以上上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ賃金ヲ支拂フヘシ
 第七十九條 主務大臣ハ命令ヲ以テ鑛夫ノ年齢及就業時間並婦女、幼者ノ勞役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得
 第八十條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

◇工業労働者最低年齢法

第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ児童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セズ
 第三條 十六歳未満ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及學歷ヲ記載シタル名簿ヲ製シ作業場ニ備附クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ鑛業法ニ依ル名簿ヲ備附アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
 第六條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

◇労働者災害扶助法

第二條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

◇兒童虐待防止法

第一條 本法ニ於テ兒童ト稱スルハ十四歳未満ノ者ヲ謂フ 第二條 兒童ヲ保護スヘキ責任アル者兒童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ觸レ又ハ觸ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

◇健康保險法

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ

分給ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋葬料、分給費若ハ出產手當金ノ支給ヲ爲スモノトス 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラ

第一條 本法ニ於テ兒童ト稱スルハ十四歳未満ノ者ヲ謂フ 第二條 兒童ヲ保護スヘキ責任アル者兒童ヲ虐待シ又ハ著シク其ノ監護ヲ怠リ因テ刑罰法令ニ觸レ又ハ觸ルル虞アル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ 第二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ 第二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

タル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ三十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ三十圓トス

◇労働爭議調停法

第一條 左ニ掲グル事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

公衆ノ需要ニ應スル運輸事業 二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業 三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

◇小作調停法

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第十條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ爭議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カスシテ調停ヲ爲スコトヲ得

第十一條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十三條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス

米穀統制法

第一條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節シ米穀ノ統制ヲ圖ル爲本法ニ依リ米穀ノ買入及賣渡ヲ行フ

第二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年米穀ノ最低價格及最高價格ヲ定シ之ヲ告示

前項ノ最低價格及最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀生産費、家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

政府ハ第一項ノ最低價格ノ決定ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ金利及保管料ヲ加算スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ定メタル最低價格又ハ最高價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物價ノ變動著シキ場合又ハ米穀ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生シ若ハ生スルノ虞アル場合ニ於テハ之ヲ改定スルコトヲ得

第七條 米穀ノ輸入又ハ輸出ハ勅令ニ別段ノ定ムル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ス

借地法

第一條 本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及賃借權ヲ謂フ

第二條 借地權ノ存續期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ六十年、其ノ他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年トス但シ建物カ此ノ期間満了前朽廢シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス

契約ヲ以テ堅固ノ建物ニ付三十年以上、其ノ他ノ建物ニ付二十年以上ノ存續期間ヲ定メタルトキハ借地權ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ期間満了ニ因リテ消滅ス

借家法

第一條 建物ノ賃借ハ其ノ登記ナキモ建物ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ建物ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ效力ヲ生ス

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セサル賃借ノ目的タル建物カ賃借ノ目的ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二條 賃借ノ期間満了ノ後賃借人カ建物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ賃借人カ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前賃借借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃借ヲ爲シタルモノト看做ス

第三條 賃借人ノ解約申入ハ六月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前條ノ規定ハ賃借借カ解約申入ニ因リテ終了シタル場合ニ之ヲ準用ス

借地借家調停法

第一條 土地又ハ建物ノ賃借、地代、家賃其ノ他借地借家關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地又ハ建物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ前項ノ區裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第一項ニ於テ借地借家ト稱スルハ借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂フ

公益質屋法

第一條 市町村又ハ公益法人ハ本法ニ依リ公益質屋ヲ經營スルコトヲ得

公益法人公益質屋ヲ經營スル場合ニ於テハ業務所ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 貸付金額ハ一口ニ付十圓、一世帯ニ付五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一・二五ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル地方ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

職業紹介法

第一條 市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 市町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得

特別ノ必要アル場合ニ於テハ北海道府縣ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得

第六條 本法ニ依ル職業紹介所ノ職業紹介ハ之ヲ無料トシ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス報償トシテ手数料其ノ他ノ財物ヲ受クルコトヲ得ス

第八條 職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹介委員會ヲ置キ内務大臣之ヲ監督ス

少年法

第一條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十八歳ニ滿タサル者ヲ謂フ

第四條 刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス處アル少年ニ對シテハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 訓誡ヲ加フルコト

二 學校長ノ訓誡ニ委スルコト

三 書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト

金錢債務臨時調停法

第一條 負債ノ整理ニ依リ誠實ナル債務者ヲ更生セシムル爲債權者債務者ノ互讓ヲ必要トスルトキハ當事者ハ本法ニ依リ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 調停ノ申立ハ私法上ノ金錢債務ニシテ金額十圓ヲ超過セサルモノ及地代、家賃其ノ他借地借家關係ヨリ生シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ金額ニハ附帶ノ利息、違約金、費用又ハ手数料ノ額ヲ算入セス既ニ元本ニ超過スル此等ノモノニ付亦同シ

第一項ノ金額ヲ超過スル債務ニ付調停ノ申立タル場合ト雖モ裁判所調停ヲ爲スル相當ト認メ且相手方ニ異議ナキトキハ調停ヲ爲スコトヲ得相手方期日ニ出頭シテ事件ノ内容ニ付陳述ヲ始メタルトキハ異議ナキモノト看做ス

第七條 調停委員會ニ於テ調停成ラサル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ其ノ資力、業務ノ性質、既ニ債務者ノ支拂ヒタル利息手数料内入金等ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ利息、期限其ノ他債務關係ノ變更ヲ命スル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ債務ノ履行其ノ他財産上ノ給付ヲ命スルコトヲ得

銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ノ債權ニ付テハ其ノ業務ノ機構ヲ害スル慮アルトキハ前項ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ス

少年法

第一條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十八歳ニ滿タサル者ヲ謂フ

第四條 刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス處アル少年ニ對シテハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 訓誡ヲ加フルコト

二 學校長ノ訓誡ニ委スルコト

三 書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト

四 條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト
 五 寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト
 六 少年保護司ノ觀察ニ付スルコト
 七 感化院ニ送致スルコト
 八 矯正院ニ送致スルコト
 九 病院ニ送致スルコト
 前項各號ノ處分ハ適當併セテ之ヲ爲スコトヲ得
 第三十七條 少年審判所ハ事情ニ從ヒ本人ニ對シ假ニ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 一 條件ヲ附シ又ハ附セシテ保護者ニ預クルコト
 二 寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト
 三 病院ニ委託スルコト
 四 少年保護司ノ觀察ニ付スルコト
 已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ本人ヲ假ニ感化院又ハ矯正院ニ委託スルコトヲ得
 第一項第一號乃至第三號ノ處分アリタルトキハ本人ヲ少年保護司ノ觀察ニ付ス

第四十八條 訓誡ヲ加フヘキモノト認メタルトキハ本人ニ對シ其ノ非行ヲ指摘シ將來遵守スヘキ事項ヲ諭告スヘシ
 前項ノ場合ニ於テハ成ルヘク保護者及附添人ヲシテ立會ハシムヘシ
 第四十九條 學校長ノ訓誡ニ委スヘキモノト認メタルトキハ學校長ニ對シ必要ナル事項ヲ指示シ本人ニ訓誡ヲ加フヘキ旨ヲ告知スヘシ
 第五十條 改心ノ誓約ヲ爲サシムヘキモノト認メタルトキハ本人ヲシテ誓約書ヲ差出サシムヘシ
 前項ノ場合ニ於テハ成ルヘク保護者ヲシテ立會ハシメ且誓約書ニ連署セシムヘシ
 第五十一條 條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スヘキモノト認メタルトキハ保護者ニ對シ本人ノ保護監督ニ付必要ナル條件ヲ指示シ本人ヲ引渡スヘシ

第五十二條 寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スヘキモノト認メタルトキハ委託ヲ受クヘキ者ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルヘキ事項ヲ指示シ保護監督ノ任務ヲ委嘱スヘシ
 第五十三條 少年保護司ノ觀察ニ付スヘキモノト認メタルトキハ少年保護司ニ對シ本人ノ保護監督ニ付必要ナル事項ヲ指示シ觀察ニ付ス

保護司ニ對シ本人ノ保護監督ニ付必要ナル事項ヲ指示シ觀察ニ付スヘシ
 第五十四條 感化院、矯正院又ハ病院ニ送致又ハ委託スヘキモノト認メタルトキハ其ノ長ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルヘキ事項ヲ指示シ本人ヲ引渡スヘシ

感化法

第一條 北海道及府縣ニハ感化院ヲ設置スヘシ
 第二條 感化院ハ地方長官之ヲ管理ス
 第五條 感化院ニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ入院セシム
 一 滿八歳以上十四歳未滿ノ者ニシテ不良行為ヲ爲シ又ハ不良行為ヲ爲スノ虞アリ且ツ適當ニ親權ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタル者
 二 十八歳未滿ノ者ニシテ親權者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者
 三 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者
 四 少年審判所ヨリ送致セラレタル者
 第六條 入院者ノ在院期間ハ滿二十歳ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第五條第三號又ハ第四號ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

救護法

第一條 左ニ掲クル者貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス
 一 六十五歳以上ノ老衰者
 二 十三歳以下ノ幼者
 三 妊産婦
 四 不具廢疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者
 前項第三號ノ妊産婦ヲ救護スヘキ期間並ニ同項第四號ニ掲クル事由ノ範圍及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三條 救護ハ救護ヲ受クヘキ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又居住地分明ナラサルトキハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第六條 本法ニ於テ救護施設ト稱スルハ養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ本法ニ依リ救護ヲ目的トスル施設ヲ謂フ
 第十條 救護ノ種類左ノ如シ
 一 生活扶助
 二 醫療
 三 助産
 四 生業扶助
 前項各號ノ救護ノ範圍、程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

矯正院法

第一條 矯正院ハ少年審判所ヨリ送致シタル者及民法第八百八十二條ノ規定ニ依リ入院ノ許可アリタル者ヲ收容スル所トス
 第二條 矯正院ニ收容シタル者ノ在院ハ二十三歳ヲ超ユルコトヲ得ス
 第三條 矯正院ニハ特ニ區劃シタル場所ヲ設ケ少年審判所、裁判所又ハ豫審判事ヨリ假ニ委託シタル者ヲ置ク
 第四條 矯正院ハ收容スヘキ者ノ男女ノ別ニ從ヒ之ヲ設ケ
 第五條 十六歳ニ滿タサル者ト十六歳以上ノ者トハ分界ヲ設ケタル場所ニ各別ニ之ヲ收容ス
 第六條 矯正院ハ之ヲ國立トス
 第九條 在院者ニハ其ノ性格ヲ矯正スル爲嚴格ナル規律ノ下ニ教養ヲ施シ其ノ生活ニ必要ナル實業ヲ練習セシム

商法(會社)

第四十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ
 營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセサルモノ之ヲ會社ト看做ス
 第四十三條 會社ハ合名會社、合資會社、株式會社及ヒ株式合資會社ノ四種トス
 第四十六條 會社ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ開業ノ準備ニ著手スルコトヲ得ス

第四十九條 合名會社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス
 第五十條 社員カ債權ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ債務者カ辨濟期ニ辨濟ヲ爲サザリシトキハ社員ハ其辨濟ノ責ニ任ス此場合ニ於テハ其利息ヲ拂フ外尙ホ損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス
 第五十六條 各社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ
 第六十條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非サレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業ノ全部ニ屬スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス
 第一百四條 合資會社ハ無限責任社員ト無限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス
 第一百五條 合資會社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外合名會社ニ關スル規定ヲ準用ス
 第一百七條 會社ハ定款ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ第五十一條第一項ニ掲ケタル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス
 第一百八條 合資會社ハ無限責任社員又ハ有限責任社員ノ全員ガ退社シタルトキハ解散ス但有限責任社員ノ全員カ退社シタル場合ニ於テ無限責任社員ノ一致ヲ以テ合名會社トシテ會社ヲ繼續スルコトヲ妨ケス
 第一百九條 株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス
 第二十條 發起人ハ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス
 一 目的
 二 商號
 三 資本ノ總額
 四 一株ノ金額
 五 取締役カ有スヘキ株式ノ數
 六 本店及ヒ支店ノ所在地
 七 會社カ公告ヲ爲ス方法
 八 發起人ノ姓名、住所
 第二十五條 發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケサルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第四百三十三條 株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス
 第四百三十四條 株式會社ハ均一ナルコトヲ要ス
 株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ズ但一時ニ株金ノ金額ヲ拂込ム
 場合ニ限リ之ヲ二十圓マテニ下スコトヲ得
 第四百三十五條 總會ヲ召集スルニハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ
 テ其通知ヲ發スルコトヲ要ス
 第四百三十六條 各株主ハ一株ニ付キ一箇ノ議決權ヲ有ス但十一株以上
 ヲ有スル株主ノ議決權ハ定款ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得
 第四百三十七條 取締役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス
 會社ノ取締役トシテ之ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ
 第四百三十八條 取締役力其任務ヲ怠リタルトキハ其取締役ハ會社ニ對
 シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス
 第四百三十九條 取締役力其任務ヲ怠リタルトキハ其取締役ハ會社ニ對
 シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス
 第四百四十條 監査役ハ何時ニモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ
 又ハ會社ノ業務及ヒ會社財產ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得
 第四百四十一條 會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當ス
 ル毎ニ準備金トシテ其利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス
 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額
 ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス
 第四百四十二條 會社ハ損失ヲ填補シ且前條第一項ニ定メタル準備金ヲ
 控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得
 第四百四十三條 前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返
 還セシムルコトヲ得
 第四百四十四條 定款ハ株主總會ノ決議ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ
 得
 第四百四十五條 定款ノ變更ニ關スル議案ノ要領ハ第五百五十六條ニ定メタル通知及ヒ
 公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
 第四百四十六條 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
 一 第七十四條第一號、第二號、第四號、第六號及ヒ第七號ニ掲ケ
 タル事由
 二 株主總會ノ決議

三 株主カ七人未滿ニ減シタルコト
 第四百四十七條 株式合資會社ハ無限責任社員ト株主トヲ以テ之ヲ組
 織ス
 第四百四十八條 無限責任社員ハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス
 第四百四十九條 合資會社ニ於テ總社員ノ同意ヲ要スル事項ニ付テハ
 株主總會ノ決議ノ外無限責任社員ノ一致アルコトヲ要ス
 第四百五十條 發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社
 員、監査役、検査役又ハ株式會社若クハ株式合資會社ノ支配人ハ左
 ノ場合ニ於テハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處
 ス
 一 會社ノ設立若クハ資本ノ増加又ハ其登記ヲ爲シ若クハ之ヲ爲
 サシムル目的ヲ以テ株式總數ノ引受又ハ資本ニ對スル拂込額ニ
 付キ裁判所又ハ總會ヲ欺罔シタルトキ
 二 何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス會社ノ計算ニ於テ不正ニ其株
 式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ
 三 法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ利益又ハ利息ノ配當ヲ爲シタ
 ルトキ
 四 會社ノ營業ノ範圍外ニ於テ投機取引ノ爲メニ會社財產ヲ處分
 シタルトキ
 第四百五十一條 前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セス
 ◇產業組合法
 第一條 本法ニ於テ產業組合トハ組合員ノ產業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ
 企圖スル爲メ左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ
 一 組合員ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシム
 ルコト(信用組合)
 二 組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セシメテ之ヲ賣却スル
 コト(販賣組合)
 三 產業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若クハ加工セシメ
 テ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト(購買組合)
 四 組合員ヲシテ產業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト
 (利用組合)
 第二條 產業組合ノ組織ハ無限責任、有限責任及保證責任ノ三種トス

第六條 產業組合ニハ所得稅、營業收益稅及營業稅課セズ
 第七條 產業組合ハ七人以上ニ非サレバ之ヲ設立スルコトヲ得ス
 第十條ノ五 組合員タル法人カ其ノ財產ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能
 ハサル場合ニ於テハ法人ノ組合員ノ全員ハ其ノ法人カ產業組合ニ對
 シ負擔スル一切ノ債務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負擔ス
 第十一條 出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムヘシ
 出資一口ノ金額ノ最高限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第十七條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ
 組合員ノ有スヘキ出資口數ハ三十口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ
 事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ五十口迄之ヲ増加スルコトヲ
 得
 第二十五條 產業組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ
 理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立ノ當
 時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
 第四十九條 組合員ノ加入ハ無限責任組合ニ在リテハ總組合員ノ同意
 アルコトヲ要ス
 第六十條 監督官廳ハ何時ニモ理事又ハ清算人ヲシテ組合ノ事業、
 財產又ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合ノ事業、財產又ハ清
 算事務ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコ
 トヲ得
 監督官廳ハ組合清算ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合ニ對シ其
 ノ財產ノ供託ヲ命スルコトヲ得
 第六十二條 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
 一 定款ニ定メタル事由ノ發生
 二 總會ノ決議
 三 組合ノ合併
 四 組合員カ七人未滿ニ減シタルトキ
 五 組合ノ破産
 第二十八條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ無限責任組
 合カ合併セムトキ又ハ保證責任組合若ハ有限責任組合カ合併
 ニ因リテ組織變更同一ノ結果ヲ生ズヘキトキハ其ノ合併ニ付總組
 合員ノ同意アルコトヲ要ス
 第七十六條 產業組合聯合會ハ左ノ目的ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

一 所屬組合ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコ
 ト(信用組合聯合會)
 二 所屬組合ノ賣却スル物ニ加工シ又ハ加工セシメテ之ヲ賣却スル
 コト(販賣組合聯合會)
 三 所屬組合ノ購買スル物ヲ買入レ之ニ加工シ若クハ加工セシメテ又
 ハ之ヲ生産シテ所屬組合ニ賣却スルコト(購買組合聯合會)
 四 所屬組合ヲシテ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト(利用組合聯
 合會)
 產業組合聯合會ハ產業組合又ハ產業組合聯合會ヲ以テ之ヲ構成ス但
 シ信用組合聯合會ハ同種ノ事業ヲ行フ聯合會ヲ以テ、販賣組合聯合
 會ハ同種ノ事業ヲ行ハサル產業組合又ハ產業組合聯合會ヲ以テ之ヲ
 構成スルコトヲ得
 第八十二條 產業組合中央會ハ產業組合及產業組合聯合會ノ普及、發
 達及聯絡ヲ圖ル目的ヲ以テ設立スルコトヲ得
 產業組合中央會ハ社團法人トス
 第八十四條 產業組合中央會ハ全國ヲ通シテ一箇トシ其ノ設立ハ主務
 大臣ノ許可ヲ受クヘシ
 產業組合中央會ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 ◇重要産業ノ統制ニ關スル件
 第一條 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制
 協定ヲ爲シタル場合ニ於テ加盟者ノ員數カ同業者ノ二分ノ一以上ナ
 ルトキ又ハ加盟者ノ生産高若ハ販賣高カ同業者ノ生産高若ハ販賣高
 ノ二分ノ一以上ナルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ政府ニ届出ツ
 ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
 前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ指定ス
 前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル産業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項
 ヲ政府ニ届出ツヘシ
 第二條 政府前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ニシテ其ノ生産高
 又ハ販賣高カ加盟者ノ生産高又ハ販賣高ノ三分ノ二以上ヲ占ムルモ
 ノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民

附錄 關係法規拔萃 重要産業ノ統制ニ關スル件

經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムルトキハ統制委員
會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セサル同業
者ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルヘキコトヲ命スルコトヲ
得

第三條 政府第一條ノ統制協定又ハ前二條ノ規定ニ該當スル者ノ生産
若ハ販賣ノ數量、販賣價格若ハ之ニ影響ヲ及ボスヘキ取引條件カ商
品ノ圓滑ナル供給ヲ妨ケ又ハ不當ニ價格ヲ騰貴セシメ若ハ價格ノ低
落ヲ阻止シ其ノ他當該產業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業又ハ
一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ
經テ其ノ變更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一條ノ統制協定ノ加盟者
若ハ統制協定ニ加盟セサル同業者又ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ四ノ
規定ニ該當スル者ニ對シテ業務ニ關シテ檢査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシム
ルコトヲ得

◇產業組合中央金庫法

第一條 產業組合中央金庫ハ法人トシ其ノ主たる事務所ヲ東京市ニ置
ク

第二條 產業組合中央金庫ノ組織ハ有限責任トス

第三條 產業組合中央金庫ノ資本金ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬圓ニ分
チ一口ノ金額ヲ百圓トス

第六條 政府ハ千五百萬圓ヲ限リ產業組合中央金庫ニ出資スヘシ

第十三條 產業組合中央金庫ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
一 所屬產業組合聯合會又ハ所屬產業組合ニ對シ擔保ヲ徵セシテ
五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト
二 所屬產業組合聯合會又ハ所屬產業組合ニ對シ擔保ヲ徵セシテ
三十箇年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲スコト但シ其ノ金額ノ拂込出資
金及產業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超セサルモノトス
三 所屬產業組合聯合會又ハ所屬產業組合ニ對シ手形ノ割引又ハ當
座預金貸越ヲ爲スコト
四 所屬產業組合聯合會又ハ所屬產業組合ノ爲ニ爲營業務ヲ爲スコ
ト
五 產業組合聯合會、產業組合、公共團體其ノ他營利目的トセサ
ル法人ヨリ預リ金ヲ爲スコト

◇農會法

第一條 農會ハ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 農會ハ法人トス

第三條 農會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一 農會ノ指導獎勵ニ關スル施設
二 農業ニ從事スル者ノ福利増進ニ關スル施設
三 農業ニ關スル研究及調査
四 農業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
五 其ノ他農業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事業

◇農業倉庫業法

第一條 本法ニ於テ農業倉庫業者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂
フ
一 農業ヲ營ム者カ其ノ生産シタル穀物、繭其ノ他勅令ヲ以テ指定
スル物品ヲ所有スル場合、土地ニ付權利ヲ有スル者カ小作料トシ
テ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合又
ハ木炭ノ生産ヲ爲ス者カ其ノ生産シタル木炭ヲ所有スル場合ニ於
テ其ノ者ノ爲メ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スル者
二 販賣組合又ハ販賣組合聯合會カ賣却スル繭其ノ者ノ爲メ本法
ニ依リ倉庫ニ保管スル者
前項ニ規定スル寄託物ニ付所有權ノ移轉アリタルトキト雖農業倉庫
業者ハ其ノ寄託物ノ保管期間内ニ限り之ヲ保管スルコトヲ得
農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務
規程ノ定ムル所ニ依リ前三項ノ規定ニ依ラス物品ノ保管ヲ爲スコト
ヲ得

◇重要物產同業組合法

第一條 重要物產ノ生産、製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス者ハ同業
者又ハ密接ノ關係ヲ有スル營業者相集リテ本法ニ依リ同業組合ヲ設
置スルコトヲ得

第二條 重要物產及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依
ル

第三條 同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利
益ヲ増進スルヲ目的ト爲ス

第四條 同業組合ヲ設置セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内
ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農
商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置
セムトスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

◇特許法

第九條 行政官廳ハ商工會議所ニ對シ商工業ニ關スル事項ノ調査ヲ命
スルコトヲ得

第一條 新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受ク
ルコトヲ得

第二條 特許權者又ハ特許出願者ハ其ノ發明ノ改良又ハ擴張ニ係ル新
規ノ發明ニ付獨立ノ特許ニ代ヘ追加ノ特許ヲ受クルコトヲ得

第三條 左ニ掲ケル發明ニ付テハ之ヲ特許セズ
一 飲食物又ハ嗜好物
二 醫藥又ハ其ノ調合法
三 化學方法ニ依リ製造スヘキ物質
四 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

第四條 本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ發明力左ノ各號ノ一ニ該當
スルコトナキヲ謂フ
一 特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ
二 特許出願前帝國内ニ頒布セラレタルモノ
第八條 同一發明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス但シ同日ノ各別
ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ特許シ協議調ハサルトキハ
共ニ特許セズ

第三十四條 特許權ハ登錄ニ依リ發生ス

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、
販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方
法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布
スルノ權利ヲ專有ス

第四十三條 特許權ノ存續期間ハ出願公告アリタル場合ニ在リテハ其
ノ出願公告ノ日ヨリ出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ
十五年ヲ以テ終了ス

◇實用新案法

第一條 物品ニ關シ形状・構造又ハ組合ハセニ係ル實用アル新規ノ型ノ工業ノ考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ型ニ付實用新案ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル實用新案ニ付テハ之ヲ登録セズ
一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形状ヲ有スルモノ
二 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

第三條 本法ニ於テ實用新案ノ新規ト稱スルハ實用新案カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ
一 登録出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ若ハ公然用キラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ
二 登録出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ

第六條 實用新案權ハ登録ニ依リ發生ス
實用新案權者ハ其ノ登録實用新案ニ係ル物品ヲ業トシテ製作・使用・販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス
實用新案權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル特許權若ハ意匠權ト低觸スル場合又ハ登録實用新案カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル特許發明若ハ登録意匠ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ實用新案權者ハ特許權者又ハ意匠權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得ス

第十條 實用新案權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス

又ハ之ニ類似スルモノ
二 登録出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ
意匠ニシテ自己ノ登録意匠ノミニ類似スルモノハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

第四條 同一又ハ類似ノ意匠ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ其ニ登録セズ

第八條 意匠權ハ登録ニ依リ發生ス
意匠權者ハ其ノ登録意匠ニ係ル物品ヲ業トシテ製作・使用・販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス
自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ意匠權ハ最先ニ發生シタル意匠權ト合體スルモノトス
意匠權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權若ハ商標權ト低觸スル場合又ハ登録意匠カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ意匠權者ハ實用新案權者ノ實施許諾又ハ商標權者ノ許諾アルニ非サレハ其ノ登録意匠ヲ實施スルコトヲ得ス

第十二條 意匠權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス

商標法
第一條 自己ノ生産・製造・加工・選擇・證明・取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル爲メ商標ヲ專用セムトスル者ハ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得
登録ヲ受クルコトヲ得ヘキ商標ハ文字・圖形若ハ記載又ハ其ノ結合ニシテ特別顯著ナルモノナルコトヲ要ス
商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得

第十條 商標權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ二十年ヲ以テ終了ス

貨幣法
第一條 貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス
第二條 純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ

第三條 貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス
金貨幣 二十圓 十圓 五圓
銀貨幣 五十錢 二十錢
ニツケル貨幣 十錢 五錢
青銅貨幣 一錢 五厘

第五條 貨幣ノ品位ハ左ノ如シ
一 金貨幣 純金九百分參和銅一百分
二 銀貨幣 純銀七百二十分參和銅二百八十分
三 ニツケル貨幣 純ニツケル
四 青銅貨幣 銅九百五十分錫四十分亞鉛十分

第六條 貨幣ノ量目ハ左ノ如シ
一 二十圓金貨幣 一六・六六六グラム
二 十圓金貨幣 八・三三三三三グラム
三 五圓金貨幣 四・一六六六六グラム
四 五十錢銀貨幣 四・九五グラム
五 二十錢銀貨幣 一・九八グラム
六 十錢ニツケル貨幣 四グラム
七 五錢ニツケル貨幣 二・八グラム
八 一錢青銅貨幣 二・七五グラム
九 五厘青銅貨幣 二・一七五グラム

第十二條 金貨幣ニシテ磨損ノ爲通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣ニツケル貨幣又ハ青銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其額面價格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之ヲ引換アヘシ

第十三條 貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其ノ他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣タルノ效用ナキモノトス

兌換銀行券條例
第一條 兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス
第二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ、但シ銀貨及銀地金ハ引換準備總額ノ四分

ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備發行高ノ他十億圓ヲ限リ政府發行ノ公債銀書大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得
日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依リ發行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超過スル其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ十六日以後ハ十億圓ヲ超過スル保證發行額ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但シ其ノ割合ハ一年三分一ヲ下ルコトヲ得ス

第三條 兌換銀行券ノ種類ハ壹圓五圓拾圓貳拾圓五拾圓百圓貳百圓ノ七種トス但大藏卿ハ各種ニ就テ其發行高ヲ定ムヘシ
第六條 兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ兌換スヘシ
但支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其兌換ヲ延期スルコトヲ得

第十條 兌換銀行券ノ染汚毀損ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換フヘシ

手形法
第一條 爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 證券ノ文言中ニ其ノ證券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル爲替手形ナルコトヲ示ス文字
二 一定ノ金額ヲ支拂フヘキ旨ノ單純ナル委託
三 支拂ヲ爲スヘキ者(支拂人)ノ名稱
四 満期ノ表示
五 支拂ヲ爲スヘキ地ノ表示
六 支拂ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指圖スル者ノ名稱
七 手形ヲ振出す日及地ノ表示
八 手形ヲ振出す者(振出人)ノ署名

第十一條 爲替手形ハ指圖式ニテ振出ササルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スルコトヲ得

第十四條 裏書ハ爲替手形ヨリ生スル一切ノ權利ヲ移轉ス

第二十一條 爲替手形ノ所持人又ハ單ナル占有者ハ滿期ニ至ル迄引受ノ爲替手形ニ其ノ住所ニ於テ之ヲ呈示スルコトヲ得

第三十條 爲替手形ノ支拂ハ其ノ金額ノ全部又ハ一部ニ付保證ニ依リ之ヲ擔保スルコトヲ得

第三十三條 爲替手形ハ左ノ何レカトシテ之ヲ振出スコトヲ得

一 一覽拂

二 一覽後定期拂

三 日附後定期拂

四 確定日拂

前項ト異ル滿期又ハ分割拂ノ爲替手形ハ之ヲ無効トス

第七十五條 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 證券ノ文言中ニ其ノ證券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル約束手形ナルコトヲ示ス文字

二 一定ノ金額ヲ支拂フヘキ旨ノ單純ナル約束

三 滿期ノ表示

四 支拂ヲ爲スヘキ地ノ表示

五 支拂ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指圖スル者ノ名稱

六 手形ヲ振出ス日及地ノ表示

七 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

◇小切手法

第一條 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 證券ノ文言中ニ其ノ證券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル小切手ナルコトヲ示ス文字

二 一定ノ金額ヲ支拂フヘキ旨ノ單純ナル委託

三 支拂ヲ爲スヘキ者(支拂人)ノ名稱

四 支拂ヲ爲スヘキ地ノ表示

五 小切手ヲ振出ス日及地ノ表示

六 小切手ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

第三條 小切手ハ其ノ呈示ノ時ニ於テ振出人ノ處分シ得ル資金アル銀

行ニ宛テ且振出人ヲシテ資金ヲ小切手ニ依リ處分スルコトヲ得シム

ル明示又ハ默示ノ契約ニ從ヒ之ヲ振出スヘキモノトス但シ此ノ規定ニ從ハサルトキト雖モ證券ノ小切手タル効力ヲ妨ケス

第五條 小切手ハ左ノ何レカトシテ之ヲ振出スコトヲ得

一 記名式又ハ指圖式

二 記名式ニシテ「指圖禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載スルモノ

三 持參人拂式

記名ノ小切手ニシテ「又ハ持參人ニ」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ之ヲ持參人拂式小切手ト看做ス

受取人ノ記載ナキ小切手ハ之ヲ持參人拂式小切手ト看做ス

第十四條 記名式又ハ指圖式ノ小切手ハ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スコトヲ得

記名式小切手ニシテ「指圖禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ指名債權ノ讓渡ニ關スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テ之ヲ讓渡スコトヲ得

裏書ハ振出人其ノ他ノ債務者ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得此等ノ者ハ更ニ小切手ヲ裏書スルコトヲ得

第十七條 裏書ハ小切手ヨリ生スル一切ノ權利ヲ移轉ス

第二十八條 小切手ハ一覽拂ノモノトス之ニ反スル一切ノ記載ハ之ヲ爲ササルモノト看做ス

振出ノ日附トシテ記載シタル日ヨリ前ニ支拂ノ爲呈示シタル小切手ハ呈示ノ日ニ於テ之ヲ支拂フヘキモノトス

第三十七條 小切手ノ振出人又ハ所持人ハ小切手ニ線引ヲ爲スコトヲ得線引ハ次條ニ定ムル効力ヲ有ス

第三十八條 一般線引小切手ハ支拂人ニ於テ銀行ニ對シ又ハ支拂人ノ取引先ニ對シテ之ヲ支拂フコトヲ得

第五十條 小切手ノ文言ノ變造ノ場合ニ於テハ其ノ變造後ノ署名者ハ變造シタル文言ニ從ヒテ責任ヲ負ヒ變造前ノ署名者ハ原文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第五十三條 支拂人ハ小切手ニ支拂保證ヲ爲スコトヲ得

支拂保證ハ小切手ノ表面ニ「支拂保證」其ノ他支拂ヲ爲ス旨ノ文言ヲ以テ表示シ日附ヲ附シテ支拂人署名スヘシ

◇銀行法

第一條 左ノ開クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス

一 預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引ト併セ爲スコト

二 爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス

第二條 銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條 銀行業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ二百萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ規定アリタル場合ニ於テ其ノ地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金二百萬圓未滿ノモノハ指定ノ日ヨリ五年ヲ限リ前項但書ノ資本金ニ依ラザルコトヲ得

第四條 銀行ハ其ノ商號中ニ銀行ナル文字ヲ用フヘシ

銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第八條 銀行ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第二十條 主務大臣ハ何時ニテモ銀行ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十三條 銀行ノ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

◇貯蓄銀行法

第一條 左ニ掲クル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

一 複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルルコト

二 一回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルルコト

三 豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

四 期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

◇無盡業法

第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同シ但シ賭博又ハ當籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラフ

第四條 無盡業ハ資本金三萬圓以上ニシテ拂込金額一萬五千圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

◇信託業法

貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ貯蓄銀行ニ非サル銀行カ預金取引ヲ有スル者ヨリ其ノ者トノ取引ノ結果生シタル十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金ニ受入レ又ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲スヘキ預金取引ヲ有スル者ヨリ十圓未滿ノ金額ヲ受入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 貯蓄銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第四條 貯蓄銀行ハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行ナル文字ヲ用フヘシ

貯蓄銀行ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第五條 貯蓄銀行ハ第一項ノ業務ノ外左ニ掲クル業務ヲ併セ營ムコトヲ得

一 定期預リ金

二 保護預リ

三 債權ノ取立

四 公共團體又ハ產業組合ノ金錢出納事務ノ取扱

五 公共團體又ハ產業組合ヨリノ要求拂預リ金

六 國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券ノ割賦販賣

七 國債其ノ他前號ニ掲クル有價證券ノ募集又ハ其ノ元利金支拂ノ取扱

第一條 信託業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス
前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款並業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

第二條 信託業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條 信託會社ハ其ノ商號中ニ信託ナル文字ヲ用フヘシ
信託會社ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ信託業者タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス但シ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ム者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 信託會社ハ左ニ掲クル財産以外ノモノノ信託ノ引受ヲ爲スコトヲ得ス
一 金錢
二 有價證券
三 金錢債權
四 動產
五 土地及其ノ定著物
六 地上權及土地ノ賃借權

第五條 信託會社ハ左ニ掲クル業務ニ限り之ヲ併セ營ムコトヲ得
一 保護預り
二 債務ノ保證
三 不動産買賣ノ媒介又ハ金錢若ハ不動産ノ賃借ノ媒介
四 公債社債若ハ株式ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱
五 財産ニ關スル遺言ノ執行
六 會計ノ檢査
七 左ノ事項ニ關スル代理事務
(イ) 財産ノ取得、管理、處分又ハ賃借
(ロ) 財産ノ整理又ハ清算
(ハ) 債權ノ取立
(ニ) 債務ノ履行
主務大臣ハ債務ノ保證ニ付命令ヲ以テ必要ナル制限ヲ設クルコトヲ得

第七條 信託會社ハ信託義務ノ違反ニ因リテ受益者ニ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ資本金ノ十分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ但シ其ノ金額ハ百萬圓ヲ超ユルコトヲ要セス

會計法

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第二條 租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ

第三條 每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第七條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ
必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

第八條 歳入歳出ノ總豫算ハ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ
總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ
一 歳入豫算明細書
二 各省ノ豫定經費要求書但シ各項目ノ明細ヲ記入スヘシ

第九條 豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ
第一豫備金
第二豫備金
第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス
第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第十一條 政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘカラサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ互ル契約ヲ締結スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ互ル契約ヲ爲スコトヲ得ヘキ金額ハ每年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第十二條 租稅其ノ他ノ歳入ハ法令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收又ハ收

納スヘシ
法令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租稅其ノ他ノ歳入ヲ徵收又ハ收納スルコトヲ得ス但シ各廳事務員ヲシテ收納ヲ分掌セシムル場合又ハ日本銀行ヲシテ收納ヲ取扱ハシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第二十三條 會計檢査院ノ檢査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ

第二十六條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十七條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルヘキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラザリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第三十一條 政府ニ於テ買賣貸借請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競争ニ付スヘシ
國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動産賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スヘシ
出納官吏ハ其ノ出納保管ニ係ル現金又ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘシ

國稅徵收法

第一條 國稅ノ徵收ハ關稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル

第二條 國稅ノ徵收ハ總テノ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第三條 納稅人ノ財産上ニ質權又ハ抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ抵當權ノ設定力國稅ノ納期限ヨリ一箇月前ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價額ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國稅ヲ

先取セサルモノトス

第四條 一 納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ未タ納期ノ到ラサルモ既ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得
一 國稅ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
二 府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
三 強制執行ヲ受クルトキ
四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
五 競賣ノ開始アリタルトキ
六 法人力解散ヲ爲シタルトキ
七 納稅人脱稅又ハ通稅ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第六條 國稅ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏又ハ市町村ハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

第九條 國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ第四條ノ一ニ依リ國稅ノ徵收ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料、延滞金ヲ徵收ス

第十條 左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納稅者ノ財産ヲ差押フヘシ
一 納稅者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手數料、延滞金及税金ヲ完納セサルトキ
二 第四條ノ一第一號及第七號ノ場合ニ於テ納稅者納期ノ到ラサル國稅納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セサルトキ

第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
一 滯納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及廚具
二 滯納者及其ノ同居家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭
三 實印其ノ他職業ニ必要ナル印
四 祭祀禮拜ニ必要ナル認ムル物及石碑、墓地
五 系譜其ノ他滯納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣
七 勳章其ノ他名譽ノ章票
八 滯納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍器具
九 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ

第二十四條 差押へタル動産、有價證券、不動産及第二十三條ノ一ニ依リ收稅官吏方第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除クノ外公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ其ノ見積價格ヲ以テ政府ニ買上クルコトヲ得

債權及所有權以外ノ財產權ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

◇地租法

第一條 本法施行地ニ在ル土地ニハ本法ニ依リ地租ヲ課ス

第二條 左ニ掲クル土地ニハ地租ヲ課セス但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 國、府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又用又ハ公共ノ用ニ供スル土地
- 二 府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有地但シ其ノ決定ヲ爲シタル日ヨリ一年内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルモノヲ除ク
- 三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地
- 四 墳墓地
- 五 公用道路、鐵道用地、軌道用地、運河用地
- 六 用水路、溜池、堤塘、井溝、
- 七 保安林

第八條 地租ノ課稅標準ハ土地臺帳ニ登錄シタル賃賃價格トス

賃賃價格ハ貸主カ公課、修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ賃賃スル場合ニ於テ貸主ノ取得スヘキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ定ム

第十三條 土地ノ異動アリタル場合ニ於テハ地番、地目、地積及賃賃價格ハ土地所有者ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ若ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキ又ハ申告ヲ要セサルトキハ稅務署長ノ調査ニ依リ稅務署長之ヲ定ム

◇所得稅法

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法

ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 第一條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

- 一 本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキ
- 二 本法施行地ニ於テ公債、社債又ハ銀行預金ノ利子若ハ貸付信託ノ利益ノ支拂ヲ受クルトキ
- 三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

- 甲 法人ノ普通所得
- 乙 法人ノ超過所得
- 丙 法人ノ清算所得

第二條 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益

乙 第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セル個人ノ所得

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

- 一 營業ニ非サル貸金ノ利子及第二種ノ所得ニ屬セサル公債、社債及預金ノ利子ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額
- 二 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額
- 三 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額(無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額
- 四 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケ

タルニ非サルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

六 前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニ非サル資産、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

第十五條 前條ノ規定ニ依リ算出シタル所得總額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得申勤勞所得(前條第一項第三號及第五號ノ所得)ニ付左ノ金額ヲ控除ス

一 所得總額六千圓以下ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ二

二 所得總額六千圓以上ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ一

三 所得總額六千圓ヲ超テ勤勞所得以外ノ所得六千圓未滿ナルトキハ勤勞所得申勤勞所得以外ノ所得ト合算シテ六千圓ニ達スル迄ノ金額ノ十分ノ二、其ノ他ノ金額ノ十分ノ一

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル所得總額三千圓以下ナルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ其ノ年三月一日現在ノ同居ノ戶主及家族中年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具發疾者一人ニ付百圓ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依リ納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス

第十七條 戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十八條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル所得總額三千圓以下ナルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ其ノ年三月一日現在ノ同居ノ戶主及家族中年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具發疾者一人ニ付百圓ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依リ納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 不具發疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ハ年額二百圓ヲ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ本人ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

第二十一條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課セス

- 一 軍人從軍中ノ俸給及手當
- 二 扶助料及傷疾疾病者ノ恩給又ハ退職料
- 三 旅費、學資金及法定扶養料
- 四 郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子
- 五 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
- 六 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

◇營業收益稅法

第一條 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス

第二條 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲クル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス

- 一 物品販賣業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム)
- 二 銀行業
- 三 無盡業
- 四 金錢貸付業
- 五 物品貸付業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ含ム)
- 六 製造業(瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)
- 七 運送業(運送取扱ヲ含ム)
- 八 倉庫業
- 九 請負業
- 十 印刷業
- 十一 出版業
- 十二 寫眞業
- 十三 席貸業
- 十四 旅人宿業(下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マズ)

十五 料理店業
 十六 周旋業
 十七 代理業
 十八 仲立業
 十九 問屋業

第三條 營業收益税ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス
 第四條 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

第十一條 納稅義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ
 第十二條 納稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十六條 第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ
 第十七條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

◇資本利子税法

第一條 本法施行地ニ於テ資本利子ノ支拂ヲ受クル者ニハ本法ニ依リ資本利子税ヲ課ス

第二條 資本利子税ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル左ノ資本利子ニ付之ヲ賦課ス
 甲種 公債、社債、産業債券若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益
 乙種 第三種ノ所得ニ付納稅義務ヲ有スル者ノ第三種ノ所得中營業ニ非サル貸金又ハ預金ノ利子

本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ所得税法第三條ノ三ニ規定スル貸付信託ヲ謂フ

第三條 甲種ノ資本利子ハ其ノ支拂ヲ受タヘキ金額ニ依ル
 第四條 乙種ノ資本利子ハ前年中ノ收入金額ニ依ル
 第十四條 納稅義務者前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

◇相續税法

第一條 相續開始シタルトキハ開始地カ帝國内ニ在ルト否トヲ問ハス又被相續人若ハ相續人カ帝國臣民タルト否トヲ問ハス本法施行地ニ在ル相續財產ニハ本法ニ依リ相續稅ヲ課ス

第二條 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ左ニ掲クル財產ヲ以テ本法施行地ニ在ル相續財產トス
 一 本法施行地ニ在ル不動産及不動産
 二 本法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル權利
 三 前二號ニ掲ケタルモノ以外ノ財產權
 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有セザルトキハ前項第一號及第二號ノ財產ヲ以テ本法施行地ニ在ル相續財產トス

第四條 課稅價格カ家督相續ニ在リテハ五千圓、遺產相續ニ在リテハ千圓ニ滿タルトキハ相續稅ヲ課セス
 第七條 軍人、軍屬ノ戰死又ハ戰爭ノ爲受ケタル傷疾疾病ニ起因シタル死亡ニ因リ相續開始シタルトキハ相續稅ヲ課セス但シ傷疾者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ發病後一年ヲ經過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

◇法人資本税法

第一條 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ハ本法ニ依リ

リ法人資本税ヲ納ムル義務アルモノトス
 第八條 法人資本税ハ税率ハ千分ノ一トス
 前項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ年十圓ニ滿タルトキハ年十圓トス

所得金額ナキ法人資本税ハ之ヲ免除ス前二項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額カ其ノ事業年度ノ所得金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル法人資本税ニ付亦同シ

第九條 納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資本額ヲ政府ニ申告スヘシ
 第十條 資本額ハ前條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

◇外貨債特別税法

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ニシテ外貨債ヲ所有スル者ニハ本法ニ依リ外貨債特別稅ヲ課ス
 本法ニ於テ外貨債ト稱スルハ外國通貨ヲ以テ表示スル國債及地方債並ニ日本法人ノ發行シタル社債ヲ謂フ

第二條 外貨債特別稅ハ外貨債利子ニ付之ヲ賦課ス
 所得税法第三條ノ二第一項(但書ヲ除ク)及第二項ノ規定ハ信託財產タル外貨債ノ利子ニ付之ヲ準用ス

第三條 外貨債利子ハ一月一日ヨリ六月三十日迄及七月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ各期間中ニ於テ收入シタル外貨債ノ利子金額ニ依ル被相續人ノ收入シタル外貨債ノ利子金額ハ之ヲ相續人ノ收入シタル外貨債ノ利子金額ト看做ス

第五條 外貨債特別稅ハ外貨債利子金額中外貨國債ニ在リテハ利率年五分、外貨國債以外ノ外貨債ニ在リテハ利率年五分五厘ニ相當スル金額ヲ超ユル金額ニ十分ノ七ヲ乘シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第六條 外貨債特別稅ニ付納稅義務アル者ハ外貨債利子金額ヲ政府ニ申告スヘシ

◇有價證券移轉税法

第一條 有價證券ノ買賣、交換、贈與、遺贈其ノ他ノ原因ニ因リ移轉アリタルトキハ本法ニ依リ有價證券移轉稅ヲ課ス

第二條 本法ニ於テ有價證券トハ國債證券、地方債證券、社債券、産業債券、商工債券及株券並ニ外國又ハ外國法人ノ發行スル此等ノ性質ヲ有スル證券ヲ謂フ

第三條 甲種國債登錄簿ニ登錄シタル國債ニ付テノ名義變更及會社ノ社員ノ持分ノ移轉ハ之ヲ有價證券ノ移轉ト看做ス

第五條 有價證券移轉稅ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ納ムヘシ
 第一種 有價證券仲買人ヲ買受人トスル賣買取引ニ因リ移轉
 國債證券 取得價額 萬分ノ一
 其ノ他ノ有價證券 取得價額 萬分ノ二

第二種 第一種以外ノ移轉
 甲 取引所ノ實物市場ニ於ケル賣買取引ニ因リ移轉 取得價額 萬分ノ二
 國債證券 取得價額 萬分ノ四
 其ノ他ノ有價證券 取得價額 萬分ノ四
 乙 其ノ他 國債證券 取得價額 萬分ノ四
 其ノ他ノ有價證券 取得價額 萬分ノ八

◇揮發油税法

第一條 揮發油ニハ本法ニ依リ揮發油稅ヲ課ス但シ石炭、亞炭、油母質若又ハ天然瓦斯原料トシテ製造シタル揮發油ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 本法ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超ユサル礦油ヲ謂フ

第三條 揮發油ノ稅率ハ一キロリットルニ付十三圓二十錢トス

◇元帥府條例

第一條 元帥府ニ列セラルル陸海軍大將ニハ特ニ元帥ノ稱號ヲ賜フ
 第二條 元帥府ハ軍事上ニ於テ最高顧問トス
 第三條 元帥ハ勅ヲ奉シ陸海軍ノ檢閲ヲ行フコトアルヘシ

◇軍事參議院條例

第一條 軍事參議院ハ帷幄ノ下ニ在リテ重要軍務ノ諮詢ニ應スル所トス
 第二條 軍事參議院ハ諮詢ヲ待テ參議會ヲ開キ意見ヲ上奏ス
 第三條 軍事參議院ニ議長、參議員、幹事長及幹事ヲ置ク
 第四條 軍事參議官ハ左ノ如シ
 元帥
 陸軍大將
 海軍大將
 參謀總長
 海軍軍令部長

◇軍事工業動員法

第一條 本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ謂フ
 一 兵器、艦艇、航空機、彈藥並軍用器具機械及物品
 二 軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及其ノ附屬設備其ノ他ノ輸送用物件
 三 軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及棉織
 四 軍用ニ供シ得ヘキ衛生材料及獸醫材料

◇外交官及領事官官制

第一條 外交官ハ特命全權大使、特命全權公使、大使館參事官、大使館商務參事官、辦理公使、大使館一等書記官、大使館二等書記官、大使館三等書記官、大使館商務書記官、大使館領事官、公使官一等書記官、公使官二等書記官、公使館三等書記官、公使館商務書記官、公使館領事官及外交官補トス
 第二條 特命全權大使ハ親任トシ特命全權公使、大使館參事官、大使館商務參事官、辦理公使、大使館一等書記官、大使館二等書記官、大使館三等書記官、大使館商務書記官、公使官一等書記官、公使官二等書記官、公使館三等書記官、公使館商務書記官、公使館領事官及外交官補ハ任命トス

五 軍用ニ供シ得ヘキ通信用物件
 六 前各號ニ掲グルモノノ生産又ハ修理ニ要スル材料、原料、器具、機械、設備及建築材料
 七 前各號ニ掲グルモノノ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件
 第二條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲グル工場及事業場並其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ使用シ又ハ收用スルコトヲ得
 一 軍需品ノ生産又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場
 二 電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場
 三 前各號ニ掲グル工場及事業場ニ轉用スルコトヲ得ル工場
 第三條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産、修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地並家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得
 政府ハ戰時ニ際シ必要アルトキハ第一條第二號ニ掲グル物件ノ全部又ハ一部ヲ管理スルコトヲ得
 第六條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ニ掲グル物件ノ全部ヲ管理シ、消費、所持、移動若ハ輸出入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 第八條 政府ハ戰時ニ際シ兵役ニ在ル者ヲ徵兵令ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ召集シテ軍事輸送機關又ハ第二條ノ規定ニ依リ政府ノ管理スル工場若ハ事業場ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得
 前項ノ規定ハ第二條各號ニ掲グル工場又ハ事業場ニシテ國ノ經營ニ係ルモノニ關シ之ヲ準用ス

領事官ハ總領事、領事、副領事及領事官補トス
 第四條 總領事ハ勅任又ハ奏任トシ領事、副領事及領事官補ハ奏任トス但シ勅任總領事ハ八人ヲ超ユルコトヲ得ス
 第六條 領事官ヲ置カサル地ニ於テハ貿易事務官又ハ名譽總領事、名譽領事若ハ名譽副領事ヲ置クコトヲ得
 貿易事務官ハ奏任トシ名譽總領事、名譽領事及名譽副領事ハ奏任特任トス

◇領事官職務規則

第一條 領事官ハ外務大臣ノ指揮監督及其ノ駐在國ニ在ル帝國ノ大使又ハ公使ノ監督ヲ受クヘシ
 領事官ハ移殖民ニ關スル事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ニ付外務大臣ヲ經由シ拓務大臣ノ指揮監督ヲ受クヘシ但シ滿洲ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ニ付テハ外務大臣ヲ經由シ對滿事務局長ノ指揮監督ヲ受クヘシ
 外務大臣カ特定ノ事項ニ關シテ領事官ヲ指揮スルコトヲ其ノ駐在國ニ在ル帝國ノ大使又ハ公使ニ命シタルトキハ領事官ハ該事項ニ關シテ帝國ノ大使又ハ公使ノ指揮ヲ受クヘシ
 第二條 領事官ハ駐在國ニ於テ日本臣民ヲ保護シ帝國ノ通商航海ニ關スル利益ヲ維持増進スヘシ
 第三條 領事官ハ駐在國カ條約又ハ國際法ニ依リ帝國ニ對シテ自ラ所ノ義務ヲ遵守シ視察シ日本臣民ノ利益又ハ帝國ノ通商航海ニ關スル利益ヲ害セラレタル場合ニ於テハ駐在國ノ官廳ニ對シテ必要ナル措置ヲ爲スヘシ
 第四條 領事官ハ其ノ駐在國ニ在ル帝國軍艦ニ對シテ必要ナル幫助ヲ爲スヘシ

第五條 領事官ハ其ノ管轄區域内ニ在ル日本臣民ノ救助又ハ取締ノ爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ
 領事官ハ救助又ハ取締ノ爲必要ナルトキハ日本臣民ノ送還ヲ日本船舶ノ船長ニ命スルコトヲ得
 第六條 領事官ハ其ノ管轄區域内ニ於テ日本臣民ノ財産又ハ遺産ノ保護管理ニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ
 第七條 領事官ハ其ノ管轄區域内ニ在ル日本臣民ノ名簿ヲ備ヘ居住及身分ニ關スル届出ヲ受理シ届出又ハ其ノ他ノ事實ニ依リテ確知シタル日本臣民ノ居住及身分ニ關スル事項ヲ該名簿ニ登錄スヘシ
 第十二條 領事官ハ日本臣民ニ旅券ヲ付與シ又ハ其ノ旅券ヲ查證スルコトヲ得
 領事官ハ日本ニ旅行セントスル外國人ノ申請ニ因リ其ノ旅券ヲ查證スルコトヲ得
 第十四條 領事官ハ日本臣民相互ノ間又ハ日本臣民及外國人ノ間ニ生シタル民事上ノ爭論ニ關シ和解ヲ爲サシメ又ハ仲裁ヲ爲スコトヲ得
 第十五條 條約又ハ慣例ニ依リ領事裁判權ヲ行フコトヲ得ル總領事官又ハ領事官ノ長タル總領事若ハ領事官又ハ其ノ代理ハ其ノ所管事務ニ付命令ヲ發スルコトヲ得
 領事官ノ發スル命令ニハ五十圓以内ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ノ罰則ヲ命スルコトヲ得
 領事官ノ發スル命令ノ公布ニ關スル規程ハ領事官之ヲ定ム

終



広島大学図書

2000074165

